



同日議院において採決することを請願した左の請願及び陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。  
津水港、甲府市間を國道とすることに関する請願  
秋田駅至川並びに阿仁川改修完成  
黒瀬川並びに中川改修工事に関する請願  
賀茂川改修工事に関する請願  
常願寺川改修完成に関する請願  
最上川改修工事に関する請願  
吉井川下流改修工事費増額に関する請願  
旭川改修工事促進に関する請願  
信濃川堤防工事促進に関する請願  
荒川治水工事促進に関する請願  
木曾川上流改修工事に關する請願  
信濃川の堤防工事促進並びに建設省の設置に関する請願  
荒川改修工事に関する請願  
利根川改修区域を鉢子河口まで延長することに関する請願  
山口縣下の道路改修工事に関する請願  
縣道手錦居関線改修工事に関する請願  
旭川改修工事促進に関する請願  
重信川改修工事に関する請願  
蘆田川改修工事に関する請願  
天體川堤防復用工事施行に関する請願

加古川中流改修工事に関する請願  
鶴石川外二河川改修工事に関する請願  
姫路市瀬戸内海の一部改修工事に関する請願  
瀬戸内海國立公園区域に愛媛縣を編入することに関する請願  
美鑑川改修工事に関する請願  
常願寺川改修工事促進に関する請願  
北上川堤防補強工事施行に関する請願  
特野川改修工事並びに放水路開拓に関する請願  
電信川改修工事に関する請願  
國道第三号線改修工事施行に関する請願  
大淀川改修区域の國直轄測量調査に関する請願  
大淀川改修工事促進に関する請願  
鮎喰川改修工事に関する請願  
兵庫縣赤穂御崎海岸一帯を瀬戸内海國立公園に編入することに関する請願  
山陽國道玉島町附近改良工事に関する請願  
國字國語問題の研究機關設置に関する請願  
日本矣送電株式会社水力発電工事に関する請願  
電離の輸入税を免除する法律案  
でん粉加工事業用電力の取扱いに関する請願  
電力制当に関する請願  
五十里えん堤の建設促進に関する陳情  
江合、鳴瀬及び吉田三川改修工事に関する陳情  
荒川落成改修工事に関する陳情

阿隈川その他の河川改修工事に関する請願  
利根川水系改修工事に関する陳情  
北利根川並びに常陸川改修工事に関する陳情  
荒川改修工事促進に関する陳情  
菊川改修工事に関する陳情  
山國川改修工事國産施行に関する陳情  
入間川改修工事に関する陳情  
江合川堤防工事促進に関する陳情  
九州地方における電力復興に関する陳情  
大淀川改修工事に関する請願  
文教委員会請願審査報告書第五号  
文教委員会國情特別報告書第一号  
文教委員会金情特別報告書第一号  
○議長(松平恒雄君) これより本日の  
会議を閉会します。去る二十六日本下盛  
雄君より理由を附して鉄工業委員会辞任  
の申出がございました。許可すること  
に御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。つきましては、その補欠とし  
て寺尾義君を指名いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。つきましては、予備員の選挙  
を委員会に付託した。  
昭和二十二年度一般会計予算補正  
(第九号)  
昭和二十二年度特別会計予算補正  
(特第4号)  
予算委員会に付託  
簡易生命保険法等の一部を改正する  
法律案  
通信委員会に付託  
法律案  
副檢事の任命規則の特例に関する法  
律案  
司法委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よつて議長は、即日こ  
れを委員会に付託した。  
○議長(松平恒雄君) 日程第一、彈効  
裁判所の裁判員及び同予備員の選挙、  
裁判員は七名、予備員は四名でござ  
ります。専選審に当りましては、予備員  
の職務を行う順序を定めることになつ  
ております。  
○北條秀一君 只今議題となりました  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。先ず委員長の報告を求めま  
す。

す。先ず委員長の報告を求めます。司  
法委員長伊藤謙君。

#### 審査報告書

種々都市借地借家臨時処理法第二  
十五條の二の災害及び同條の規定  
を適用する地区を定める法律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と議決した。よつて多数意見者の署  
名を附し、要領書を添えて、報告す  
る。

昭和二十一年十一月二十日

司法委員長 松平恒雄殿 修

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

三、費 用  
この法律を施行するについて別  
段の費用を要しない。  
種々都市借地借家臨時処理法第二  
十五條の二の災害及び同條の規定  
を適用する地区を定める法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。  
よつて國会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十一年十一月十三日

司法委員長 松平恒雄殿 修

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄殿 修  
多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

罰則の整備に関する法律は、主として經濟統制事務を行ふ經濟團体その他重要な公共事務を行ふ金庫、会社等の役員や職員に對して、職務及び機密漏泄罪の成立を認め、その職務執行の公正を期したものであるが、終戦を契機として、統制の方式に重要な修正が加えられ、右法律の適用を受ける經濟團体の廃止変更されたものも相當数にのぼり、又私的独占の禁止等の法律から除外された鉄道事業、電氣事業、瓦斯事業等その性質上當然に獨占となるべき事業を営む会社の役、職員に對して、新にこの法律の適用があることにつた方が適當と思われる。本法律は、右罰則の適用をうけるこれら経済團体を整理するため、右法律の一部を改正するもので、必要な措置である。

なお、將來生れてくる經濟團体でのこの法律の適用あらしめることを必要とするものについては、政令で追加できる趣旨の政府原案に対して、衆議院では、政令に任せず、その都度法律をもつて定めるべきであるとの見地から、右罰則の規定を削除した修正は、当を得たもので理論的にも正しいものと認められる。

昭和二十一年十一月十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

#### 三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

昭和十九年法律第四号經濟開拓罰則の整理に関する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十一月二十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿 修

多數意見者署名

山下 幸一 中村 正雄

宮崎 大作 阿竹齋次郎

岡部 常 松井 道夫

鬼丸 義齋 前之園喜一郎

池田 七郎 兵衛

をなすこととを以てめ、これを防止する利益がある。

・臨時物資需給調整法第ノ他經濟

・統制目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノシテ別表乙號ニ掲タルモノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ略を收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルキヘニ年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

別表乙號ニ掲タル會社、組合又ハ此等ニ准ズルモノニシテ前項ノ規定ヲ適用スベキ公益上ノ必要アルモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲タルコトヲ得

第六條中「團體」及び「ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ」を削り「官廳」を「行政機關」に改める。

第七條中「統制事務者ハ統制ノ爲ニスル經營事務」又「統制ニ關スル業務」に、「當該事業」を「當該業務」に改める。

別表甲號

一 住宅營團

二 帝都高度交通營團

三 農地開發營團

四 地方食糧營團

五 交易營團

六 資金金庫

七 應民金庫

八 復興金融金庫

九 日本銀行

別表乙號

一 日本勸業銀行

二 北國道拓殖銀行

三 日本興業銀行

四 日本製鐵株式會社

五 東北興業株式會社

六 日本通運株式會社

七 帝國燃料興業株式會社

八 日本發送電株式會社

九 帝國礦業開發株式會社

十 帝國石油株式會社

十一 森林法ニ依ル森林組合及森林組合連合會

十二 漁業法ニ依ル水產組合及水產組合連合會

十三 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合連合會

十四 牧野法ニ依ル牧野組合

十五 貿易組合法ニ依ル貿易組合及貿易組合連合會

十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合

十七 酪農業調整法ニ依ル酪農業組合及貿易組合連合會

十八 商工組合中央金庫

十九 貸家組合法ニ依ル貸家組合及貸家組合連合會

二十 農林中央金庫

二十一 農業組合法ニ依ル農業組合及農業組合連合會

二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合連合會

二十三 農業團體監查連合會

二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及

二十五 全國農業會

二十六 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及

二十七 全國農業會

二十八 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及

二十九 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及

三十 地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ營む者

三十一 軌道法第三條ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ營む者

三十二 市街地信用組合法ニ依ル

三十三 農業團體監查連合會

三十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及

三十五 漁業會、製造業會、道府

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

この法律施行前(國家総動員法第十八條第一項又は第三項の規定によ

り設立された團体については、同法のなお効力を有する期間の経過前に

にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

〔伊藤修君登壇、拍手〕

</div

市におきましては金額四千二十五戸、  
那珂湊町におきましては全戸千百  
七十六戸と、かような被害を被つて  
おられた次第であります。正に戦災  
によつて被つたところの場合と殆ん  
ど同様の状態でありますから、この  
法律を適用するに最も適当であると信  
じられた次第であります。委員会にお  
きましても、政府の説明に対しまして  
諒いたしまして、且つこの法案を適  
用することの適切なることを認めまし  
て、この法案に対しましては賛成並び  
に討論を省略いたしまして、全会一致  
を以て原案通り可決すべきものと決定  
いたしました次第であります。

次に経済関係罰則の整備に関する法

律の一部を改正する法律案について申

上げます。この法律は昭和十九年初

頭、第八十四帝国議会において、即ち

同年一月二十一日の再開後、決戦的時

期の緊張した空氣の中におきまして急

速に審議を進められたものであります

て、同年二月十日、法律第四号として

公布されたものであるが、その内容

は、經濟統制事務を行ふ經濟團体の役

員その他の職員に対し、賄賂罪及び機

密漏泄罪を規定し、併せて從來經濟團

体の各種法令中、右二つの罪の規定が

極めて区々になつてゐたのを整備統一

して、この法律一本に纏め、その適用

を見る各種經濟團体を勅令で列挙する

方式を採つたのであります。併し戦

後、統制の方式について重要な修正が

加えられましたと共に、右勅令に指定

された經濟團体で、或いは消滅したも

のや、著しく変革されたものも相当な

数に上つております。又新らしく生じた統

制会社等で、右規定の適用あることに

本出版会等であり、當團としては、住

宅營團、帝都高等交通營團、農地開

發營團、食糧營團、產業設備營團、交

易營團、產業復興營團等があり、金庫

としては、恩給金庫、庶民金庫、國民

更生金庫、戰時金融金庫、復興金融金

庫、南方開發金庫等があり、當團、金

市におきましては金額四千二十五戸、  
那珂湊町におきましては全戸千百  
七十六戸と、かような被害を被つて  
おられた次第であります。正に戦災  
によつて被つたところの場合と殆ん  
ど同様の状態でありますから、この  
法律を適用するに最も適当であると信  
じられた次第であります。委員会にお  
きましても、政府の説明に対しまして  
諒いたしまして、且つこの法案を適  
用することの適切なることを認めまし  
て、この法案に対しましては賛成並び  
に討論を省略いたしまして、全会一致  
を以て原案通り可決すべきものと決定  
いたしました次第であります。

次に經濟統制の整備に関する法

律の一部を改正する法律案について申

上げます。大体、本法は經濟團体の

種類、性質、その事務の種類等に鑑

み、二つのグループに區別して規定さ

れました。即ち第一條の高度の經濟團

体と、第二條のそれよりはやや程度の

低いものと二種類で、この区別を改正

案も踏襲したのであります。その一つ

は、元の第一條で、國家総動員法第十八

條第一項若しくは第三項の規定により設立せられた團體又は當團、金庫若しくはこれらに準ずるものの役員その他

の職員で、これらの者については、罰

則の適用については、これを法令によ

り公務に從事する職員とみなすことと

いたしました。國家総動員法第十八條

による全國金融統制會等、港灣運送業

統制令による地区別團體、馬車團體令

による日本馬車會、戰時海運管理令に

よる船舶運當金、出版事業令による日

本出版会等であり、當團としては、住

宅營團、帝都高等交通營團、農地開

發營團、食糧營團、產業設備營團、交

易營團、產業復興營團等があり、金庫

としては、恩給金庫、庶民金庫、國民

更生金庫、戰時金融金庫、復興金融金

庫、南方開發金庫等があり、當團、金

庫に準ずるものとしては日本銀行、日

本證券取引所等があります。

併し、これらのもとのすべての職員

が公務に從事する職員とみなされるわ

けではなく、特に勅令を以て定められ

た團體並びに當團、金庫及びこれらに

れ、政府より本案が提出せられた次第

であります。

改正法案の内容に引き少しく御説明

申上げます。大体、本法は經濟團體の

種類、性質、その事務の種類等に鑑

み、二つのグループに區別して規定さ

れました。即ち第一條の高度の經濟團

体と、第二條のそれよりはやや程度の

低いものと二種類で、この区別を改正

案も踏襲したのであります。その一つ

は、元の第一條で、國家総動員法第十八

條第一項若しくは第三項の規定により設立せられた團體又は當團、金庫若しくはこれらに準ずるものの役員その他

の職員で、これらの者については、罰

則の適用については、これを法令によ

り公務に從事する職員とみなすことと

いたしました。國家総動員法第十八條

による全國金融統制會等、港灣運送業

統制令による地区別團體、馬車團體令

による日本馬車會、戰時海運管理令に

よる船舶運當金、出版事業令による日

本出版会等であり、當團としては、住

宅營團、帝都高等交通營團、農地開

發營團、食糧營團、產業設備營團、交

易營團、產業復興營團等があり、金庫

としては、恩給金庫、庶民金庫、國民

更生金庫、戰時金融金庫、復興金融金

庫、南方開發金庫等があり、當團、金

庫に準ずるものとしては日本銀行、日

本證券取引所等があります。

然るに、國家総動員法はすでに廃

止せられ、從つて同法第十八條によつて設立せられた前に申上げました統制

團體は、絶対的に昭和二十三年三月三

十一日まで存続する船舶運當金を除

き、その他は全部存在しないことにな

りましたので、改正案では、本條中統

制團體に関する部分を削除し、船舶運

當金会については、附則においてその存

続中尙本法の適用を受くるよう規

定されたので、改正案では、本條中統

制團體に関する部分を削除し、船舶運

## 中央農業試験場開拓部

昭和二十年度歲入歳出総決算並びに  
昭和二十年度特別会計歲入歳出決算  
及び既往年度検査未確定金額の検査  
確定を審査した結果

## 第一 昭和二十年度一般会計歳

出、元大東亞省所管、歳出

臨時部、第一款一般費 第

八項臨時諸補助金、大東亞

省において支出に係る件。

大東亞省が昭和二十年八月十

七日に、社團法人東亞經濟懇

談会に事業補助金を交付した

件は、當時の事情に照して妥

当の措置とは認められない。

補助金の交付に関して將來内

閣はその目的達成のため効果

的に支出するよう十分の注意

を図るべきである。

昭和二十年度一般会計歳

出、農林省所管、歳出臨時

部、第一款一般費、第十三項

食糧増産対策諸費、青森縣

において支出に係る件。昭

和二十年度一般会計歳

出、農林省所管、歳出臨時

部、第一款一般費、第十二項

一般費、臨時諸補助金、第

十三項食糧増産対策諸費、

農林省所管、歳出未確定金額

に係る件。

農林省の決算については会計

検査院から予算及び法律勅令

違背の事項中に指摘せらるる

青森縣の事件の外に、昭和二

十一年度一般会計未確定金額表

中には、農林省關係の金額は二

## 億五千万円に達する。

のうち食糧増産対策諸費は一  
億六千余万円に上つておる状

態であるから、内閣は將來嚴

重なる注意をすべきである。

昭和二十年度特別会計歳出

入、帝國鐵道、収益勘定、

歳入、第一款作業收入、第

一項運輸收入、運輸省にお

いて收入に至らなかつたも

のに係る件。昭和二十年度

特別会計歳出、帝國鐵道、

資本勘定、歳出、第一款鐵

道建設改良及自動車線設備

費、第二項鐵道改良費、運

輸省において支出に係る

件。同用品勘定、歳出、第一

款用品及工作費、第一項用

品及工作費、運輸省におい

て支出に係る件。昭和二十

年度一般特別両会計歳出、

一般会計、運輸省所管、歲

出臨時部、第一款一般費、

第七項氣象施設整備費、中

央氣象台において支出に係

る件。昭和十九年度一般会

計、運輸省所管、歳出臨時

部、第一款鐵道土木費、第

十四項中央氣象台施設整備

## よろずの現業官廳における会計

制度については、一般の官廳

会計におけるものと異なる制

度を考慮し、一般私的企业に

おける会計制度の精神を加味

して、企業性と機動性とを有

するものとすることが官業の

能率を高める上にも、また予

算及び法令に遵ずる事項を

根絶する上にも肝要であるか

ら、内閣はよく此の点について

研究すべきである。

昭和二十年度特別会計歳

出、陸軍造兵廠、第一款

陸軍造兵廠作業費、第一

項作業費、大阪陸軍造兵廠

において支出に係る件。

大阪陸軍造兵廠が、昭和二十

年八月三十一日に香川造兵廠

機械式会社に加工請負代金を

不當に支拂い、その返納を命

じている件についてはその返

納の方法は定期貸そ他の事情

に即した処理をなすべきもの

と認める。

昭和二十年度大蔵省所管、

官金において預金部資金の

## 第二 昭和二十年度一般会計歳入歳出決算報告

入、歳入経常部、第一款租

税、第一項所得税、大月稅務

署及び郡山稅務署において

租税の徵收不足を生ぜしめ

たるものに係る件。同第一款

租税、第一項所得税、板橋

稅務署において徵收不足を至ら

ないものに係る件。昭和二十

年度一般会計歳出、大藏

省所管、歳出臨時部、第一

款一般費、第六項航空施設

整備費、通信院電波局航空

保安部において支出に係る

件。同特別会計歳出、通

信事業、資本勘定、歳入、

第一款通信事業資金收入、

第四項雜收入、本項決算額

の外通信院總務局において

歳入に織入すべきものに係

る件。同特別会計歳出、通

信事業、業務勘定、歳出、

第一款通信業務費、第三項

## 所得税、京橋稅務署において

徵收不足を生ぜしめたる

ものに係る件。同一宮稅務

署及び兩國稅務署において

徵收過を生ぜしめたるもの

に係る件。同十六年度京橋

稅務署及び八王子稅務署に

おいて徵收不足を生ぜしめたるものに係る件。同歲入臨時部、

第一款臨時利得稅、横濱稅務署に

おいて徵收不足を生ぜしめたるものに係る件。同十八

年度歲入経常部、第一款租

税、第一項所得稅、横濱稅務署に

おいて徵收不足を生ぜしめたるものに係る件。同歲入臨時部、

第一款所得稅、靜岡稅務署に

おいて徵收不足を生ぜしめたるものに係る件。昭和二十

年度歲入経常部、第一款租

税、第一項所得稅、水道橋稅務署、熊本

稅務署(一件)及び昭和稅務

署において徵收不足を生ぜしめたるものに係る件。昭和二十

年度歲入経常部、第一款租

税、第一項所得稅、新潟稅務署に

おいて徵收不足を生ぜしめたるものに係る件。昭和二十

年度歲入経常部、第一款租

## 項緊急対策費、岐城縣にお

いて

して支出に係る件。同厚生省所管、「収出臨時部」第一款一般費、第十五項引揚民対策諸費、鹿児島引揚援護局及び博多引揚援護局において支出に係る件。

第三章 無業の母から主婦へ

右の通り全会一致をもつて翻決した。よつて多數意見者の署名を附し報告する。

昭和二十二年十一月二十四日

卷之三

多數意見者總合

伊達源一郎 小野哲

錦木 義信  
山下 太田 敏兒

出崎恒千田正

深井村一男

第一回の決算はいつかまつた。委  
員會

お車で通勤される際は、お車にて御車上位ます。

卷之三

一度でありまして、いろいろと変革が

おまけに腰痛上  
腰痛が決算に相應  
するのであります。先手戻入と戻

を通じまして予算と決算とを比較する。

うると、家業三百二十大億円余の不動産を手にいります。二つお会いいたしま

了して臨時軍事費

て、その他戰災、空襲、いろいろの關係からいたしまして、会計の説明ができないものが甚だ多くあります。これらは大正十二年の関東の大震災の例に倣いまして、いろいろの方法、例えば実地検査をするとか、そういうような方法によりまして便宜検査を終らせて、ここに報告になつておるのであります。

会計検査院から毎年出て参ります予算及び法律勅令違背事項、即ち批難事項といふものがありますが、この昭和二十年度におきましては一般会計において十一件、特別会計においてやはり十一件、都合二十二件、それから既往年度の分で十一件、さうような件数に相成つております。一々申上げるのは甚だ煩雑であります。申上げるから、この中につきまして特に重要なものであり、且つ特に注意を喚起すべきものと認めたもの二三について申上げたいと存じます。總じまして戦争中から一般官吏の会計経理に対する觀念が非常に散漫になつたということは、この決算を通じて著しく窺い得るところであります。例えばこの農林省の關係から申しますと、農林省が青森縣へ食糧増産のために補助金を三百五十万円交付することになつたのであります。翌年度の四月に交付しまして、而も実地検査をしますると、その八月になつてもまだ一文も金を拂つておらないと、かよくな誠に緩慢なお役所振りを發揮しておつたのであります。

卒に交付しておるよな事実が甚だ多くあるのであります。例えは元ありませぬ大東亜省が、終戦の後で昭和二十二年八月十七日でありまするが、東亜經濟懇談會に相当多額の補助金を出しております。ところがその時は最早終戦後でありますし、又諸般の事情から申しまして、東亜各地との連絡がない。さういう関係からして東亜經濟懇談會へ補助金を交付することは適當でないにも拘わらず、而も前年度の多額な剩余金があつたに拘わらず、補助金を出しましたといふようなことは、誠に不謹慎な行為であると思ひます。かくおきましては、その目的達成のために十分効果的になるように処置をして萬いかといふような決議をいたしたのであります。又例えば大藏省の預金部で、終戦後即ち昭和二十年の八月二十一日に陸軍共済組合といふのがあります。これが陸軍共済組合が解散するから組合員にその金を配りたい。そこでその金の出場所がないために満州北支、朝鮮、台灣等の外地關係の有價証券、殆んど當時無價値と考えられておつた証券を大藏省へ持つて参りましたが、それでそれを現金に引替えたのであります。それが実に七百九十一万円になつております。それでいろいろにつきまして大藏省から説明を聽きましたが、或いは當時の事情として、それにつきまして大藏省から説明を

なければならん、或いは若しこれを時に市場に出したならば、或いは市価が暴落するというようなことを弁明しておりますけれども、それは事實、違つておりますて、この当時の事情よく研究いたしましたのみならず、証人として当時の陸軍次官、陸軍省備局戦備課長、大蔵省金融局長を召喚いたしましてよく聞き質しましたが、結構その当時の觀念におきまして、この扱いは甚だ不当である。殆んどこの部欠損となつたような買入方をしたくいうことは誠に慎重な処置でない、來かくのごときことのないよう、政府においては十分注意をしてやるべきのだと、いうふうに決議いたしましたのであります。かようなことが各省にありまするが、特に著しいのは鉄道關係であります。運輸省の決算につきましては、会計検査院の指摘したもののが非常に多いのであります。社難事項が非常に多い。例えばこういうことがあります。東京鉄道局で昭和二十年の七月上旬に、疎開のために必要だからと言うて、或る土地を賣り約束をしたのですが、それで而も直ちに疎開したと申しますが、それより先、予め計画しておました職員のための畑を作つておつゝたのであります。そこで、例えは昭和二十年の十二月に鐵道關係に食糧増支部を作りました。そこではいろいろと耕とか塩場事業をやつております。

一の金は鉄道改良費とか用品及び工作費、事業費といふものから、合計金額千八百余万円を流用して使つておつたのであります。これは明らかに予算の使途と違つたことをしておつたのであります。これは明らかに会計法規に違反しておるのであります。その外まだ沢山ありますが、例え防空用の暗幕の生地を買入れた。これは買つた時は終戦後の九月であります。九月に防空用の暗幕を買つた。而も買う時には四十口の小口に分けまして、そしして現金で金額が小さいからと称して課長張りでこれを買つたというような、實に怪しからんことであります。而もその價格は公定價格の十数倍に上つておるのであります。かようなことが沢山あります。誠に運輸省関係の決算については遺憾な点が多いのであります。これらにつきましては、政府において十分に注意をいたすべきであると存ずるのであります。尚これに附帶いたしまして、かような企業会計といふのがいわゆる通常の会計制度によつておりますと、いかにもいふべく自由の点が多いのであります。これは一般的企業の場合におけると同様に、或いは企業性とか或いは機動性を發揮するよう、官業の能率を高めるために改正を加えまして、特殊の会計制度を設ける必要があるというように考えてこの点も委員会としては決議いたしました。

のであります。ところがその船は昭和二十年の七月に出文いたしまして、小型船頭艇二十隻であります。それがまだ少しのであります。おりませんのに、八月十三日に全部できただと称しまして、

八月三十一日に賃貸代金を全額支拂つたという事実があります。後で調査いたして見ますと、その著工したのは僅か六隻であります。而も完成品に換算いたしましても一隻四分という程度であります。大阪造兵廠につきましてはいろ／＼問題があるように思いますが、これも確かにその一つであります。実に乱暴なことをしたものであると思つてあります。かよくなつたいということを悉く申述べるものであります。

その仙沢山ありまするが、これは会計検査院の報告書に記載りましてこの程度に止めて置きますが、要するに臨時中から会計監理に關しまして甚だ政府の注意が十分でないといふことが明瞭でありますから、政府におきましては今後ともよきことのないよう、最も大なる注意を喰うようにお願いいたしたいと思います。誠に簡単でありまするが、決算委員会の報告をこれで終ります。(拍手)

○鈴木(松平恒雄君) 以上二件とも決算委員長の報告通りで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○副長(松平恒雄君) この際日程の順序を変更して、日程第五より第七まで

の請願、及び日程第二十六より二十八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長坂本重蔵君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

施高田八三七番地中瀬方三郎

外六十九名(外一件)提出

長野縣上伊那郡高遠町大字東

高遠二〇八〇番地柿木保外五

名提出

岐阜市大字坂上三七六三番

地 細野猪忠外二百三十二名

(外一件)提出

長野縣大字龍村三四四二

番地白井久長外三千四名提出

長野市右京尾瀬木町西番地

中山伊之三郎外五十六名提出

長崎市櫻島町七一番地春日

貢春長田

右の請願は

恩給受給者は、物價の高騰にも

かかわらず、恩給の金額は以前とか

わらないので、もはや生活を維持出

來ない不安な状態に到つてゐるか

ら、速かにこれが増額を計られたい

との趣旨であつて委議院は、願意の

大体は妥当なものなりと思う。よつ

て内閣は銳意これが実現に努力せら

れたい。ここに國会法第八十一條に

より別冊を送付する。

昭和二十一年月日

厚生委員会陳情審査報告書第二

号

内閣総理大臣片山哲蔵

一議院の會議に付するを要するも

の。

陳第十二号、陳第六十四号、

陳第一百五十三号 恩給法の改正

に関する陳情

陳第二百九十三号 恩給増額に関

する陳情

澤一二三番地中田主税提出

札幌市大通西十五丁目財國法

人北海道教育文化協会内半澤

泡外九百二十名提出

長野縣南佐久郡田口村佐々木

貞良外百十五名提出

長野縣埴科郡東條村七三三番

地 新田隆平外二百六十二名提

出

福本縣宇都宮市花房町一九〇

六番地入江樺外九十四名提出

福岡市内高宮町一三七番地屋

上朝太郎提出

長野縣南安曇郡後村一八三五

番地小松進外二百六十五名提

出

長野縣下高井郡瑞穂村四三九

七番地佐藤市外七名提出

右の請願は

恩給受給者は、昨今の經濟状勢の悪化のため、生活が極めて急迫しているが、老朽者と就職困難であり、又かつての身分を考えると、一般の救助を求めるものと見て、困つて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十一年月日

厚生委員会陳情審査報告書第二

号

内閣総理大臣片山哲蔵

陳第五十三号 愛媛縣西條市明

屋敷三六二西原住一外一名提

出

陳第六十四号 榊木縣下都賀郡

小山町大塚光治外三十五名提

出

陳第五十三号 愛媛縣西條市明

屋敷三六二西原住一外一名提

出

陳第六十四号 榊木縣下都賀郡

小山町大塚光治外三十五名提

出

陳第五十三号 甲府市柄町十

八番地山梨縣教育会事務所内

山梨縣教員恩給増額期成同覈

会代表吉田祐吉提出

厚生委員会陳情審査報告書第二

号

内閣総理大臣片山哲蔵

陳第三百九十三号 鳥取縣米子市

立町一丁目七十四番地三明太

藏外九名提出

出

陳第三百四十六号 熊本市生田

区北長谷道四丁目桂屋繁六提

出

陳第三百四十六号 熊本市橋町十八番地山

立町一丁目七十四番地三明太

藏外九名提出

出

陳第三百四十六号 熊本市生田

区北長谷道四丁目桂屋繁六提

出

陳第三百四十六号 熊本市橋町十八番地山

立町一丁目七十四番地三明太

藏外九名提出

出

陳

鳥取縣米子市立町一丁目七十  
四番地三明太藏外九名提出

神戸市生田区北長狭通四丁目  
横尾繁六提出

右の陳情は  
物價高騰の今日恩給受給教職員は、  
ほとんど蓄積とてもなく、他に收入  
もないにもかかわらず、恩給の金額  
は以前とかわらないので、もやは生  
活を維持しがたい困難の状態に到  
思つ。よつて内閣は鋭意これが実現  
に努力せられたい。ここに國会法第  
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十一年月日  
内閣總理大臣片山善蔵  
參議院議長 松平 恒雄

〔據本重蔵君登壇 拍手〕  
○據本重蔵君 只今議題になりました  
請願文書表第二百二十号、結婚問題に  
関する請願を審議いたしました委員会  
の結果を御報告申上げます。

その理由は、政治運動の根源は家庭  
の中にあるのであって、結婚問題は國  
及び社会の基礎をなす重要な問題で  
ある拘わらず、日本では昔から個人  
の私事としての取扱い、國及び社会  
の立場からはいつの時代も看過放任さ  
れて來た。明治以來精神方面の政策を  
開拓して物質に片寄り過ぎた政治政策

が、結局國を亡し國民を窮地に追い込  
んだ悲惨な教訓と、終戰以來の思想的  
混亂並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救済を要する問題が山積し、

今や大きな社会の病弊となつて  
國家の基礎を侵しつつあるのである。  
すでに新らしい民法は、個人の尊嚴を  
守るために家の束縛を解除して結婚の  
自由を認め、更に未成年者も結婚する  
ことによつて成年に達したものとみな  
すという規定ができました。これは実  
に画期的な大改正でありまして、從來  
個人の私事としてのみ考えられていた  
日本人の結婚は、今後國及び社会にと  
つて未成年を完成された社会人とみな  
すことの大切な行事であると、法律  
によつて確認せられたのであります。

つまり民法の改正は、偶然にも結婚の  
社會的意義と重要性に対しまして、國  
民の再認識を喚起し、平和な道義國家  
建設は先づ結婚問題を正しく解決する  
ことから始めなければならぬ理由を強  
く示唆しておるのであります。大要以  
上のような理由に鑑みまして、國会及  
び政府は庶政更新の今日を期し、断乎

具体的には、第一に利己的個人主義  
と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟  
事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救済を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救済を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救済を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救済を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救渉を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救渉を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救渉を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟

事情の逼迫とにより、止むなく婚期を  
過ぎた男女が非常に多く、夫の戰病  
死により再婚を希望しまする未亡人  
や、壯年男子の戰病死により人口比率  
過剰となつた女子、又は自信と自制を  
失つて風紀を棄す青少年等、至急に保  
護救渉を要する問題が山積し、

と、誤つた自由主義とを正して、社會  
生活、家庭生活、夫婦生活に必要な物  
品と並びに國民道德の頽廢等を思い合  
わせるとき、これ以上結婚の問題を看  
過することはもはや許されないことで  
ある。特に日本は長期間の戰争と經濟



たいが呼ばれているが、國民の一團體に対する別揚者、復讐者に不均等な待遇を與えている今日の政治が是正されない限り、道義は昇揚せられないと、との趣旨であつて參議院は、頗る大本邦を憂うつる心である。

右の請願は  
　　海外引渡者の住宅問題に關する請願  
　　請願者 東京都中野区江古田四丁目一五一五番地浦田武雄提出  
　　出

業資金の貸出増加を予算に計上せられたいとの趣旨であつて參議院は、開意の大体は妥当なものなりと田中。よつて内閣は究竟これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を添付する。

總議院議長 松平  
內閣總理大臣片山哲藏 恒雄  
意見書案

無刑懲役又は十五年、十年、十年以下  
の懲役を課せられてゐる有様で、  
これらの者は獄内の繪虱の不良、衛生  
設備の不備等のため次々と死亡し  
てゐる状態である。雖々として拘え  
られ、本人のみならずこれ等の家族

よつて内閣は銳意これが実現に努力せられた。ここに國会法第八十二條により別冊を添付する。

參議院議長 松平  
內閣總理大臣片山哲段 恒松

## 意見書案

國語

日本第一番地東京都引揚者團体浦  
安今井町風美利都乃里十一

右の諸願は  
令會委員長師範教育課

海外引揚者に対する現行更生資金金を更生に使用し得るものは他から資

金の借入る道のある小数者であつて  
實際は更生不可能資金である。難少

なるこれ等更生資金は現下の物價と  
國刀萬利にて、主計官之に運行する。

強力組織により生活資金と活動費をもっているものであるから是非共二万円

程度の更生資金と資材の優先配給による保護的措置と併用して結構的な

面の法的保護を與えられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は

妥当なものなりと願う。よつて内閣

は實現これが実現に努力をられたい。ここに國会法第八十一條によれ

別冊を送付する。

參議院議長 松平 恒雄

右の請願は  
海外引揚者の住宅問題に関する請願  
請願者 東京都中野区江古田四丁目一五一五番地浦田武雄提出  
出  
現下の住宅問題は、食糧事情と併行的に困難である。引揚者、一般大衆は、野宿同様のために勤労意欲を阻害するもの甚だしい。ために遊休住宅の開放は勿論役人の知恵ない未利用を活用された。このために住宅緊急措置令、供地借家法の強力な実施を行われたとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は既にこれが現に努力せられたい。ことに國会法律第八十一條により別冊を送付する。  
昭和三十二年月日  
參議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣片山哲殿  
意見書案  
海外引揚者が商工業等の生業を離体するもしくは個人としては計画し再起更生を圖ろうとしても資金信用がないので庶民金庫貸出の生業資金を唯一の想みとしているが、貸付金額が少ないと、貸付より除外される者が多く又最近の物價高のため生活苦は甚しいものがあり、このまま推移すれば重大なる社会問題となるから、生

業資金の貸出増加を予算に計上せられたいとの趣旨であつて參議院は、開意の大体は妥当なものなりと想る。よつて内閣は紹意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年月日

中中國東北地区における戦犯者救護江戸橋一丁目十五番地財團法人  
内閣総理大臣片山哲殿  
内閣総理大臣松平恒雄  
意見書案

中國東北地区における戦犯者救護江戸橋一丁目十五番地財團法人  
内閣総理大臣片山哲殿  
内閣総理大臣松平恒雄  
意見書案

右の請願は  
瀬州地区における戦犯者は、その罪状甚だ明確を欠き、多くは責任的辨位におらなかつた者で、各方面の責任者が、ソ連に遭行せられたり或は帰國した後、それらの者に代つて収容せられたものであつて、誠に氣に難な事情にあり、設備不充分、食糧事情粗悪な獄内に、その刑を終るまで留ることとは死刑に処せられたのと同様であつて、その大多数は、今年多期さえ越し得ない状況であるから、連合軍を通じこれら戦犯者の囚地服役、微罪者释放、食糧、衣類、薬品の差入等につき適切の措置をさせられたいとの趣旨であつて參議院は、開意は当然のことと思う。よつて内閣は紹意これが即ち實現に努力せられたい。ここに國会法第八十二条により別冊を送付する。

海外引揚者所有の農地に関する請願  
内閣總理大臣片山哲蔵  
意見書案  
請願者 高知縣廳内社團法人海  
外引揚者高知縣更生連盟理事  
長馬場敬春提出  
右の請願は  
悲惨な境遇にある海外引揚者を救う  
唯一の方法は、農地問題の適切なる  
措置にあると思うから 一、引揚者  
所有農地を小作人より早急に返還す  
ること 二、引揚者所有農地保有量  
は、法律の許す限度にこれを認容す  
ること 三、帰農引揚者に対する貢  
献に努力せられたい。ここに國会法  
第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十二年月日  
内閣總理大臣片山哲蔵  
意見書案  
北鮮における不法拘留者等の釈放  
に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内  
仲十二号館六号田中武雄提  
出  
右の請願は  
北緯三十八度以北の朝鮮には終戦時  
の混亂に乘じてにわかに組織された  
現地当局關係者の報復的感情の下に  
罪なくして捕えられ、單に前職が司  
法官、警察官であつたという理由で

無別懲役又は十五年、十年、五年以  
下の懲役を課せられてゐる有様で、  
これらの方は獄内の給與の不良、衛  
生設備の不備等のため次々と死亡し  
てゐる状態である。罪なくして拘え  
られ、本人のみならずこれ等の家族  
の上に思いを致せば誠に氣の毒な極  
みであるから、北朝鮮当局が一日も  
早くこれを受刑者を釈放するよう、  
又は南朝鮮において占領軍が採つた  
如く日本に送還して刑の執行を日本  
の行刑機關に委任するよう交渉され  
たいとの趣旨であつて參議院は、願  
意は当然のことと思う。よつて内閣  
は懿意これが即急実現に努力せられ  
たい。ここに國会法第八十一條によ  
り別冊を送付する。





昭和二十一年月日

内閣総理大臣片山哲藏

意見書案  
南方残留同胞引揚促進に関する陳情

東京都京橋区銀座四丁目二番地

南方残留同胞引揚促進全國家族

(外四件)提出

右の陳情は

終戦二年後の今日ビルマ、マレー、シンガポール地区にはなお約八万人の日本人が残留し言語に絶する辛苦を重ねているが、留守家族五十万の精神的経済的辛苦も又甚大である故、速かに全員の帰還を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意は当然のことと思つ。よつて内閣は銳意これを急実現に努力せらる。ここに國会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十一年月日

内閣総理大臣片山哲藏

意見書案

南方残留同胞引揚促進に関する陳情

バラエティ・エスリー州ニポンテ  
バルセロナ四大陸 内田竹一  
外三十二君(外六件)提出

右の陳情は

た十万の作業隊は、疫病と酷熱の下に、千辛万苦に堪えながら、一日も早く帰國の日を待つてゐる故、速かに復員出來得るよう取計られたいと

の趣旨であつて参議院は、願意は当然のことと思つ。よつて内閣は銳意これに國会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十一年月日

内閣総理大臣片山哲藏

参議院議長 松平 恒雄

百万についても速かに帰還できるようすに國られたとの趣旨であつて参議院は、願意は当然のことと思う。よつて内閣は銳意これが実力を發揮したい。ここに國会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十一年月日

内閣総理大臣片山哲藏

参議院議長 松平 恒雄

その買収當時又は帰還時の現状に基いて措置すると共に、小作料も是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せらる。ここに國会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十一年月日

内閣総理大臣片山哲藏

参議院議長 松平 恒雄

努力せらる。ここに國会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十一年月日

内閣総理大臣片山哲藏

参議院議長 松平 恒雄



することは当然であり、國家はこれに對して責任ある対策を早急に実施すべきである。

これがために、次の措置が必要であるとおもう。

一、一については、戦後処理方針が確立される際にこれが補償をなすべきであり、

二、二については、速かに返還の措置を講すべきである。

よつて内閣においても鋭意これが実現に努力せられた。ここに國会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲麿

〔北條秀一君登壇、拍手〕

○北條秀一君 只今上程せられました議題第八から第二十五まで、及び第二十九から四十五まで、いずれも在外同胞引揚問題に関する特別委員会に付託されて、又請願第三百六十八号外六ヶの七件を請願報告書第一号を以て、審議の結果請願第五号外十一ヶの十二件を請願審査報告書第一号を以て、又請願第三百六十八号外六ヶの七件を請願報告書第一号を以て、議院の会議に付するものと決定し、それより意見書を請願特別報告第一号及び第二号を以て附し、又陳情第三号外四十三ヶの四十四件についてことに一括して報告申上げる次第であります。而して右の報告書第一号は十月二十二日に、報告書第二号は十一月二十日、それに、それより印刷し、これを諸君のお手許に配付し、慎重に御検討を願つた次第であります。

在外同胞引揚問題に関する請願、陳情は、我が國が敗戦といふ事實

によりまして、空前であり且つ絶後の事態に處します問題であります。

事態におきましては、これを設立別委員会におきましては、これを設立

以來慎重に且つ現実に基いて審議い

ましたのであります。これを本

日本本会議に上程し諸君の御賛同を要望して止まないのであります。

これらの請願は、敗戦の結果、多年

海外にありました同胞の引揚げから、

本國の國民生活に復帰するまでの諸問題についての請願であります。陳情であります。即ち引揚げの促進と上陸港における應急搬護、及び上陸から定著に至るまでの基本的問題の解決につい

ての請願、陳情であります。これは戰後処理の基本的な大きな國內問題であつて、且つは新憲法の精神に基づく國家再建の在郷條件であると考えるのであります。即ちこれらの請願を通して貫するところの根本理念は、戰争犠牲の公平化というところにあるのであります。我が國人口の一割に達する引揚者、復員者及び未復員者は、戰争犠牲を最も過重に負担せしめられておりました。これらの人たちは、敗戦の痛苦を眞に咎め、戰争に対する深い反省を持ち、老いも幼きも刻しく母國の平和再興を念願し、ひたむきな愛國の精神と実踐意欲を堅持して本國に帰つたのであります。未だ帰らざる未復員者の心中につきましては、到底我々の推測し得ざるところであると信ずるのであります。従つて又引揚げの促進は、先の本院の決議のことを實現せらるべきことを我々は念願するのであります。更に今日まで帰還いたしました同胞たちが、一日も遅かに正

常なる國民生活に復帰しますように

りません。これらの同胞は、母國の人たちと同様に國のために多くの戰時公債を買つたのであります。その公債は持ち帰りが禁止されております。

この問題は、敗戦の結果と、そ

して多くの命さえも失つて帰國したこ

となく今日に及んだのであります。

土地と家と一切の資産と職場と、そ

して多くの命さえも失つて帰國したこ

となく今日に及んだのであります。

あります。この焼け残り家屋に比べて

き國內の人たちは、悲運にして海外よ

り帰りました人々、即ち焼けた家屋

に比べて海外の帰還者でありますそ

の前に横わり、而も國家はその

困難の排除に積極的な政策を断行する

ことなく今日に及んだのであります。

彼らの前に横わり、而も國家はその

困難の排除に積極的な政策を断行する

ことなく今日に及んだのであります。

るの同胞たちは、先程申しましたように、戦火から自分たちを護るために互いに結束して、そうして各種の自治團体を作つたのであります。が、これらは自衛團体及び残留在外公館員が政府に請訓いたしまして、これらの窮屈せらる同胞を救うために、救濟資金を同胞の間から借り受けるということに本國政府の請訓を仰いだのであります。これに対しても、政府はそれを保証するという訓令を発したのであります。従つて政府はこれらを行政費として確認しております。その総額を九億一千七百、余万円と計上しておるのであります。従つてこの二つの問題は外地から引揚げて参りました同胞たちが、正常なる国民生活に復帰するために極めて必要なものであります。従つてこれが補償又は返還をするということは必然的に考え方なければならない問題であります。従つて本特別委員会といつましては、この問題につきましては、次の二つの措置が必要であるというように考えたのであります。第一は、難後処理方針が確立された際にそれは、第一の個人財産については早急にこれが補償の方途を講ずべきである。第二の点につきましては、速かにその返還につきまして適當なる措置を取らなければならんということです。

しきを盡しまして、不可能を可能とす  
る底の最大の善処をなす決心がありま  
すならば、不平等を離つ外地から帰  
還者たちは、自分たちが公平に待遇せ  
られるという方針を公示せられること  
だけによりましても、その人心を鼓舞  
し、これらを勇氣付け、眞に國家の基  
礎を固め得ると考えるのであります。  
最後に一言附加えたいのであります。日  
暮れて遅延しといふような結果になり  
ましたのは、折角全國民及び連合國  
各國の御好意によりまして、外地から  
帰還もしました者たちが更生せずして、  
中道にして斃れるという結果になるの  
であります。願くばこれらの外地から  
の引揚者たちが、或いは復員者たち  
が、帰國後彼らが燃ゆるような救闘の  
精神、みずから更生せんとするところ  
の、旺盛なるところの生活意欲を持つ  
ております間に、即ち鉄がさめない間  
に、日が暮れない間に、これらの請  
願、陳情の実現を図らなければならな  
いということであります。(拍手)  
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな  
ければ、これより採決をいたします。こ  
れらの請願及び陳情は、これを採決  
し、内閣に送付することに賛成の諸君  
の起立を請います。・

財政及び金融委員会より所得稅法の一部を改正する等の法律案外二件について、報告書が提出せられる等でござりますが、その委員長報告書を求むるため、午後一時半まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後二時二十二分開議

○副議長(松本治一郎君) これより午前に引続いて会議を開きます。参考をして報告いたします。

〔宮坂参考事朗説〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

所得稅法の一部を改正する等の法律案可決報告書

非戰災者特別稅法案可決報告書

失業保険特別会計法案可決報告書

本日財政及び金融委員中西功君より左の報告書を提出した。

所得稅法の一部を改正する等の法律案及び非戰災者特別稅法案に対する少數意見報告書

○副議長(松本治一郎君) この際、議事日程に追加して、失業保険特別会計法案、所得稅法の一部を改正する等の法律案、非戰災者特別稅法案(内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。尚所得稅法の一部を改正する等の法律案及び非戰災者特別稅法案については、少數意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告書を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

<p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和二十二年十一月二十八日</p> <p>財政及び金融委員長 参議院議長松平恒雄殿</p>
多數意見者署名
木内 四郎　　波邊 喜吉
小林米三郎　　小宮山常吉
高橋龍太郎　　伊藤 保平
椎井 康雄　　西郷吉之助
星 一　　森下 政一
西川基五郎　　山田 佐一
深川タマエ　　中西 功
要領書

失業保険特別会計案  
右の内閣提出案は本院においてこれを  
修正議決した。  
よつて國会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十二年十一月二十七日

參議院議長 松岡 駒吉

（小字及び一は衆議院修正）

失業保険特別会計案  
失業保険特別会計法

第一條 失業保険法による失業保険事業を經營するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この会計は、労働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる收入、借入金及び附属収入を以てその歳入とし、保険金、保險施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この会計において保険金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で、借入金をすることができる。

第五條 労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第六條 この会計の歳入歳出予算是、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第七條 内閣は、毎会計年度、この

For more information about the study, please contact Dr. John D. Cawley at (609) 258-4626 or via email at [jdcawley@princeton.edu](mailto:jdcawley@princeton.edu).

会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 資入歳出予定計算書

二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第八條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第九條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金をすることができる。

前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大臣がこれを行う。

第十一條 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算書は、左の書類を添付しなければならない。

二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添附しなければならない。

第八條 この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

第十三條 この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

第九條 この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

第十四條 この会計の積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三条の規定による大藏大臣の承認を得ることを要しない。

第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十七條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第十八條 第一條中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金の支給事業を含むものとする。

第三條及び第四條中、保険金には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第六條第五号を次のよう改め

第十九條第一項第八号に規定する所得のうち、贈與、遺贈又は相続に因り取得したも

の、生命保険契約に基き死亡

保険契約に基き支拂を受けた保

險金、傷害保険契約又は損害

保険契約に基き支拂を受けた

保険金、損害賠償に因り取得

したものの、慰藉料その他これ

らに類するもの

第十九條第一項第四号中「十分の二」を「十分の二・五」に、「六千円」を「一万二千五百円」に改め、同項

中第八号を第九号とし、同項第七

号の次に次の一号を加える。

八 前各号以外の所得で賞利を

目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得

(以下「一時所得」という)は、そ

の年中の総収入金額からその

收入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五

に相当する額

負担の軽減をはかるため、給與所得の計算について控除額の割合と扶養親族の控除額を引上げることとし、法人税については所得税の増徴に付い、同族会社の計算税の税率を百分の五程度に引上げることとし、酒税、清凉飲料税、物品税、入場税等について税率の大額引き上げを行い、その他登録税のうち、定期税のもの、印紙税、骨牌税及び特種免許税についても、それぞれ相当の税率の引上げを行ない、これによつて本年度所得税三十八億八千五百万円、酒税百三億七千八百万円、物品税六億千八百万円、租税及び印紙收入合計二千二十七億七千七百万円の增收をはかるほか、罰則を強化し、また、關税問題及び徵收補助團体に関する規定につき、所要の改正を行なおうとするものであつて、勤労所得者の負担軽減とインフレ利得者の重課が、なお不徹底であることを、間接税の異常な増徴等、なお論議をつくすべき点が少くないが、現下の財政危機上差当たり止むを得ない改正と認める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十七日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 桑平 恒雄

衆議院議長 桑平 恒雄

所得税法の一部を改正する等の法律案

第十九條第一項第八号に規定する所得のうち、贈與、遺贈又は相続に因り取得したも

の、生命保険契約に基き死亡

保険契約に基き支拂を受けた保

險金、傷害保険契約又は損害

保険契約に基き支拂を受けた

保険金、損害賠償に因り取得

したものの、慰藉料その他これ

らに類するもの

第十九條第一項第四号中「十分の二」を「十分の二・五」に、「六千円」を「一万二千五百円」に改め、同項

中第八号を第九号とし、同項第七

号の次に次の一号を加える。

八 前各号以外の所得で賞利を

目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得

(以下「一時所得」という)は、そ

の年中の総収入金額からその

收入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五

に相当する額

第十九條第一項第四号中「十分の二」を「十分の二・五」に、「六千円」を「一万二千五百円」に改め、同項

中第八号を第九号とし、同項第七

号の次に次の一号を加える。

八 前各号以外の所得で賞利を

目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得

(以下「一時所得」という)は、そ

の年中の総収入金額からその

收入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五

に相当する額

第十九條第一項第四号中「十分の二」を「十分の二・五」に、「六千円」を「一万二千五百円」に改め、同項

中第八号を第九号とし、同項第七

号の次に次の一号を加える。

八 前各号以外の所得で賞利を

目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得

(以下「一時所得」という)は、そ

の年中の総収入金額からその

收入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五



別表第一 第十五條の規定による所得税額表

(一)

所得金額	扶養親族の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額										
4,900円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	5,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	5,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	5,600	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	6,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,600	6,700	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,800	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,800	6,900	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,900	7,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,100	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,100	7,200	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,200	7,300	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,300	7,400	500	20	0	0	0	0	0	0	0	0
7,400	7,500	520	40	0	0	0	0	0	0	0	0
7,500	7,600	540	60	0	0	0	0	0	0	0	0
7,600	7,700	560	80	0	0	0	0	0	0	0	0
7,700	7,800	580	100	0	0	0	0	0	0	0	0
7,800	7,900	600	120	0	0	0	0	0	0	0	0
7,900	8,000	620	140	0	0	0	0	0	0	0	0
8,000	8,200	640	160	0	0	0	0	0	0	0	0
8,200	8,400	680	200	0	0	0	0	0	0	0	0
8,400	8,600	720	240	0	0	0	0	0	0	0	0
8,600	8,800	760	280	0	0	0	0	0	0	0	0
8,800	9,000	800	320	0	0	0	0	0	0	0	0
9,000	9,200	840	360	0	0	0	0	0	0	0	0
9,200	9,400	880	400	0	0	0	0	0	0	0	0
9,400	9,600	920	440	0	0	0	0	0	0	0	0
9,600	9,800	960	480	0	0	0	0	0	0	0	0
9,800	10,000	1,000	520	40	0	0	0	0	0	0	0
10,000	10,200	1,040	560	80	0	0	0	0	0	0	0
10,200	10,400	1,080	600	120	0	0	0	0	0	0	0
10,400	10,600	1,120	640	160	0	0	0	0	0	0	0
10,600	10,800	1,160	680	200	0	0	0	0	0	0	0
10,800	11,000	1,200	720	240	0	0	0	0	0	0	0
11,000	11,200	1,240	760	280	0	0	0	0	0	0	0
11,200	11,400	1,280	800	320	0	0	0	0	0	0	0
11,400	11,600	1,320	840	360	0	0	0	0	0	0	0
11,600	11,800	1,360	880	400	0	0	0	0	0	0	0
11,800	12,000	1,400	920	440	0	0	0	0	0	0	0

(二)

所 得 金 額	扶 養 親 族 の 数											
	0人		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
	以 上	未 滿	税 額									
12,000	12,200	1,440	960	480	0	0	0	0	0	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,000	520	40	0	0	0	0	0	0	0
12,400	12,600	1,520	1,040	560	80	0	0	0	0	0	0	0
12,600	12,800	1,560	1,080	600	120	0	0	0	0	0	0	0
12,800	13,000	1,600	1,120	640	160	0	0	0	0	0	0	0
13,000	13,200	1,640	1,160	680	200	0	0	0	0	0	0	0
13,200	13,400	1,680	1,200	720	240	0	0	0	0	0	0	0
13,400	13,600	1,720	1,240	760	280	0	0	0	0	0	0	0
13,600	13,800	1,760	1,280	800	320	0	0	0	0	0	0	0
13,800	14,000	1,800	1,320	840	360	0	0	0	0	0	0	0
14,000	14,200	1,840	1,360	880	400	0	0	0	0	0	0	0
14,200	14,400	1,880	1,400	920	440	0	0	0	0	0	0	0
14,400	14,600	1,920	1,440	960	480	0	0	0	0	0	0	0
14,600	14,800	1,960	1,480	1,000	520	40	0	0	0	0	0	0
14,800	15,000	2,000	1,520	1,040	560	80	0	0	0	0	0	0
15,000	15,200	2,050	1,570	1,090	610	130	0	0	0	0	0	0
15,200	15,400	2,100	1,620	1,140	660	180	0	0	0	0	0	0
15,400	15,600	2,150	1,670	1,190	710	230	0	0	0	0	0	0
15,600	15,800	2,200	1,720	1,240	760	280	0	0	0	0	0	0
15,800	16,000	2,250	1,770	1,290	810	330	0	0	0	0	0	0
16,000	16,200	2,300	1,820	1,340	860	380	0	0	0	0	0	0
16,200	16,400	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0	0	0	0	0
16,400	16,600	2,400	1,920	1,440	960	480	0	0	0	0	0	0
16,600	16,800	2,450	1,970	1,490	1,010	530	50	0	0	0	0	0
16,800	17,000	2,500	2,020	1,540	1,060	580	100	0	0	0	0	0
17,000	17,200	2,550	2,070	1,590	1,110	630	150	0	0	0	0	0
17,200	17,400	2,600	2,120	1,640	1,160	680	200	0	0	0	0	0
17,400	17,600	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0	0	0	0	0
17,600	17,800	2,700	2,220	1,740	1,260	780	300	0	0	0	0	0
17,800	18,000	2,750	2,270	1,790	1,310	830	350	0	0	0	0	0
18,000	18,200	2,800	2,320	1,840	1,360	880	400	0	0	0	0	0
18,200	18,400	2,850	2,370	1,890	1,410	930	450	0	0	0	0	0
18,400	18,600	2,900	2,420	1,940	1,460	980	500	20	0	0	0	0
18,600	18,800	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0	0	0	0
18,800	19,000	3,000	2,520	2,040	1,560	1,080	600	120	0	0	0	0
19,000	19,200	3,050	2,570	2,090	1,610	1,130	650	170	0	0	0	0
19,200	19,400	3,100	2,620	2,140	1,660	1,180	700	220	0	0	0	0
19,400	19,600	3,150	2,670	2,190	1,710	1,230	750	270	0	0	0	0
19,600	19,800	3,200	2,720	2,240	1,760	1,280	800	320	0	0	0	0
19,800	20,000	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0	0	0	0
20,000	20,200	3,310	2,820	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0	0	0
20,200	20,400	3,370	2,870	2,410	1,930	1,450	970	490	10	0	0	0
20,400	20,600	3,430	2,920	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0	0	0
20,600	20,800	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130	0	0	0
20,800	21,000	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190	0	0	0
21,000	21,200	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0	0	0
21,200	21,400	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310	0	0	0
21,400	21,600	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0	0	0
21,600	21,800	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0	0
21,800	22,000	3,850	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	10	0	0

(三)。

所 得 金 額	扶 養 親 族 の 数											
	以 上	未 満	稅 額									
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
22,000	22,200	3,910	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0	0
22,200	22,400	3,970	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130	0	0
22,400	22,600	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190	0	0
22,600	22,800	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0	0
22,800	23,000	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310	0	0
23,000	23,200	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0	0
23,200	23,400	4,270	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0
23,400	23,600	4,330	3,850	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	10	0
23,600	23,800	4,390	3,910	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0
23,800	24,000	4,450	3,970	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130	0
24,000	24,200	4,510	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190	0
24,200	24,400	4,570	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0
24,400	24,600	4,630	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310	0
24,600	24,800	4,690	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0
24,800	25,000	4,750	4,270	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0
25,000	25,200	4,820	4,340	3,860	3,380	2,900	2,420	1,940	1,460	980	500	20
25,200	25,400	4,890	4,410	3,930	3,450	2,970	2,490	2,010	1,530	1,050	570	90
25,400	25,600	4,960	4,480	4,000	3,520	3,040	2,560	2,030	1,600	1,120	640	160
25,600	25,800	5,030	4,550	4,070	3,590	3,110	2,630	2,150	1,670	1,190	710	230
25,800	26,000	5,100	4,620	4,140	3,660	3,180	2,700	2,220	1,740	1,260	780	300
26,000	26,200	5,170	4,690	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370
26,200	26,400	5,240	4,760	4,280	3,800	3,320	2,840	2,360	1,880	1,400	920	440
26,400	26,600	5,310	4,830	4,350	3,870	3,390	2,910	2,430	1,950	1,470	990	510
26,600	26,800	5,380	4,900	4,420	3,940	3,460	2,980	2,500	2,020	1,540	1,060	580
26,800	27,000	5,450	4,970	4,490	4,010	3,530	3,050	2,570	2,090	1,610	1,130	650
27,000	27,200	5,520	5,040	4,560	4,080	3,600	3,120	2,640	2,160	1,680	1,200	720
27,200	27,400	5,590	5,110	4,630	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790
27,400	27,600	5,660	5,180	4,700	4,220	3,740	3,260	2,780	2,300	1,820	1,340	860
27,600	27,800	5,730	5,250	4,770	4,290	3,810	3,330	2,850	2,370	1,890	1,410	930
27,800	28,000	5,800	5,320	4,840	4,360	3,880	3,400	2,920	2,440	1,960	1,480	1,000
28,000	28,200	5,870	5,390	4,910	4,430	3,950	3,470	2,990	2,510	2,030	1,550	1,070
28,200	28,400	5,940	5,460	4,980	4,500	4,020	3,540	3,060	2,580	2,100	1,620	1,140
28,400	28,600	6,010	5,530	5,050	4,570	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210
28,600	28,800	6,080	5,600	5,120	4,640	4,160	3,680	3,200	2,720	2,240	1,760	1,280
28,800	29,000	6,150	5,670	5,190	4,710	4,230	3,750	3,270	2,790	2,310	1,830	1,350
29,000	29,200	6,220	5,740	5,260	4,760	4,300	3,820	3,340	2,860	2,380	1,900	1,420
29,200	29,400	6,290	5,810	5,230	4,850	4,370	3,890	3,410	2,930	2,450	1,970	1,490
29,400	29,600	6,360	5,880	5,400	4,920	4,440	3,960	3,480	3,000	2,520	2,040	1,560
29,600	29,800	6,430	5,950	5,470	4,990	4,510	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630
29,800	30,000	6,500	6,020	5,540	5,060	4,580	4,100	3,620	3,140	2,660	2,180	1,700
30,000	30,500	6,570	6,090	5,610	5,130	4,650	4,170	3,690	3,210	2,730	2,250	1,770
30,500	31,000	6,745	6,265	5,785	5,305	4,825	4,345	3,865	3,385	2,905	2,425	1,945
31,000	31,500	6,920	6,440	5,960	5,480	5,000	4,520	4,040	3,560	3,080	2,600	2,120
31,500	32,000	7,095	6,615	6,135	5,655	5,175	4,695	4,215	3,735	3,255	2,775	2,295
32,000	32,500	7,270	6,790	6,310	5,830	5,350	4,870	4,390	3,910	3,430	2,950	2,470
32,500	33,000	7,445	6,965	6,485	6,005	5,525	5,045	4,565	4,085	3,605	3,125	2,645
33,000	33,500	7,620	7,140	6,660	6,180	5,700	5,220	4,740	4,260	3,780	3,300	2,820
33,500	34,000	7,795	7,315	6,835	6,355	5,875	5,395	4,915	4,435	3,955	3,475	2,995
34,000	34,500	7,970	7,490	7,010	6,560	6,050	5,570	5,090	4,610	4,130	3,650	3,170
34,500	35,000	8,145	7,665	7,125	6,715	6,225	5,745	5,265	4,785	4,305	3,825	3,345

(四)

所 得 金 額		扶 蔽 親 族 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
以上	未満	税額										
35,000	35,500	8,330	7,850	7,370	6,890	6,410	5,930	5,450	4,970	4,490	4,010	3,530
35,500	36,000	8,530	8,050	7,570	7,090	6,610	6,130	5,650	5,170	4,690	4,210	3,730
36,000	36,500	8,730	8,250	7,770	7,290	6,810	6,330	5,850	5,370	4,890	4,410	3,930
36,500	37,000	8,930	8,450	7,970	7,490	7,010	6,530	6,050	5,570	5,090	4,610	4,130
37,000	37,500	9,130	8,650	8,170	7,690	7,210	6,730	6,250	5,770	5,290	4,810	4,330
37,500	38,000	9,330	8,850	8,370	7,890	7,410	6,930	6,450	5,970	5,490	5,010	4,530
38,000	38,500	9,530	9,050	8,570	8,090	7,610	7,130	6,650	6,170	5,690	5,210	4,730
38,500	39,000	9,730	9,250	8,770	8,290	7,810	7,330	6,850	6,370	5,890	5,410	4,930
39,000	39,500	9,930	9,450	8,970	8,490	8,010	7,530	7,050	6,570	6,090	5,610	5,130
39,500	40,000	10,130	9,650	9,170	8,690	8,210	7,730	7,250	6,770	6,290	5,810	5,330
40,000	40,500	10,330	9,850	9,370	8,890	8,410	7,930	7,450	6,970	6,490	6,010	5,530
40,500	41,000	10,530	10,050	9,570	9,090	8,610	8,130	7,650	7,170	6,690	6,210	5,730
41,000	41,500	10,730	10,250	9,770	9,290	8,810	8,330	7,850	7,370	6,890	6,410	5,930
41,500	42,000	10,930	10,450	9,970	9,490	9,010	8,530	8,050	7,570	7,090	6,610	6,130
42,000	42,500	11,130	10,650	10,170	9,690	9,210	8,730	8,250	7,770	7,290	6,810	6,330
42,500	43,000	11,330	10,850	10,370	9,890	9,410	8,930	8,450	7,970	7,490	7,010	6,530
43,000	43,500	11,530	11,050	10,570	10,090	9,610	9,130	8,550	8,170	7,690	7,210	6,730
43,500	44,000	11,730	11,250	10,770	10,290	9,810	9,330	8,850	8,370	7,890	7,410	6,930
44,000	44,500	11,930	11,450	10,970	10,490	10,010	9,530	9,050	8,570	8,090	7,610	7,130
44,500	45,000	12,130	11,650	11,170	10,690	10,210	9,730	9,250	8,790	8,290	7,810	7,330
45,000	45,500	12,340	11,860	11,380	10,900	10,420	9,940	9,460	8,980	8,500	8,020	7,540
45,500	46,000	12,565	12,085	11,605	11,125	10,645	10,165	9,685	9,205	8,725	8,245	7,765
46,000	46,500	12,790	12,310	11,830	11,350	10,870	10,390	9,910	9,430	8,950	8,470	7,990
46,500	47,000	13,015	12,535	12,055	11,575	11,095	10,615	10,135	9,655	9,175	8,695	8,215
47,000	47,500	13,240	12,760	12,280	11,800	11,320	10,840	10,360	9,880	9,400	8,920	8,440
47,500	48,000	13,465	12,985	12,505	12,025	11,545	11,065	10,585	10,105	9,625	9,145	8,665
48,000	48,500	13,690	13,210	12,730	12,250	11,770	11,290	10,810	10,330	9,850	9,370	8,890
48,500	49,000	13,915	13,435	12,955	12,475	11,995	11,515	11,035	10,555	10,075	9,595	9,115
49,000	49,500	14,140	13,660	13,180	12,700	12,220	11,740	11,260	10,780	10,300	9,820	9,340
49,500	50,000	14,365	13,885	13,405	12,925	12,445	11,965	11,485	11,005	10,525	10,045	9,565
50,000	50,500	14,590	14,110	13,630	13,150	12,670	12,190	11,710	11,230	10,750	10,270	9,790
50,500	51,000	14,815	14,335	13,855	13,375	12,895	12,415	11,935	11,455	10,975	10,495	10,015
51,000	51,500	15,040	14,560	14,080	13,600	13,120	12,640	12,160	11,680	11,200	10,720	10,240
51,500	52,000	15,265	14,785	14,305	13,825	13,345	12,865	12,385	11,905	11,425	10,945	10,465
52,000	52,500	15,490	15,010	14,530	14,050	13,570	13,090	12,610	12,130	11,650	11,170	10,690
52,500	53,000	15,715	15,235	14,755	14,275	13,795	13,315	12,835	12,355	11,875	11,395	10,915
53,000	53,500	15,940	15,460	14,980	14,500	14,020	13,540	13,060	12,580	12,100	11,620	11,140
53,500	54,000	16,165	15,685	15,205	14,725	14,245	13,765	13,285	12,805	12,325	11,845	11,365
54,000	54,500	16,390	15,910	15,430	14,950	14,470	13,990	13,510	13,030	12,550	12,070	11,590
54,500	55,000	16,615	16,135	15,655	15,175	14,695	14,215	13,735	13,255	12,775	12,295	11,815
55,000	55,500	16,850	16,370	15,890	15,410	14,930	14,450	13,970	13,490	13,010	12,530	12,050
55,500	56,000	17,100	16,620	16,140	15,660	15,180	14,700	14,220	13,740	13,260	12,780	12,300
56,000	56,500	17,350	16,870	16,390	15,910	15,430	14,950	14,470	13,990	13,510	13,030	12,550
56,500	57,000	17,600	17,120	16,640	16,160	15,680	15,200	14,720	14,240	13,760	13,280	12,800
57,000	57,500	17,850	17,370	16,890	16,410	15,930	15,450	14,970	14,490	14,010	13,530	13,050
57,500	58,000	18,100	17,620	18,140	17,660	17,180	16,700	16,220	14,740	14,260	13,780	13,300
58,000	58,500	18,350	17,870	17,390	16,910	16,430	15,950	15,470	14,990	14,510	14,030	13,550
58,500	59,000	18,600	18,120	17,640	17,160	16,680	16,200	15,720	15,240	14,760	14,280	13,800
59,000	59,500	18,850	18,370	17,890	17,410	16,930	16,450	15,970	15,490	15,010	14,530	14,050
59,500	60,000	19,100	18,620	18,140	17,660	17,180	16,700	16,220	15,740	15,260	14,780	14,300

## (五)

所 得 金 額		扶 藩 親 族 の 数										
以 上	未 滿	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
		稅 額										
60,000	60,500	19,350	18,870	18,390	17,910	17,430	16,950	16,470	15,990	15,510	15,030	14,550
60,500	61,000	19,600	19,120	18,640	18,160	17,680	17,200	16,720	16,240	15,760	15,280	14,800
61,000	61,500	19,850	19,370	18,890	18,410	17,930	17,450	16,970	16,490	16,010	15,530	15,050
61,500	62,000	20,100	19,620	19,140	18,660	18,180	17,700	17,220	16,740	16,260	15,780	15,300
62,000	62,500	20,350	19,870	19,390	18,910	18,430	17,950	17,470	16,990	16,510	16,030	15,550
62,500	63,000	20,600	20,120	19,640	19,160	18,680	18,200	17,720	17,240	16,760	16,280	15,800
63,000	63,500	20,850	20,370	19,890	19,410	18,930	18,450	17,970	17,490	17,010	16,530	16,050
63,500	64,000	21,100	20,620	20,140	19,660	19,180	18,700	18,220	17,740	17,260	16,780	16,300
64,000	64,500	21,350	20,870	20,390	19,910	19,430	18,950	18,470	17,990	17,510	17,030	16,550
64,500	65,000	21,600	21,120	20,640	20,160	19,680	19,200	18,720	18,240	17,760	17,280	16,800
65,000	65,500	21,850	21,370	20,890	20,410	19,930	19,450	18,970	18,490	18,010	17,530	17,050
65,500	66,000	22,100	21,620	21,140	20,660	20,180	19,700	19,220	18,740	18,260	17,780	17,300
66,000	66,500	22,350	21,870	21,390	20,910	20,430	19,950	19,470	18,990	18,510	18,030	17,550
66,500	67,000	22,600	22,120	21,640	21,160	20,680	20,200	19,720	19,240	18,760	18,280	17,800
67,000	67,500	22,850	22,370	21,890	21,410	20,930	20,450	19,970	19,490	19,010	18,530	18,050
67,500	68,000	23,100	22,620	22,140	21,660	21,180	20,700	20,220	19,740	19,260	18,780	18,300
68,000	68,500	23,350	22,870	22,390	21,910	21,430	20,950	20,470	19,990	19,510	19,030	18,550
68,500	69,000	23,600	23,120	22,640	22,160	21,680	21,200	20,720	20,240	19,760	19,280	18,800
69,000	69,500	23,850	23,370	22,890	22,410	21,930	21,450	20,970	20,490	20,010	19,530	19,050
69,500	70,000	24,100	23,620	23,140	22,660	22,180	21,700	21,220	20,740	20,260	19,780	19,300
70,000	70,500	24,350	23,870	23,390	22,910	22,430	21,950	21,470	20,990	20,510	20,030	19,550
70,500	71,000	24,600	24,120	23,640	23,160	22,680	22,200	21,720	21,240	20,760	20,280	19,800
71,000	71,500	24,850	24,370	23,890	23,410	22,930	22,450	21,970	21,490	21,010	20,530	20,050
71,500	72,000	25,100	24,620	24,140	23,660	23,180	22,700	22,220	21,740	21,260	20,780	20,300
72,000	72,500	25,350	24,870	24,390	23,910	23,430	22,950	22,470	21,990	21,510	21,030	20,550
72,500	73,000	25,600	25,120	24,640	24,160	23,680	23,200	22,720	22,240	21,760	21,280	20,800
73,000	73,500	25,850	25,370	24,890	24,410	23,930	23,450	22,970	22,490	22,010	21,530	21,050
73,500	74,000	26,100	25,620	25,140	24,660	24,180	23,700	23,220	22,740	22,260	21,780	21,300
74,000	74,500	26,350	25,870	25,390	24,910	24,430	23,950	23,470	22,990	22,510	22,030	21,550
74,500	75,000	26,600	26,120	25,640	25,160	24,680	24,200	23,720	23,240	22,760	22,280	21,800
75,000	75,500	26,864	26,384	25,904	25,424	24,944	24,464	23,984	23,504	23,024	22,544	22,064
75,500	76,000	27,149	26,669	26,189	25,709	25,229	24,749	24,269	23,789	23,309	22,829	22,349
76,000	76,500	27,434	26,954	26,474	25,994	25,514	25,034	24,554	24,074	23,594	23,114	22,634
76,500	77,000	27,719	27,239	26,759	26,279	25,799	25,319	24,839	24,359	23,879	23,399	22,919
77,000	77,500	28,004	27,524	27,044	26,564	26,084	25,604	25,124	24,644	24,164	23,684	23,204
77,500	78,000	28,289	27,809	27,329	26,849	26,369	25,889	25,409	24,929	24,449	23,969	23,489
78,000	78,500	28,574	28,094	27,614	27,134	26,654	26,174	25,694	25,214	24,734	24,254	23,774
78,500	79,000	28,859	28,379	27,899	27,419	26,939	26,459	25,979	25,499	25,019	24,539	24,059
79,000	79,500	29,144	28,664	28,184	27,704	27,224	26,744	26,264	25,784	25,304	24,824	24,344
79,500	80,000	29,429	28,949	28,469	27,989	27,509	27,029	26,549	26,069	25,589	25,109	24,629
80,000 円		29,714	29,234	28,754	28,274	27,794	27,314	26,834	26,354	25,874	25,394	24,914

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに480円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第一の二 第十五條の規定による所得税額表

(一)

所 得 金 額	扶 養 親 族 の 数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未 満	税 额									
円 4,900円未満	円 4,900	円 20	円 0								
4,900	5,000	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	5,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	5,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	5,600	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	6,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,600	6,700	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,800	380	20	0	0	0	0	0	0	0	0
6,800	6,900	400	40	0	0	0	0	0	0	0	0
6,900	7,000	420	60	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,100	440	80	0	0	0	0	0	0	0	0
7,100	7,200	460	100	0	0	0	0	0	0	0	0
7,200	7,300	480	120	0	0	0	0	0	0	0	0
7,300	7,400	500	140	0	0	0	0	0	0	0	0
7,400	7,500	520	160	0	0	0	0	0	0	0	0
7,500	7,600	540	180	0	0	0	0	0	0	0	0
7,600	7,700	560	200	0	0	0	0	0	0	0	0
7,700	7,800	580	220	0	0	0	0	0	0	0	0
7,800	7,900	600	240	0	0	0	0	0	0	0	0
7,900	8,000	620	260	0	0	0	0	0	0	0	0
8,000	8,200	640	280	0	0	0	0	0	0	0	0
8,200	8,400	680	320	0	0	0	0	0	0	0	0
8,400	8,600	720	360	0	0	0	0	0	0	0	0
8,600	8,800	760	400	40	0	0	0	0	0	0	0
8,800	9,000	800	440	80	0	0	0	0	0	0	0
9,000	9,200	840	480	120	0	0	0	0	0	0	0
9,200	9,400	880	520	160	0	0	0	0	0	0	0
9,400	9,600	920	560	200	0	0	0	0	0	0	0
9,600	9,800	960	600	240	0	0	0	0	0	0	0
9,800	10,000	1,000	640	280	0	0	0	0	0	0	0
10,000	10,200	1,040	680	320	0	0	0	0	0	0	0
10,200	10,400	1,080	720	360	40	0	0	0	0	0	0
10,400	10,800	1,120	760	400	80	0	0	0	0	0	0
10,600	10,800	1,160	800	440	120	0	0	0	0	0	0
10,800	11,000	1,200	840	480	0	0	0	0	0	0	0
11,000	11,200	1,240	880	520	160	0	0	0	0	0	0
11,200	11,400	1,280	920	560	200	0	0	0	0	0	0
11,400	11,600	1,320	960	600	240	0	0	0	0	0	0
11,600	11,800	1,360	1,000	640	280	0	0	0	0	0	0
11,800	12,000	1,400	1,040	680	320	0	0	0	0	0	0

## (二)

所 得 金 額		扶 養 親 族 の 数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,200	1,440	1,080	720	360	0	0	0	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,120	760	400	40	0	0	0	0	0
12,400	12,600	1,520	1,160	800	440	60	0	0	0	0	0
12,600	12,800	1,560	1,200	840	480	120	0	0	0	0	0
12,800	13,000	1,600	1,240	880	520	160	0	0	0	0	0
13,000	13,200	1,640	1,280	920	560	200	0	0	0	0	0
13,200	13,400	1,680	1,320	960	600	240	0	0	0	0	0
13,400	13,600	1,720	1,360	1,000	640	280	0	0	0	0	0
13,600	13,800	1,760	1,400	1,040	680	320	0	0	0	0	0
13,800	14,000	1,800	1,440	1,080	720	360	0	0	0	0	0
14,000	14,200	1,840	1,480	1,120	760	400	40	0	0	0	0
14,200	14,400	1,880	1,520	1,160	800	440	80	0	0	0	0
14,400	14,600	1,920	1,560	1,200	840	480	120	0	0	0	0
14,600	14,800	1,960	1,600	1,240	880	520	160	0	0	0	0
14,800	15,000	2,000	1,640	1,280	920	560	200	0	0	0	0
15,000	15,200	2,050	1,690	1,330	970	610	250	0	0	0	0
15,200	15,400	2,100	1,740	1,380	1,020	660	300	0	0	0	0
15,400	15,600	2,150	1,790	1,430	1,070	710	350	0	0	0	0
15,600	15,800	2,200	1,840	1,480	1,120	760	400	40	0	0	0
15,800	16,000	2,250	1,890	1,530	1,170	810	450	90	0	0	0
16,000	16,200	2,300	1,940	1,580	1,220	860	500	140	0	0	0
16,200	16,400	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550	190	0	0	0
16,400	16,600	2,400	2,040	1,680	1,320	960	600	240	0	0	0
16,600	16,800	2,450	2,090	1,730	1,370	1,010	650	290	0	0	0
16,800	17,000	2,500	2,140	1,780	1,420	1,060	700	340	0	0	0
17,000	17,200	2,550	2,190	1,830	1,470	1,110	750	390	30	0	0
17,200	17,400	2,600	2,240	1,880	1,520	1,160	800	440	80	0	0
17,400	17,600	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490	130	0	0
17,600	17,800	2,700	2,340	1,980	1,620	1,260	900	540	180	0	0
17,800	18,000	2,750	2,390	2,030	1,670	1,310	950	590	230	0	0
18,000	18,200	2,800	2,440	2,080	1,720	1,360	1,000	640	280	0	0
18,200	18,400	2,850	2,490	2,130	1,770	1,410	1,050	690	330	0	0
18,400	18,600	2,900	2,540	2,180	1,820	1,460	1,100	740	380	20	0
18,600	18,800	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430	70	0
18,800	19,000	3,000	2,640	2,280	1,920	1,560	1,200	840	480	120	0
19,000	19,200	3,050	2,690	2,330	1,970	1,610	1,250	890	530	170	0
19,200	19,400	3,100	2,740	2,380	2,020	1,660	1,300	940	580	220	0
19,400	19,600	3,150	2,790	2,430	2,070	1,710	1,350	990	630	270	0
19,600	19,800	3,200	2,840	2,480	2,120	1,760	1,400	1,040	680	320	0
19,800	20,000	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730	370	10
20,000	20,200	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430	70
20,200	20,400	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490	130
20,400	20,600	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550	190
20,600	20,800	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970	610	250
20,800	21,000	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030	670	310
21,000	21,200	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730	370
21,200	21,400	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430
21,400	21,600	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490
21,600	21,800	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550
21,800	22,000	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970	610

(三)

所得金額 以上	未満	扶養親族の数										・ 税 額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,200	3,910	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030	670	310
22,200	22,400	3,970	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730	370
22,400	22,600	4,030	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430
22,600	22,800	4,090	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490
22,800	23,000	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550
23,000	23,200	4,210	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970	610
23,200	23,400	4,270	3,910	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030	670
23,400	23,600	4,330	3,970	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730
23,600	23,800	4,390	4,030	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790
23,800	24,000	4,450	4,090	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850
24,000	24,200	4,510	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910
24,200	24,400	4,570	4,210	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970
24,400	24,600	4,630	4,270	3,910	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030
24,600	24,800	4,690	4,330	3,970	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090
24,800	25,000	4,750	4,390	4,030	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150
25,000	25,200	4,820	4,460	4,100	3,740	3,380	3,020	2,660	2,300	1,940	1,580	1,220
25,200	25,400	4,890	4,530	4,170	3,810	3,450	3,090	2,730	2,370	2,010	1,650	1,290
25,400	25,600	4,960	4,600	4,240	3,880	3,520	3,160	2,800	2,440	2,080	1,720	1,360
25,600	25,800	5,030	4,670	4,310	3,950	3,590	3,230	2,870	2,510	2,150	1,790	1,430
25,800	26,000	5,100	4,740	4,380	4,020	3,660	3,300	2,940	2,580	2,220	1,860	1,500
26,000	26,200	5,170	4,810	4,450	4,090	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570
26,200	26,400	5,240	4,880	4,520	4,160	3,800	3,440	3,080	2,720	2,360	2,000	1,640
26,400	26,600	5,310	4,950	4,590	4,230	3,870	3,510	3,150	2,790	2,430	2,070	1,710
26,600	26,800	5,380	5,020	4,660	4,300	3,940	3,580	3,220	2,860	2,500	2,140	1,780
26,800	27,000	5,450	5,090	4,730	4,370	4,010	3,650	3,290	2,930	2,570	2,210	1,850
27,000	27,200	5,520	5,160	4,800	4,440	4,080	3,720	3,360	3,000	2,640	2,280	1,920
27,200	27,400	5,590	5,230	4,870	4,510	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990
27,400	27,600	5,660	5,300	4,940	4,580	4,220	3,860	3,500	3,140	2,780	2,420	2,060
27,600	27,800	5,730	5,370	5,010	4,650	4,290	3,930	3,570	3,210	2,850	2,490	2,130
27,800	28,000	5,800	5,440	5,080	4,720	4,360	4,000	3,640	3,280	2,920	2,560	2,200
28,000	28,200	5,870	5,510	5,150	4,790	4,430	4,070	3,710	3,350	2,990	2,630	2,270
28,200	28,400	5,940	5,580	5,220	4,860	4,500	4,140	3,780	3,420	3,060	2,700	2,340
28,400	28,600	6,010	5,650	5,290	4,930	4,570	4,210	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410
28,600	28,800	6,080	5,720	5,360	5,000	4,640	4,280	3,920	3,560	3,200	2,840	2,480
28,800	29,000	6,150	5,790	5,430	5,070	4,710	4,350	3,990	3,630	3,270	2,910	2,550
29,000	29,200	6,220	5,860	5,500	5,140	4,780	4,420	4,060	3,700	3,340	2,980	2,620
29,200	29,400	6,290	5,930	5,570	5,210	4,850	4,490	4,130	3,770	3,410	3,050	2,630
29,400	29,600	6,360	6,000	5,640	5,280	4,920	4,560	4,200	3,840	3,480	3,120	2,760
29,600	29,800	6,430	6,070	5,710	5,350	4,990	4,630	4,270	3,910	3,550	3,190	2,830
29,800	30,000	6,500	6,140	5,780	5,420	5,060	4,700	4,340	3,980	3,620	3,260	2,900
30,000	30,500	6,570	6,210	5,850	5,490	5,130	4,770	4,410	4,050	3,690	3,330	2,970
30,500	31,000	6,745	6,385	6,025	5,665	5,305	4,945	4,585	4,225	3,865	3,505	3,145
31,000	31,500	6,920	6,550	6,200	5,840	5,480	5,120	4,760	4,400	4,040	3,680	3,320
31,500	32,000	7,095	6,735	6,375	6,015	5,655	5,295	4,935	4,575	4,215	3,855	3,495
32,000	32,500	7,270	6,910	6,550	6,190	5,830	5,470	5,110	4,750	4,390	4,030	3,670
32,500	33,000	7,445	7,085	6,725	6,365	6,005	5,645	5,285	4,925	4,565	4,205	3,845
33,000	33,500	7,620	7,260	6,900	6,540	6,180	5,820	5,460	5,100	4,740	4,380	4,020
33,500	34,000	7,795	7,435	7,075	6,715	6,355	5,995	5,635	5,275	4,915	4,555	4,195
34,000	34,500	7,970	7,610	7,250	6,390	6,530	6,170	5,810	5,450	5,090	4,730	4,370
34,500	35,000	8,145	7,785	7,425	7,065	6,705	6,345	5,985	5,625	5,265	4,905	4,545

(四)

昭和二十二年十一月二十九日

失業保険特別会計法案外二件

所 得 金 額	扶 育 規 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		
	以上	未 満	税 額									
35,000	35,500	8,330	7,970	7,610	7,250	6,890	6,530	6,170	5,810	5,450	5,090	4,730
35,500	36,000	8,530	8,170	7,810	7,450	7,090	6,730	6,370	6,010	5,650	5,290	4,930
36,000	36,500	8,730	8,370	8,010	7,650	7,290	6,930	6,570	6,210	5,850	5,490	5,130
36,500	37,000	8,930	8,570	8,210	7,850	7,490	7,130	6,770	6,410	6,050	5,690	5,330
37,000	37,500	9,130	8,770	8,410	8,050	7,690	7,330	6,970	6,610	6,250	5,890	5,530
37,500	38,000	9,330	8,970	8,610	8,250	7,890	7,530	7,170	6,810	6,450	6,090	5,730
38,000	38,500	9,530	9,170	8,810	8,450	8,090	7,730	7,370	7,010	6,650	6,290	5,930
38,500	39,000	9,730	9,370	9,010	8,650	8,290	7,930	7,570	7,210	6,850	6,490	6,130
39,000	39,500	9,930	9,570	9,210	8,850	8,490	8,130	7,770	7,410	7,050	6,690	6,330
39,500	40,000	10,130	9,770	9,410	9,050	8,690	8,330	7,970	7,610	7,250	6,890	6,530
40,000	40,500	10,330	9,970	9,610	9,250	8,890	8,530	8,170	7,810	7,450	7,090	6,730
40,500	41,000	10,530	10,170	9,810	9,450	9,090	8,730	8,370	8,010	7,650	7,290	6,930
41,000	41,500	10,730	10,370	10,010	9,650	9,290	8,930	8,570	8,210	7,850	7,490	7,130
41,500	42,000	10,930	10,570	10,210	9,850	9,490	9,130	8,770	8,410	8,050	7,690	7,330
42,000	42,500	11,130	10,770	10,410	10,050	9,690	9,330	8,970	8,610	8,250	7,890	7,530
42,500	43,000	11,330	10,970	10,610	10,250	9,890	9,530	9,170	8,810	8,450	8,090	7,730
43,000	43,500	11,530	11,170	10,810	10,450	10,090	9,730	9,370	9,010	8,650	8,290	7,930
43,500	44,000	11,730	11,370	11,010	10,650	10,290	9,930	9,570	9,210	8,850	8,490	8,130
44,000	44,500	11,930	11,570	11,210	10,850	10,490	10,130	9,770	9,410	9,050	8,690	8,330
44,500	45,000	12,130	11,770	11,410	11,050	10,690	10,330	9,970	9,610	9,250	8,890	8,530
45,000	45,500	12,340	11,980	11,620	11,260	10,900	10,540	10,180	9,820	9,460	9,100	8,740
45,500	46,000	12,565	12,205	11,845	11,485	11,125	10,765	10,405	10,045	9,685	9,325	8,965
46,000	46,500	12,790	12,430	12,070	12,710	11,350	10,990	10,630	10,270	9,910	9,550	9,190
46,500	47,000	13,015	12,655	12,295	11,935	11,575	11,215	10,855	10,495	10,135	9,775	9,415
47,000	47,500	13,240	12,880	12,520	12,160	11,800	11,440	11,080	10,720	10,360	10,000	9,640
47,500	48,000	13,465	13,105	12,745	12,385	12,025	11,665	11,305	10,945	10,585	10,225	9,865
48,000	48,500	13,690	13,330	12,970	12,610	12,250	11,890	11,530	11,170	10,810	10,450	10,090
48,500	49,000	13,915	13,555	13,195	12,835	12,475	12,115	11,755	11,395	11,035	10,675	10,315
49,000	49,500	14,140	13,780	13,420	13,060	12,700	12,340	11,980	11,620	11,260	10,900	10,540
49,500	50,000	14,365	14,005	13,645	13,285	12,925	12,565	12,205	11,845	11,485	11,125	10,775
50,000	50,500	14,590	14,230	13,870	13,510	13,150	12,790	12,430	12,070	11,710	11,350	10,990
50,500	51,000	14,815	14,455	14,095	13,735	13,375	13,015	12,655	12,295	11,935	11,575	11,215
51,000	51,500	15,040	14,680	14,320	13,960	13,600	13,240	12,880	12,520	12,160	11,800	11,440
51,500	52,000	15,265	14,905	14,545	14,185	13,825	13,465	13,105	12,745	12,385	12,025	11,665
52,000	52,500	15,490	15,130	14,770	14,410	14,050	13,690	13,330	12,970	12,610	12,250	11,890
52,500	53,000	15,715	15,355	14,995	14,635	14,275	13,915	13,555	13,195	12,835	12,475	12,115
53,000	53,500	15,940	15,580	15,220	14,860	14,500	14,140	13,780	13,420	13,060	12,700	12,340
53,500	54,000	16,165	15,805	15,445	15,085	14,725	14,365	14,005	13,645	13,285	12,925	12,565
54,000	54,500	16,390	16,030	15,670	15,310	14,950	14,590	14,230	13,870	13,510	13,150	12,790
54,500	55,000	16,615	16,255	15,895	15,535	15,175	14,815	14,455	14,095	13,735	13,375	13,015
55,000	55,500	16,850	16,490	16,130	15,770	15,410	15,050	14,690	14,330	13,970	13,610	13,250
55,500	56,000	17,100	16,740	16,380	16,020	15,660	15,300	14,940	14,580	14,220	13,860	13,500
56,000	56,500	17,350	16,990	16,630	16,270	15,910	15,550	15,190	14,830	14,470	14,110	13,750
56,500	57,000	17,600	17,240	16,880	16,520	16,160	15,800	15,440	15,080	14,720	14,360	14,000
57,000	57,500	17,850	17,490	17,130	16,770	16,410	16,050	15,690	15,330	14,970	14,610	14,250
57,500	58,000	18,100	17,740	17,380	17,020	16,660	16,300	15,940	15,580	15,220	14,860	14,500
58,000	58,500	18,350	17,990	17,630	17,270	16,910	16,550	16,190	15,830	15,470	15,110	14,750
58,500	59,000	18,600	18,240	17,880	17,520	17,160	16,800	16,440	16,080	15,720	15,360	15,000
59,000	59,500	18,850	18,490	18,130	17,770	17,410	17,050	16,690	16,330	15,970	15,610	15,250
59,500	60,000	19,100	18,740	18,380	18,020	17,660	17,300	16,940	16,580	16,220	15,860	15,500

(五)

所 得 金 額		扶 育 親 族 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
以 上	未 満	税										額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
60,000	60,500	19,350	18,990	18,630	18,270	17,910	17,550	17,190	16,830	16,470	16,110	15,750
60,500	61,000	19,600	19,240	18,880	18,520	18,160	17,800	17,440	17,080	16,720	16,360	16,000
61,000	61,500	19,850	19,490	19,130	18,770	18,410	18,050	17,690	17,330	16,970	16,610	16,250
61,500	62,000	20,100	19,740	19,380	19,020	18,660	18,300	17,940	17,580	17,220	16,860	16,500
62,000	62,500	20,350	19,990	19,630	19,270	18,910	18,550	18,190	17,830	17,470	17,110	16,750
62,500	63,000	20,600	20,240	19,880	19,520	19,160	18,800	18,440	18,080	17,720	17,360	17,000
63,000	63,500	20,850	20,490	20,130	19,770	19,410	19,050	18,690	18,330	17,970	17,610	17,250
63,500	64,000	21,100	20,740	20,380	20,020	19,660	19,300	18,940	18,580	18,220	17,860	17,500
64,000	64,500	21,350	20,990	20,630	20,270	19,910	19,550	19,190	18,830	18,470	18,110	17,750
64,500	65,000	21,600	21,240	20,880	20,520	20,160	19,800	19,440	19,080	18,720	18,360	18,000
65,000	65,500	21,850	21,490	21,130	20,770	20,410	20,050	19,690	19,330	18,970	18,610	18,250
65,500	66,000	22,100	21,740	21,380	21,020	20,660	20,300	19,940	19,580	19,220	18,860	18,500
66,000	66,500	22,350	21,990	21,630	21,270	20,910	20,550	20,190	19,830	19,470	19,110	18,750
66,500	67,000	22,600	22,240	21,880	21,520	21,160	20,800	20,440	20,080	19,720	19,360	19,000
67,000	67,500	22,850	22,490	22,130	21,770	21,410	21,050	20,690	20,330	19,970	19,610	19,250
67,500	68,000	23,100	22,740	22,380	22,020	21,660	21,300	20,940	20,580	20,220	19,860	19,500
68,000	68,500	23,350	22,990	22,630	22,270	21,910	21,550	21,190	20,830	20,470	20,110	19,750
68,500	69,000	23,600	23,240	22,880	22,520	22,160	21,800	21,440	21,080	20,720	20,360	20,000
69,000	69,500	23,850	23,490	23,130	22,770	22,410	22,050	21,690	21,330	20,970	20,610	20,250
69,500	70,000	24,100	23,740	23,380	23,020	22,660	22,300	21,940	21,580	21,220	20,860	20,500
70,000	70,500	24,350	23,990	23,630	23,270	22,910	22,550	22,190	21,820	21,470	21,110	20,750
70,500	71,000	24,600	24,240	23,880	23,520	23,160	22,800	22,440	22,080	21,720	21,360	21,000
71,000	71,500	24,850	24,490	24,130	23,770	23,410	23,050	22,690	22,330	21,970	21,610	21,250
71,500	72,000	25,100	24,740	24,380	24,020	23,660	23,300	22,940	22,580	22,220	21,860	21,500
72,000	72,500	25,350	24,990	24,630	24,270	23,910	23,550	23,190	22,830	22,470	22,110	21,750
72,500	73,000	25,600	25,240	24,880	24,520	24,160	23,800	23,440	23,080	22,720	22,360	22,000
73,000	73,500	25,850	25,490	25,130	24,770	24,410	24,050	23,690	23,330	22,970	22,610	22,250
73,500	74,000	26,100	25,740	25,380	25,020	24,660	24,300	23,940	23,580	23,220	22,860	22,500
74,000	74,500	26,350	25,990	25,630	25,270	24,910	24,550	24,190	23,830	23,470	23,110	22,750
74,500	75,000	26,600	26,240	25,880	25,520	25,160	24,800	24,440	24,080	23,720	23,360	23,000
75,000	75,500	26,864	26,504	26,144	25,784	25,424	25,064	24,704	24,344	23,984	23,624	23,264
75,500	76,000	27,149	26,789	26,429	26,069	25,709	25,349	24,989	24,629	24,269	23,909	23,549
76,000	76,500	27,434	27,074	26,714	26,354	25,994	25,634	25,274	24,914	24,554	24,194	23,834
76,500	77,000	27,719	27,359	26,999	26,639	26,279	25,919	25,559	25,199	24,839	24,479	24,119
77,000	77,500	28,004	27,644	27,284	26,924	26,564	26,204	25,844	25,484	25,124	24,764	24,404
77,500	78,000	28,289	27,929	27,569	27,209	26,849	26,489	26,129	25,769	25,409	25,049	24,689
78,000	78,500	28,574	28,214	27,854	27,494	27,134	26,774	26,414	26,054	25,694	25,334	24,974
78,500	79,000	28,859	28,499	28,139	27,779	27,419	27,059	26,699	26,339	25,979	25,619	25,259
79,000	79,500	29,144	28,784	28,424	28,064	27,704	27,344	26,984	26,624	26,264	25,904	25,544
79,500	80,000	29,429	29,069	28,709	28,349	27,989	27,629	27,269	26,909	26,549	26,189	25,829
80,000円		29,714	29,354	28,994	28,634	28,274	27,914	27,554	27,194	26,834	26,474	26,114

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに360円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族少數に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表  
イ 給與所得 月額表(一)

その月の給 與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
以上未満 税額											
円 600円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150
650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
700	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250
750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300
800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350
850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400
900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450
950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500
1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550
1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700
1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750
1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800
1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850
1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900
1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950
1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000
1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100
1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150
1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200
1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250
1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300
1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350
1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400
1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450
1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500
2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550
2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600
2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650
2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700
2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750
2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800
2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850
2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900
2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950
2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000
2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050
2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100
2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150
2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200
2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250
2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300
2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350
2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400
2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450
2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500
3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500	3,550

イ 月額表(二)

その月の給 與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條 第一項第四 号の規定 による税 額		
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
以上未満	税額												
3,050	3,100	472	432	392	352	312	272	232	192	152	112	72	612
3,100	3,150	486	446	406	366	326	286	246	206	166	126	86	626
3,150	3,200	499	459	419	379	339	299	259	219	179	139	99	639
3,200	3,250	512	472	432	392	352	312	272	232	192	152	112	652
3,250	3,300	525	485	445	405	365	325	285	245	205	165	125	665
3,300	3,350	538	498	458	418	378	338	298	258	218	178	138	678
3,350	3,400	551	511	471	431	391	351	311	271	231	191	151	692
3,400	3,450	564	524	484	444	404	364	324	284	244	204	164	707
3,450	3,500	577	537	497	457	417	377	337	297	257	217	177	722
3,500	3,550	591	551	511	471	431	391	351	311	271	231	191	737
3,550	3,600	604	564	524	484	444	404	364	324	284	244	204	752
3,600	3,650	617	577	537	497	457	417	377	337	297	257	217	767
3,650	3,700	630	590	550	510	470	430	390	350	310	270	230	782
3,700	3,750	643	603	563	523	483	443	403	363	323	283	243	797
3,750	3,800	656	616	576	536	496	456	416	376	336	296	256	812
3,800	3,850	669	629	589	549	509	469	429	389	349	309	269	827
3,850	3,900	682	642	602	562	522	482	442	402	362	322	282	842
3,900	3,950	697	657	617	577	537	497	457	417	377	337	297	857
3,950	4,000	712	672	632	592	552	512	472	432	392	352	312	872
4,000	4,050	727	687	647	607	567	527	487	447	407	367	327	887
4,050	4,100	742	702	662	622	582	542	502	462	422	382	342	902
4,100	4,150	757	717	677	637	597	557	517	477	437	397	357	917
4,150	4,200	772	732	692	652	612	572	532	492	452	412	372	932
4,200	4,250	790	750	710	670	630	590	550	510	470	430	390	950
4,250	4,300	810	770	730	690	650	610	570	530	490	450	410	970
4,300	4,350	830	790	750	710	670	630	590	550	510	470	430	990
4,350	4,400	850	810	770	730	690	650	610	570	530	490	450	1,010
4,400	4,450	870	830	790	750	710	670	630	590	550	510	470	1,031
4,450	4,500	890	850	810	770	730	690	650	610	570	530	490	1,054
4,500	4,550	910	870	830	790	750	710	670	630	590	550	510	1,076
4,550	4,600	930	890	850	810	770	730	690	650	610	570	530	1,099
4,600	4,650	950	910	870	830	790	750	710	670	630	590	550	1,121
4,650	4,700	970	930	890	850	810	770	730	690	650	610	570	1,144
4,700	4,750	990	950	910	870	830	790	750	710	670	630	590	1,166
4,750	4,800	1,010	970	930	890	850	810	770	730	690	650	610	1,189
4,800	4,850	1,031	991	951	911	871	831	791	751	711	671	631	1,211
4,850	4,900	1,054	1,014	974	934	894	854	814	774	734	694	654	1,224
4,900	4,950	1,076	1,036	996	956	916	876	836	796	756	716	676	1,256
4,950	5,000	1,099	1,059	1,019	979	939	899	859	819	779	739	699	1,279
5,000	5,050	1,121	1,081	1,041	1,001	961	921	881	841	801	761	721	1,301
5,050	5,100	1,144	1,104	1,064	1,024	984	944	904	864	824	784	744	1,324
5,100	5,150	1,165	1,126	1,086	1,046	1,006	966	926	886	846	806	766	1,346
5,150	5,200	1,189	1,149	1,109	1,069	1,029	989	949	909	869	829	789	1,369
5,200	5,250	1,211	1,171	1,131	1,091	1,051	1,011	971	931	891	851	811	1,391
5,250	5,300	1,234	1,194	1,154	1,114	1,074	1,034	994	954	914	874	834	1,416
5,300	5,350	1,256	1,216	1,176	1,136	1,096	1,056	1,016	976	936	896	856	1,441
5,350	5,400	1,279	1,239	1,199	1,159	1,119	1,079	1,039	999	959	919	879	1,466
5,400	5,450	1,301	1,261	1,221	1,181	1,141	1,101	1,061	1,021	981	941	901	1,491
5,450	5,500	1,324	1,284	1,244	1,204	1,164	1,124	1,084	1,044	1,004	964	924	1,516
5,500	5,550	1,346	1,306	1,266	1,226	1,186	1,146	1,106	1,066	1,026	986	946	1,541

イ 月額表(三)

その月の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額												
5,550	5,600	1,369	1,329	1,289	1,249	1,209	1,169	1,129	1,089	1,049	1,009	969	1,566
5,600	5,650	1,391	1,351	1,311	1,271	1,231	1,191	1,151	1,111	1,071	1,031	991	1,591
5,650	5,700	1,416	1,376	1,336	1,296	1,256	1,216	1,176	1,136	1,096	1,056	1,016	1,616
5,700	5,750	1,441	1,401	1,361	1,321	1,281	1,241	1,201	1,161	1,121	1,081	1,041	1,641
5,750	5,800	1,466	1,426	1,386	1,346	1,306	1,266	1,226	1,186	1,146	1,106	1,066	1,666
5,800	5,850	1,491	1,451	1,411	1,371	1,331	1,291	1,251	1,211	1,171	1,131	1,091	1,691
5,850	5,900	1,516	1,476	1,436	1,396	1,356	1,316	1,276	1,236	1,196	1,156	1,116	1,716
5,900	5,950	1,541	1,501	1,461	1,421	1,381	1,341	1,301	1,261	1,221	1,181	1,141	1,741
5,950	6,000	1,566	1,526	1,486	1,446	1,406	1,366	1,326	1,286	1,246	1,206	1,166	1,766
6,000	6,050	1,591	1,551	1,511	1,471	1,431	1,391	1,351	1,311	1,271	1,231	1,191	1,791
6,050	6,100	1,616	1,576	1,536	1,496	1,456	1,416	1,376	1,336	1,296	1,256	1,216	1,816
6,100	6,150	1,641	1,601	1,561	1,521	1,481	1,441	1,401	1,361	1,321	1,281	1,241	1,841
6,150	6,200	1,666	1,626	1,586	1,546	1,506	1,466	1,426	1,386	1,346	1,306	1,266	1,866
6,200	6,250	1,691	1,651	1,611	1,571	1,531	1,491	1,451	1,411	1,371	1,331	1,291	1,891
6,250	6,300	1,716	1,676	1,636	1,596	1,556	1,516	1,476	1,436	1,396	1,356	1,316	1,916
6,300	6,350	1,741	1,701	1,661	1,621	1,581	1,541	1,501	1,461	1,421	1,381	1,341	1,941
6,350	6,400	1,766	1,726	1,686	1,646	1,606	1,566	1,526	1,486	1,446	1,406	1,366	1,966
6,400	6,450	1,791	1,751	1,711	1,671	1,631	1,591	1,551	1,511	1,471	1,431	1,391	1,991
6,450	6,500	1,816	1,776	1,736	1,696	1,656	1,616	1,576	1,536	1,496	1,456	1,416	2,016
6,500	6,550	1,841	1,801	1,761	1,721	1,681	1,641	1,601	1,561	1,521	1,481	1,441	2,041
6,550	6,600	1,866	1,826	1,786	1,746	1,706	1,666	1,626	1,586	1,546	1,506	1,466	2,066
6,600	6,650	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691	1,651	1,611	1,571	1,531	1,491	2,091
6,650	6,700	1,916	1,876	1,836	1,796	1,756	1,716	1,676	1,636	1,596	1,556	1,516	2,116
6,700	6,750	1,941	1,901	1,861	1,821	1,781	1,741	1,701	1,661	1,621	1,581	1,541	2,141
6,750	6,800	1,966	1,926	1,886	1,846	1,806	1,766	1,726	1,686	1,646	1,606	1,566	2,166
6,800	6,850	1,991	1,951	1,911	1,871	1,831	1,791	1,751	1,711	1,671	1,631	1,591	2,191
6,850	6,900	2,016	1,976	1,936	1,896	1,856	1,816	1,776	1,736	1,696	1,656	1,616	2,216
6,900	6,950	2,041	2,001	1,961	1,921	1,881	1,841	1,801	1,761	1,721	1,681	1,641	2,242
6,950	7,000	2,066	2,026	1,986	1,946	1,906	1,866	1,826	1,786	1,746	1,706	1,666	2,271
7,000	7,050	2,091	2,051	2,011	1,971	1,931	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691	2,299
7,050	7,100	2,116	2,076	2,036	1,996	1,956	1,916	1,876	1,836	1,796	1,756	1,716	2,328
7,100	7,150	2,141	2,101	2,061	2,021	1,981	1,941	1,901	1,861	1,821	1,781	1,741	2,356
7,150	7,200	2,166	2,126	2,086	2,046	2,006	1,966	1,926	1,886	1,846	1,806	1,766	2,385
7,200	7,250	2,191	2,151	2,111	2,071	2,031	1,991	1,951	1,911	1,871	1,831	1,791	2,413
7,250	7,300	2,216	2,176	2,136	2,096	2,056	2,016	1,976	1,936	1,896	1,856	1,816	2,442
7,300円		2,242	2,202	2,162	2,122	2,082	2,042	2,002	1,962	1,922	1,882	1,842	2,470
7,300円を超える金額	7,300円の場合の税額に、給与の金額のうち7,300円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額												

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに40円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表  
口 給與所得 半月額表(一)

その半月の給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	給與の金額の12%に相当する金額	
円 300円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 45.00	
300	325	5.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.00	
325	350	8.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.50	
350	375	12.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52.50	
375	400	16.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56.00	
400	425	20.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60.00	
425	450	23.50	3.50	0	0	0	0	0	0	0	0	63.50	
450	475	27.50	7.50	0	0	0	0	0	0	0	0	67.50	
475	500	31.00	11.00	0	0	0	0	0	0	0	0	71.00	
500	525	35.00	15.00	0	0	0	0	0	0	0	0	75.00	
525	550	38.50	18.50	0	0	0	0	0	0	0	0	78.50	
550	575	42.50	22.50	2.00	0	0	0	0	0	0	0	82.50	
575	600	46.00	26.00	6.50	0	0	0	0	0	0	0	86.50	
600	625	50.00	30.00	10.00	0	0	0	0	0	0	0	91.50	
625	650	53.50	33.50	13.50	0	0	0	0	0	0	0	96.00	
650	675	57.50	37.50	17.50	0	0	0	0	0	0	0	100.50	
675	700	61.00	41.00	21.00	1.00	0	0	0	0	0	0	105.50	
700	725	65.00	45.00	25.00	5.00	0	0	0	0	0	0	110.00	
725	750	68.50	48.50	28.50	8.50	0	0	0	0	0	0	114.50	
750	775	72.50	52.50	32.50	12.50	0	0	0	0	0	0	119.50	
775	800	76.00	56.00	36.00	16.00	0	0	0	0	0	0	124.00	
800	825	80.00	60.00	40.00	20.00	0	0	0	0	0	0	129.00	
825	850	83.50	63.50	43.50	23.50	3.50	0	0	0	0	0	133.50	
850	875	88.00	68.00	48.00	28.00	8.00	0	0	0	0	0	139.00	
875	900	93.00	73.00	53.00	33.00	13.00	0	0	0	0	0	144.50	
900	925	97.50	77.50	57.50	37.50	17.50	0	0	0	0	0	150.00	
925	950	102.00	82.00	62.00	42.00	22.00	2.00	0	0	0	0	156.00	
950	975	107.00	87.00	67.00	47.00	27.00	7.00	0	0	0	0	161.50	
975	1,000	111.50	91.50	71.50	51.50	31.50	11.50	0	0	0	0	167.00	
1,000	1,025	116.50	96.50	76.50	56.50	36.50	16.50	0	0	0	0	172.50	
1,025	1,050	121.00	101.00	81.00	61.00	41.00	21.00	1.00	0	0	0	178.50	
1,050	1,075	125.50	105.50	85.50	65.50	45.50	25.50	5.50	0	0	0	184.00	
1,075	1,100	130.50	110.50	90.50	70.50	50.50	30.50	10.50	0	0	0	189.50	
1,100	1,125	135.00	115.00	95.00	75.00	55.00	35.00	15.00	0	0	0	195.00	
1,125	1,150	141.00	121.00	101.00	81.00	61.00	41.00	21.00	1.00	0	0	201.00	
1,150	1,175	146.50	126.50	106.50	86.50	66.50	46.50	26.50	6.50	0	0	203.00	
1,175	1,200	152.00	132.00	112.00	92.00	72.00	52.00	32.00	12.00	0	0	214.50	
1,200	1,225	157.50	137.50	117.50	97.50	77.50	57.50	37.50	17.50	0	0	221.00	
1,225	1,250	163.50	143.50	123.50	103.50	83.50	63.50	43.50	23.50	3.50	0	227.50	
1,250	1,275	169.00	149.00	129.00	109.00	89.00	69.00	49.00	29.00	9.00	0	234.00	
1,275	1,300	174.50	154.50	134.50	114.50	94.50	74.50	54.50	34.50	14.50	0	240.50	
1,300	1,325	180.00	160.00	140.00	120.00	100.00	80.00	60.00	40.00	20.00	0	247.00	
1,325	1,350	186.00	166.00	146.00	126.00	106.00	86.00	66.00	46.00	26.00	6.00	253.50	
1,350	1,375	191.50	171.50	151.50	131.50	111.50	91.50	71.50	51.50	31.50	11.50	260.50	
1,375	1,400	197.00	177.00	157.00	137.00	117.00	97.00	77.00	57.00	37.00	17.00	267.00	
1,400	1,425	203.50	183.50	163.50	243.50	123.50	103.50	83.50	63.50	43.50	2.50	273.50	
1,425	1,450	210.00	190.00	170.00	150.00	130.00	110.00	90.00	70.00	50.00	30.00	280.00	
1,450	1,475	216.50	196.50	176.50	156.50	136.50	116.50	96.50	76.50	56.50	36.50	286.50	
1,475	1,500	223.00	203.00	183.00	163.00	143.00	123.00	103.00	83.00	63.00	43.00	293.00	
1,500	1,525	229.50	209.50	189.50	169.50	149.50	129.50	109.50	89.50	69.50	49.50	299.50	

## 口 半月額表(二)

その半月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額												
1,525	1,550	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	136.00	116.00	96.00	76.00	56.00	36.00	306.00
1,550	1,575	243.00	223.00	203.00	183.00	163.00	143.00	123.00	103.00	83.00	63.00	43.00	313.00
1,575	1,600	249.50	229.50	209.50	189.50	169.50	149.50	129.50	109.50	89.50	69.50	49.50	319.50
1,600	1,625	256.00	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	136.00	116.00	96.00	76.00	56.00	326.00
1,625	1,650	262.50	242.50	222.50	202.50	182.50	162.50	142.50	122.50	102.50	82.50	62.50	332.50
1,650	1,675	269.00	249.00	229.00	209.00	189.00	169.00	149.00	129.00	109.00	89.00	69.00	339.00
1,675	1,700	275.50	255.50	235.50	215.50	195.50	175.50	155.50	135.50	115.50	95.50	75.50	346.00
1,700	1,725	282.00	262.00	242.00	222.00	202.00	182.00	162.00	142.00	122.00	102.00	82.00	353.50
1,725	1,750	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	128.50	108.50	88.50	361.00
1,750	1,775	295.50	275.50	255.50	235.50	215.50	195.50	175.50	155.50	135.50	115.50	95.50	368.50
1,775	1,800	302.00	282.00	262.00	242.00	222.00	202.00	182.00	162.00	142.00	122.00	102.00	376.00
1,800	1,825	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	128.50	108.50	383.50
1,825	1,850	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	195.00	175.00	155.00	135.00	115.00	391.00
1,850	1,875	321.50	301.50	281.50	261.50	241.50	221.50	201.50	181.50	161.50	141.50	121.50	398.50
1,875	1,900	328.00	308.00	288.00	268.00	248.00	228.00	208.00	188.00	168.00	148.00	128.00	406.00
1,900	1,925	334.50	314.50	294.50	274.50	254.50	234.50	214.50	194.50	174.50	154.50	134.50	413.50
1,925	1,950	341.00	321.00	301.00	281.00	261.00	241.00	221.00	201.00	181.00	161.00	141.00	421.00
1,950	1,975	348.50	328.50	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	428.50
1,975	2,000	356.00	336.00	316.00	296.00	276.00	256.00	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	436.00
2,000	2,025	363.50	343.50	323.50	303.50	283.50	263.50	243.50	223.50	203.50	183.50	163.50	443.50
2,025	2,050	371.00	351.00	331.00	311.00	291.00	271.00	251.00	231.00	211.00	191.00	171.00	451.00
2,050	2,075	378.50	358.50	338.50	318.50	298.50	278.50	258.50	238.50	218.50	198.50	178.50	458.50
2,075	2,100	386.00	366.00	346.00	326.00	306.00	286.00	266.00	246.00	226.00	206.00	186.00	466.00
2,100	2,125	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	195.00	475.00
2,125	2,150	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	245.00	225.00	205.00	485.00
2,150	2,175	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	495.00
2,175	2,200	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	245.00	225.00	505.00
2,200	2,225	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	515.50
2,225	2,250	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	245.00	527.00
2,250	2,275	455.00	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	538.00
2,275	2,300	465.00	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	549.50
2,300	2,325	475.00	455.00	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	560.50
2,325	2,350	485.00	465.00	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	572.00
2,350	2,375	495.00	475.00	455.00	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	583.00
2,375	2,400	505.00	485.00	465.00	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	594.50
2,400	2,425	515.50	495.50	475.50	455.50	435.50	415.50	395.50	375.50	355.50	335.50	315.50	605.50
2,425	2,450	527.00	507.00	487.00	467.00	447.00	427.00	407.00	387.00	367.00	347.00	327.00	617.00
2,450	2,475	538.00	518.00	498.00	478.00	458.00	438.00	418.00	398.00	378.00	358.00	338.00	628.00
2,475	2,500	549.50	529.50	509.50	489.50	469.50	449.50	429.50	409.50	389.50	369.50	349.50	639.50
2,500	2,525	560.50	540.50	520.50	500.50	480.50	460.50	440.50	420.50	400.50	380.50	360.50	650.50
2,525	2,550	572.00	552.00	532.00	512.00	492.00	472.00	452.00	432.00	412.00	392.00	372.00	662.00
2,550	2,575	583.00	563.00	543.00	523.00	503.00	483.00	463.00	443.00	423.00	403.00	383.00	673.00
2,575	2,600	594.50	574.50	554.50	534.50	514.50	494.50	474.50	454.50	434.50	414.50	394.50	684.50
2,600	2,625	605.50	585.50	565.50	545.50	525.50	505.50	485.50	465.50	445.50	425.50	405.50	695.50
2,625	2,650	617.00	597.00	577.00	557.00	537.00	517.00	497.00	477.00	457.00	437.00	417.00	708.00
2,650	2,675	628.00	608.00	588.00	568.00	548.00	528.00	508.00	488.00	468.00	448.00	428.00	720.50
2,675	2,700	639.50	619.50	599.50	579.50	559.50	539.50	519.50	499.50	479.50	459.50	439.50	733.00
2,700	2,725	650.50	630.50	610.50	590.50	570.50	550.50	530.50	510.50	490.50	470.50	450.50	745.50
2,725	2,750	662.00	642.00	622.00	602.00	582.00	562.00	542.00	522.00	502.00	482.00	462.00	758.00
2,750	2,775	673.00	653.00	633.00	613.00	593.00	573.00	553.00	533.00	513.00	493.00	473.00	770.50

口 半月額表(三)

その半月の 給與の金額	以上	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額	
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
	未満	税額												
2,775	2,800	684.50	664.50	644.50	624.50	604.50	584.50	564.50	544.50	524.50	504.50	484.50	783.00	
2,800	2,825	695.50	675.50	655.50	635.50	615.50	595.50	575.50	555.50	535.50	515.50	495.50	795.50	
2,825	2,850	708.00	688.00	668.00	648.00	628.00	608.00	588.00	568.00	548.00	528.00	508.00	808.00	
2,850	2,875	720.50	700.50	680.50	660.50	640.50	620.50	600.50	580.50	560.50	540.50	520.50	820.50	
2,875	2,900	733.00	713.00	693.00	673.00	653.00	633.00	613.00	593.00	573.00	553.00	533.00	833.00	
2,900	2,925	745.50	725.50	705.50	685.50	665.50	645.50	625.50	605.50	585.50	565.50	545.50	845.50	
2,925	2,950	758.00	738.00	718.00	698.00	678.00	658.00	638.00	618.00	598.00	578.00	558.00	858.00	
2,950	2,975	770.50	750.50	730.50	710.50	690.50	670.50	650.50	630.50	610.50	590.50	570.50	870.50	
2,975	3,000	783.00	763.00	743.00	723.00	703.00	683.00	663.00	643.00	623.00	603.00	583.00	883.00	
3,000	3,025	795.50	775.50	755.50	735.50	715.50	695.50	675.50	655.50	635.50	615.50	595.50	895.50	
3,025	3,050	808.00	788.00	768.00	748.00	728.00	708.00	688.00	668.00	648.00	628.00	608.00	908.00	
3,050	3,075	820.50	800.50	780.50	760.50	740.50	720.50	700.50	680.50	660.50	640.50	620.50	920.50	
3,075	3,100	833.00	813.00	792.00	772.00	752.00	732.00	712.00	692.00	672.00	652.00	632.00	933.00	
3,100	3,125	845.50	825.50	805.50	785.50	765.50	745.50	725.50	705.50	685.50	665.50	645.50	945.50	
3,125	3,150	858.00	838.00	818.00	798.00	778.00	758.00	738.00	718.00	698.00	678.00	658.00	958.00	
3,150	3,175	870.50	850.50	830.50	810.50	790.50	770.50	750.50	730.50	710.50	690.50	670.50	970.50	
3,175	3,200	883.00	863.00	843.00	823.00	803.00	783.00	763.00	743.00	723.00	703.00	683.00	983.00	
3,200	3,225	895.50	875.50	855.50	835.50	815.50	795.50	775.50	755.50	735.50	715.50	695.50	995.50	
3,225	3,250	908.00	888.00	868.00	848.00	828.00	808.00	788.00	768.00	748.00	728.00	708.00	1,008.00	
3,250	3,275	920.50	900.50	880.50	860.50	840.50	820.50	800.50	780.50	760.50	740.50	720.50	1,020.50	
3,275	3,300	933.00	913.00	893.00	873.00	853.00	833.00	813.00	793.00	773.00	753.00	733.00	1,033.00	
3,300	3,325	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50	825.50	805.50	785.50	765.50	745.50	1,045.50	
3,325	3,350	958.00	938.00	918.00	898.00	878.00	858.00	838.00	818.00	798.00	778.00	758.00	1,058.00	
3,350	3,375	970.50	950.50	930.50	910.50	890.50	870.50	850.50	830.50	810.50	790.50	770.50	1,070.50	
3,375	3,400	983.00	963.00	943.00	923.00	903.00	883.00	863.00	843.00	823.00	803.00	783.00	1,083.00	
3,400	3,425	995.50	975.50	955.50	935.50	915.50	895.50	875.50	855.50	835.50	815.50	795.50	1,095.50	
3,425	3,450	1,008.00	988.00	968.00	948.00	928.00	908.00	888.00	868.00	848.00	828.00	808.00	1,108.00	
3,450	3,475	1,020.50	1,000.50	980.50	960.50	940.50	920.50	900.50	880.50	860.50	840.50	820.50	1,121.00	
3,475	3,500	1,033.00	1,013.00	993.00	973.00	953.00	933.00	913.00	893.00	873.00	853.00	833.00	1,135.50	
3,500	3,525	1,045.50	1,025.50	1,005.50	985.50	965.50	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50	1,149.50	
3,525	3,550	1,058.00	1,038.00	1,018.00	998.00	978.00	958.00	938.00	918.00	898.00	878.00	858.00	1,164.00	
3,550	3,575	1,070.50	1,050.50	1,030.50	1,010.50	990.50	970.50	950.50	930.50	910.50	890.50	870.50	1,178.00	
3,575	3,600	1,083.00	1,063.00	1,043.00	1,023.00	1,003.00	983.00	963.00	943.00	923.00	903.00	883.00	1,192.50	
3,600	3,625	1,095.50	1,075.50	1,055.50	1,035.50	1,015.50	995.50	975.50	955.50	935.50	915.50	895.50	1,206.50	
3,625	3,650	1,108.00	1,088.00	1,068.00	1,048.00	1,028.00	1,008.00	988.00	968.00	948.00	928.00	908.00	1,221.00	
3,650円		1,121.00	1,101.00	1,081.00	1,061.00	1,041.00	1,021.00	1,001.00	981.00	961.00	941.00	921.00	1,235.00	
3,650円を超える 金額		3,650円の場合の税額に、給與の金額のうち3,650円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額												

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに20円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に應じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表

## ハ 給與所得 句額表(一)

その句の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額
	扶養親族の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額										
200円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
200	3.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	6.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	9.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	12.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	15.20	1.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	18.20	4.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	21.20	7.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	24.20	10.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	27.20	13.80	40	0	0	0	0	0	0	0	0
380	30.20	16.80	3.40	0	0	0	0	0	0	0	0
400	33.20	19.80	6.40	0	0	0	0	0	0	0	0
420	36.20	22.80	9.40	0	0	0	0	0	0	0	0
440	39.20	25.80	12.40	0	0	0	0	0	0	0	0
460	42.20	28.80	15.40	2.00	0	0	0	0	0	0	0
480	45.20	31.80	18.40	5.00	0	0	0	0	0	0	0
500	48.20	34.80	21.40	8.00	0	0	0	0	0	0	0
520	51.20	37.80	24.40	11.00	0	0	0	0	0	0	0
540	54.20	40.80	27.40	14.00	.60	0	0	0	0	0	0
560	57.50	44.10	30.70	17.30	3.90	0	0	0	0	0	0
580	60.20	47.80	34.40	21.00	7.60	0	0	0	0	0	0
600	65.00	51.60	38.20	24.80	11.40	0	0	0	0	0	0
620	68.70	55.30	41.90	28.50	15.10	1.70	0	0	0	0	0
640	72.50	59.10	45.70	32.30	18.90	5.50	0	0	0	0	0
660	76.20	62.80	49.40	36.00	22.60	9.20	0	0	0	0	0
680	80.00	66.60	53.20	39.80	26.40	13.00	0	0	0	0	0
700	83.70	70.30	56.90	43.50	30.10	16.70	3.30	0	0	0	0
720	87.50	74.10	60.70	47.30	33.90	20.50	7.10	0	0	0	0
740	91.40	78.00	64.60	51.20	37.80	24.40	11.00	0	0	0	0
760	95.90	82.50	69.10	55.70	42.30	28.90	15.50	2.10	0	0	0
780	100.40	87.00	73.60	60.20	46.80	33.40	20.00	6.60	0	0	0
800	104.90	91.50	78.10	64.70	51.30	37.90	24.50	11.10	0	0	0
820	109.40	96.00	82.60	69.20	55.80	42.40	29.00	15.60	2.20	0	0
840	113.90	100.50	87.10	73.70	60.30	46.90	33.50	20.10	6.70	0	0
860	118.40	105.00	91.60	78.20	64.80	51.40	38.00	24.60	11.20	0	0
880	122.90	109.50	96.10	82.70	69.30	55.90	42.50	29.10	15.70	2.30	0
900	127.40	114.00	100.60	87.20	73.80	60.40	47.00	33.60	20.20	6.80	0
920	131.90	118.50	105.10	91.70	78.30	64.90	51.50	38.10	24.70	11.30	0
940	137.10	123.70	110.30	96.90	83.50	70.10	56.70	43.30	29.90	16.50	8.10
960	142.40	129.00	115.60	102.20	88.80	75.40	62.00	48.60	35.20	21.80	8.40
980	1,000	147.60	134.20	120.80	107.40	94.00	80.60	67.20	53.80	40.40	27.00
1,020	1,020	152.90	139.50	126.10	112.70	99.30	85.90	72.50	69.10	45.70	32.30
1,040	1,040	158.10	144.70	131.30	117.90	104.50	91.10	77.70	64.30	50.90	37.50
1,060	1,060	163.40	150.00	136.60	123.20	109.80	96.40	83.00	69.60	56.20	42.80
1,080	1,080	168.60	155.20	141.80	128.40	115.00	101.60	88.20	74.80	61.40	48.00

△ 旬額表(二)

その旬の給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											第三十八条第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											第三十八条第一項第四号の規定による税額	
1,080	1,100	173.90	160.50	147.10	133.70	120.30	106.90	93.50	80.10	66.70	53.30	39.90	220.80
1,100	1,120	179.10	165.70	152.30	138.90	125.50	112.10	98.70	85.30	71.90	58.50	45.10	226.00
1,120	1,140	184.40	171.00	157.60	144.20	130.80	117.40	104.00	90.60	77.20	63.80	50.40	231.50
1,140	1,160	189.60	176.20	162.80	149.40	136.00	122.60	109.20	95.80	82.40	69.00	55.60	237.50
1,160	1,180	194.90	181.50	168.10	154.70	141.30	127.90	114.50	101.10	87.70	74.30	60.90	243.50
1,180	1,200	200.10	186.70	173.30	159.90	146.50	133.10	119.70	106.30	92.90	79.50	66.10	249.50
1,200	1,220	205.40	192.00	178.60	165.20	151.80	138.40	125.00	111.60	96.20	84.80	71.40	255.50
1,220	1,240	210.60	197.20	183.80	170.40	157.00	143.60	130.20	116.80	103.40	90.00	76.60	261.50
1,240	1,260	215.90	202.50	189.10	175.70	162.30	148.90	135.50	122.10	108.70	95.30	81.90	267.50
1,260	1,280	221.10	207.70	194.30	180.90	167.50	154.10	140.70	127.30	113.90	100.50	87.10	273.50
1,280	1,300	226.40	213.00	199.60	186.20	172.80	159.40	146.00	132.60	119.20	105.80	92.40	279.50
1,300	1,320	231.90	218.50	205.10	191.70	178.30	164.90	151.50	138.10	124.70	111.30	97.90	285.50
1,320	1,340	237.90	224.50	211.10	197.70	184.30	170.90	157.50	144.10	130.70	117.30	103.90	291.50
1,340	1,360	243.90	230.50	217.10	203.70	190.30	176.90	163.50	150.10	136.70	123.30	109.90	297.50
1,360	1,380	249.90	236.50	223.10	209.70	196.30	182.90	169.50	156.10	142.70	129.30	115.90	303.50
1,380	1,400	255.90	242.50	229.10	215.70	202.30	188.90	175.50	162.10	148.70	135.30	121.90	309.50
1,400	1,420	262.70	249.30	235.90	222.50	209.10	195.70	182.30	168.90	155.50	142.10	128.70	316.30
1,420	1,440	270.70	257.30	243.90	230.50	217.10	203.70	190.30	176.90	163.50	150.10	136.70	324.30
1,440	1,460	278.70	265.30	251.90	233.50	225.10	211.70	198.30	184.90	171.50	158.10	144.70	332.30
1,460	1,480	286.70	273.30	259.90	246.50	233.10	219.70	206.30	192.90	179.50	166.10	152.70	340.30
1,480	1,500	294.70	281.30	267.90	254.50	241.10	227.70	214.30	200.90	187.50	174.10	160.70	349.20
1,500	1,520	302.70	289.30	275.90	262.50	249.10	235.70	222.30	208.90	195.50	182.10	168.70	358.20
1,520	1,540	310.70	297.30	283.90	270.50	257.10	243.70	230.30	216.90	203.50	190.10	176.70	367.20
1,540	1,560	318.70	305.30	291.90	278.50	265.10	251.70	238.20	224.90	211.50	198.10	184.70	376.20
1,560	1,580	326.70	313.30	299.90	286.50	273.10	259.70	246.30	232.90	219.50	206.10	192.70	385.20
1,580	1,600	334.70	321.30	307.90	294.50	281.10	267.70	254.30	240.90	227.50	214.10	200.70	394.20
1,600	1,620	342.90	329.50	316.10	302.70	289.30	275.90	262.50	249.10	236.70	222.30	208.90	403.20
1,620	1,640	351.90	338.50	325.10	311.70	298.30	284.90	271.50	258.10	244.70	231.30	217.90	412.20
1,640	1,660	360.90	347.50	334.10	320.70	307.30	293.90	280.50	267.10	253.70	240.30	226.90	421.20
1,660	1,680	369.90	356.50	343.10	329.70	316.30	302.90	289.50	276.10	262.70	249.30	235.90	430.20
1,680	1,700	378.90	365.50	352.10	338.70	325.30	311.90	298.50	285.10	271.70	258.30	244.90	439.20
1,700	1,720	387.90	374.50	361.10	347.70	334.30	320.90	307.50	294.10	280.70	267.30	253.90	448.20
1,720	1,740	396.90	383.50	370.10	356.70	343.30	329.90	316.50	303.10	289.70	276.30	262.90	457.20
1,740	1,760	405.90	392.50	379.10	365.70	352.30	338.90	325.50	312.10	298.70	285.30	271.90	466.20
1,760	1,780	414.90	401.50	388.10	374.70	361.30	347.90	334.50	321.10	307.70	294.30	280.90	476.70
1,780	1,800	423.90	410.50	397.10	383.70	370.30	356.90	343.50	330.10	316.70	303.30	289.90	486.70
1,800	1,820	432.90	419.50	406.10	392.70	379.30	365.90	352.50	339.10	325.70	312.30	298.90	496.70
1,820	1,840	441.90	428.50	415.10	401.70	388.30	374.90	361.50	348.10	334.70	321.30	307.90	506.70
1,840	1,860	450.90	437.50	424.10	410.70	397.30	383.90	370.50	357.10	343.70	330.30	316.90	516.70
1,860	1,880	459.90	446.50	433.10	419.70	406.30	392.90	379.50	366.10	352.70	339.30	325.90	526.70
1,880	1,900	469.70	456.30	442.90	429.50	416.10	402.70	389.30	375.90	362.50	349.10	335.70	536.70
1,900	1,920	479.70	466.30	452.90	439.50	426.10	412.70	399.30	385.90	372.50	359.10	345.70	546.70
1,920	1,940	489.70	476.30	462.90	449.50	436.10	422.70	409.30	395.90	382.50	369.10	355.70	556.70
1,940	1,960	499.70	486.30	472.90	459.50	446.10	432.70	419.30	405.90	392.50	379.10	365.70	566.70
1,960	1,980	509.70	496.30	482.90	469.50	456.10	442.70	429.30	415.90	402.50	389.10	375.70	576.70

## ハ 旬額表(三)

その旬の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税額												
1,980	2,000	519.70	506.30	492.90	479.50	466.10	452.70	439.30	425.90	412.50	399.10	385.70	586.70
2,000	2,020	529.70	516.30	502.90	489.50	476.10	462.70	449.30	435.90	422.50	409.10	395.70	596.70
2,020	2,040	539.70	526.30	512.90	499.50	486.10	472.70	459.30	445.90	432.50	419.10	405.70	606.70
2,040	2,060	549.70	536.30	522.90	509.50	496.10	482.70	469.30	455.90	442.50	429.10	415.70	616.70
2,060	2,080	559.70	546.30	532.90	519.50	506.10	492.70	479.30	465.90	452.50	439.10	425.70	626.70
2,080	2,100	569.70	556.30	542.90	529.50	516.10	502.70	489.30	475.90	462.50	449.10	435.70	636.70
2,100	2,120	579.70	566.30	552.90	539.50	526.10	512.70	499.30	485.90	472.50	459.10	445.70	646.70
2,120	2,140	589.70	576.30	562.90	549.50	536.10	522.70	509.30	495.90	482.50	469.10	455.70	656.70
2,140	2,160	599.70	586.30	572.90	559.50	546.10	532.70	519.30	505.90	492.50	479.10	465.70	666.70
2,160	2,180	609.70	596.30	582.90	569.50	556.10	542.70	529.30	515.90	502.50	489.10	475.70	676.70
2,180	2,200	619.70	606.30	592.90	579.50	566.10	552.70	539.30	525.90	512.50	499.10	485.70	686.70
2,200	2,220	629.70	616.30	602.90	589.50	576.10	562.70	549.30	535.90	522.50	509.10	495.70	696.70
2,220	2,240	639.70	626.30	612.90	599.50	586.10	572.70	559.30	545.90	532.50	519.10	505.70	706.70
2,240	2,260	649.70	636.30	622.90	609.50	596.10	582.70	569.30	555.90	542.50	529.10	515.70	716.70
2,260	2,280	659.70	646.30	632.90	619.50	606.10	592.70	579.30	565.90	552.50	539.10	525.70	726.70
2,280	2,300	669.70	656.30	642.90	629.50	616.10	602.70	589.30	575.90	562.50	549.10	535.70	736.70
2,300	2,320	679.70	666.30	652.90	639.50	626.10	612.70	599.30	585.90	572.50	559.10	545.70	746.90
2,320	2,340	689.70	676.30	662.90	649.50	636.10	622.70	609.30	595.90	582.50	569.10	555.70	758.30
2,340	2,360	699.70	686.30	672.90	659.50	646.10	632.70	619.30	605.90	592.50	579.10	565.70	769.70
2,360	2,380	709.70	696.30	682.90	669.50	656.10	642.70	629.30	615.90	602.50	589.10	575.70	781.10
2,380	2,400	719.70	706.30	692.90	679.50	666.10	652.70	639.30	625.90	612.50	599.10	585.70	792.50
2,400	2,420	729.70	716.30	702.90	689.50	676.10	662.70	649.30	635.90	622.50	609.10	595.70	803.90
2,420	2,440	739.70	726.30	712.90	699.50	686.10	672.70	659.30	645.90	632.50	619.10	605.70	813.30
2,440	2,460	750.40	737.00	723.60	710.20	696.80	683.40	670.00	656.60	643.20	629.80	616.40	826.70
2,460	2,480	761.80	743.40	735.00	721.60	708.20	694.80	681.40	668.00	654.60	641.20	627.80	833.10
2,480	2,500	773.20	759.80	746.40	733.00	719.60	706.20	692.80	679.40	666.00	652.60	639.20	849.50
2,500 円を超える金額	2,500 円の場合の税額に、給與の金額のうち 2,500 円を超える金額の 57% に相当する金額を加算した金額												
扶養親族の数が 10人 を超える場合には、扶養親族の数が 10人 の場合の税額から、その 10人 を超える 1人 ごとに 13円 40銭 を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表  
ニ 給與所得 週額表(一)

その週の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											第三 十八條第一項第四 号の規定による税額	
	扶 妻 親 族 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											給與の金額 の15%に相 当する金額	
円 130円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 19.50	
130	140	.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21.00	
140	150	2.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22.50	
150	160	3.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24.00	
160	170	5.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25.50	
170	180	6.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27.00	
												28.50	
180	190	8.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30.00	
190	200	9.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31.50	
200	210	11.20	1.40	0	0	0	0	0	0	0	0	33.00	
210	220	12.70	2.90	0	0	0	0	0	0	0	0		
220	230	14.20	4.40	0	0	0	0	0	0	0	0		
230	240	15.70	5.90	0	0	0	0	0	0	0	0	34.50	
240	250	17.20	7.40	0	0	0	0	0	0	0	0	36.00	
250	260	18.70	8.90	0	0	0	0	0	0	0	0	37.50	
260	270	20.20	10.40	.60	0	0	0	0	0	0	0	38.80	
270	280	21.70	11.90	2.10	0	0	0	0	0	0	0	40.60	
280	290	23.20	13.40	3.60	0	0	0	0	0	0	0	42.50	
290	300	24.70	14.90	5.10	0	0	0	0	0	0	0	44.40	
300	310	26.20	16.40	6.60	0	0	0	0	0	0	0	46.30	
310	320	27.70	17.90	8.10	0	0	0	0	0	0	0	48.10	
320	330	29.20	19.40	9.60	0	0	0	0	0	0	0	50.00	
330	340	30.70	20.90	11.10	1.30	0	0	0	0	0	0	51.90	
340	350	32.20	22.40	12.60	2.80	0	0	0	0	0	0	53.80	
350	360	33.70	23.90	14.10	4.30	0	0	0	0	0	0	55.60	
360	370	35.20	25.40	15.60	5.80	0	0	0	0	0	0	57.50	
370	380	36.70	26.90	17.10	7.30	0	0	0	0	0	0	59.40	
380	390	38.20	28.40	18.60	8.80	0	0	0	0	0	0	61.30	
390	400	39.60	29.80	20.00	10.20	.40	0	0	0	0	0	63.10	
400	410	41.50	31.70	21.90	12.10	2.30	0	0	0	0	0	65.40	
410	420	43.40	33.60	23.80	14.00	4.20	0	0	0	0	0	67.60	
420	430	45.30	35.50	25.70	15.90	6.10	0	0	0	0	0	69.90	
430	440	47.10	37.30	27.50	17.70	7.90	0	0	0	0	0	72.10	
440	450	49.00	39.20	29.40	19.60	9.80	0	0	0	0	0	74.40	
450	460	50.90	41.10	31.30	21.50	11.70	1.90	0	0	0	0	76.60	
460	470	52.80	43.00	33.20	23.40	13.60	3.80	0	0	0	0	78.90	
470	480	54.60	44.80	35.00	25.20	15.40	5.60	0	0	0	0	81.10	
480	490	56.50	46.70	36.90	27.10	17.30	7.50	0	0	0	0	83.40	
490	500	58.40	48.60	38.80	29.00	19.20	9.40	0	0	0	0	85.60	
500	510	60.30	50.50	40.70	30.90	21.10	11.30	1.50	0	0	0	87.90	
510	520	62.10	52.30	42.50	32.70	22.90	13.10	3.30	0	0	0	90.10	
520	530	64.20	54.40	44.60	34.80	25.00	15.20	5.40	0	0	0	92.60	
530	540	66.40	56.60	46.80	37.00	27.20	17.40	7.60	0	0	0	95.20	
540	550	68.70	58.90	49.10	39.30	29.50	19.70	9.90	.10	0	0	97.90	
550	560	70.90	61.10	51.30	41.50	31.70	21.90	12.10	2.30	0	0	100.50	
560	570	73.20	63.40	53.60	43.80	34.00	24.20	14.40	4.60	0	0	103.10	
570	580	75.40	65.60	55.80	46.00	36.20	26.40	16.60	6.80	0	0	105.70	

## 二 週額表(二)

その週の給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十九條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											号の規定による税額	
580	590	77.70	67.90	58.10	48.30	38.50	28.70	18.90	9.10	0	0	108.40	
590	600	79.90	70.10	60.30	50.50	40.70	30.90	21.10	11.30	1.50	0	111.00	
600	610	82.20	72.40	62.60	52.80	43.00	33.20	23.40	13.60	3.80	0	113.60	
610	620	84.40	74.60	64.80	55.00	45.20	35.40	25.60	15.80	6.00	0	116.20	
620	630	86.70	76.90	67.10	57.30	47.50	37.70	27.90	18.10	8.30	0	118.90	
630	640	88.90	79.10	69.30	59.50	49.70	39.90	30.10	20.30	10.50	.70	0	
640	650	91.20	81.40	71.60	61.80	52.00	42.20	32.40	22.60	12.80	3.00	0	
650	660	93.80	84.00	74.20	64.40	54.60	44.80	35.00	25.20	15.40	5.60	0	
660	670	96.50	86.70	76.90	67.10	57.30	47.50	37.70	27.90	18.10	8.30	0	
670	680	99.10	89.30	79.50	69.70	59.90	50.10	40.30	30.50	20.70	10.90	1.10	
680	690	101.70	91.90	82.10	72.30	62.50	52.70	42.90	33.10	23.30	13.50	3.70	
690	700	104.30	94.50	84.70	74.90	65.10	55.30	45.50	35.70	25.90	16.10	6.30	
700	710	107.00	97.20	87.40	77.60	67.80	58.00	48.20	38.40	28.60	18.80	9.00	
710	720	109.60	99.80	90.00	80.20	70.40	60.60	50.80	41.00	31.20	21.40	11.60	
720	730	112.20	102.40	92.60	82.80	73.00	63.20	53.40	43.60	33.80	24.00	14.20	
730	740	114.80	105.00	95.20	85.40	75.60	65.80	56.00	46.20	36.40	26.60	16.80	
740	750	117.50	107.70	97.90	88.10	78.30	68.50	58.70	48.90	39.10	29.30	19.50	
750	760	120.10	110.30	100.50	90.70	80.90	71.10	61.30	51.50	41.70	31.90	22.10	
760	770	122.70	112.90	103.10	93.30	83.50	73.70	63.90	54.10	44.30	34.50	24.70	
770	780	125.30	115.50	105.70	95.90	86.10	76.30	66.50	56.70	46.90	37.10	27.30	
780	790	128.00	118.20	108.40	98.60	88.80	79.00	69.20	59.40	49.60	39.80	30.00	
790	800	130.60	120.80	111.00	101.20	91.40	81.60	71.80	62.00	52.20	42.40	32.60	
800	810	133.20	123.40	113.60	103.80	94.00	84.20	74.40	64.60	54.80	45.00	35.20	
810	820	135.80	126.00	116.20	106.40	96.60	86.80	77.00	67.20	57.40	47.60	37.80	
820	830	138.50	128.70	118.90	109.10	99.30	89.50	79.70	69.90	60.10	50.30	40.50	
830	840	141.10	131.30	121.50	111.70	101.90	92.10	82.30	72.50	62.70	52.90	43.10	
840	850	143.70	133.90	124.10	114.30	104.50	94.70	84.90	75.10	65.30	55.50	45.70	
850	860	146.30	136.50	126.70	116.90	107.10	97.30	87.50	77.70	67.90	58.10	48.30	
860	870	149.00	139.20	129.40	119.60	109.80	100.00	90.20	80.40	70.60	60.80	51.00	
870	880	151.60	141.80	132.00	122.20	112.40	102.60	92.80	83.00	73.20	63.40	53.60	
880	890	154.20	144.40	134.60	124.80	115.00	105.20	95.40	85.60	75.80	66.00	56.20	
890	900	156.80	147.00	137.20	127.40	117.60	107.80	98.00	88.20	78.40	68.60	58.80	
900	910	159.50	149.70	139.90	130.10	120.30	110.50	100.70	90.90	81.10	71.30	61.50	
910	920	162.10	152.30	142.50	132.70	122.90	113.10	103.30	93.50	83.70	73.90	64.10	
920	930	165.10	155.30	145.50	135.70	125.90	116.10	106.30	96.50	86.70	76.90	67.10	
930	940	168.10	158.30	148.50	138.70	128.90	119.10	109.30	99.50	89.70	79.90	70.10	
940	950	171.10	161.30	151.50	141.70	131.90	122.10	112.30	102.50	92.70	82.90	73.10	
950	960	174.10	164.30	154.50	144.70	134.90	125.10	115.30	105.50	95.70	85.90	76.10	
960	970	177.10	167.30	157.50	147.70	137.90	128.10	118.30	108.50	98.70	88.90	79.10	
970	980	180.10	170.30	160.50	150.70	140.90	131.10	121.30	111.50	101.70	91.90	82.10	
980	990	183.90	174.10	164.30	154.50	144.70	134.90	125.10	115.30	105.50	95.70	85.90	
990	1,000	187.90	178.10	168.30	158.50	148.70	138.90	129.10	119.30	109.50	99.70	89.90	
1,000	1,010	191.90	182.10	172.30	162.50	152.70	142.90	133.10	123.30	113.50	103.70	93.90	
1,010	1,020	195.90	186.10	176.30	166.50	156.70	146.90	137.10	127.30	117.50	107.70	97.90	
1,020	1,030	199.90	190.10	180.30	170.50	160.70	150.90	141.10	131.30	121.50	111.70	101.90	

一 週額表(三)

その週の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 八條第一 項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											第三 八條第一 項第四 号の規定 による税 額	
1,030	1,040	203.90	194.10	184.30	174.50	164.70	154.90	145.10	135.30	125.50	115.70	105.90	242.00
1,040	1,050	207.90	198.10	188.30	178.50	168.70	158.90	149.10	139.30	129.50	119.70	109.90	246.50
1,050	1,060	211.90	202.10	192.30	182.50	172.70	162.90	153.10	143.30	133.50	123.70	113.90	251.00
1,060	1,070	215.90	206.10	196.30	186.50	176.70	166.90	157.10	147.30	137.50	127.70	117.90	255.50
1,070	1,080	219.90	210.10	200.30	190.50	180.70	170.90	161.10	151.30	141.50	131.70	121.90	260.00
1,080	1,090	223.90	214.10	204.30	194.50	184.70	174.90	165.10	155.30	145.50	135.70	125.90	264.50
1,090	1,100	227.90	218.10	208.30	198.50	188.70	178.90	169.10	159.30	149.50	139.70	129.90	269.00
1,100	1,110	231.90	222.10	212.30	202.50	192.70	182.90	173.10	163.30	153.50	143.70	133.90	273.50
1,110	1,120	235.90	226.10	216.30	206.50	196.70	186.90	177.10	167.30	157.50	147.70	137.90	278.00
1,120	1,130	240.20	230.40	220.60	210.80	201.00	191.20	181.40	171.60	161.80	152.00	142.20	282.50
1,130	1,140	244.70	234.90	225.10	215.30	205.50	195.70	185.90	176.10	166.30	156.50	146.70	287.00
1,140	1,150	249.20	239.40	229.60	219.80	210.00	200.20	190.40	180.60	170.80	161.00	151.20	291.50
1,150	1,160	253.70	243.90	234.10	224.30	214.50	204.70	194.90	185.10	175.30	165.50	155.70	296.00
1,160	1,170	258.20	248.40	238.60	228.80	219.00	209.20	199.40	189.60	179.80	170.00	160.20	300.50
1,170	1,180	262.70	252.90	243.10	233.30	223.50	213.70	203.90	194.10	184.30	174.50	164.70	305.00
1,180	1,190	267.20	257.40	247.60	237.80	228.00	218.20	208.40	198.60	188.80	179.00	169.20	309.50
1,190	1,200	271.70	261.90	252.10	242.30	232.50	222.70	212.90	203.10	193.30	183.50	173.70	314.00
1,200	1,210	276.20	266.40	256.60	246.80	237.00	227.20	217.40	207.60	197.80	188.00	178.20	318.50
1,210	1,220	280.70	270.90	261.10	251.30	241.50	231.70	221.90	212.10	202.30	192.50	182.70	323.00
1,220	1,230	285.20	275.40	265.60	255.80	246.00	236.20	226.40	216.60	206.80	197.00	187.20	327.50
1,230	1,240	289.70	279.90	270.10	260.30	250.50	240.70	230.90	221.10	211.30	201.50	191.70	332.50
1,240	1,250	294.20	284.40	274.60	264.80	255.00	245.20	235.40	225.60	215.80	206.00	196.20	337.50
1,250	1,260	298.70	288.90	279.10	269.30	259.50	249.70	239.90	230.10	220.30	210.50	200.70	342.50
1,260	1,270	303.20	293.40	283.60	273.80	264.00	254.20	244.40	234.60	224.80	215.00	205.20	347.50
1,270	1,280	307.70	297.90	288.10	278.30	268.50	258.70	248.90	239.10	229.30	219.50	209.70	352.50
1,280	1,290	312.20	302.40	293.60	282.80	273.00	263.20	253.40	243.60	233.80	224.00	214.20	357.50
1,290	1,300	316.70	306.90	297.10	287.30	277.50	267.70	257.90	248.10	238.30	228.50	218.70	362.50
1,300	1,310	321.20	311.40	301.60	291.80	282.00	272.20	262.40	252.60	242.80	233.00	223.20	367.50
1,310	1,320	325.50	315.70	305.90	296.10	286.30	276.50	266.70	256.90	247.10	237.30	227.50	372.50
1,320	1,330	330.50	320.70	310.90	301.10	291.30	281.50	271.70	261.90	252.10	242.30	232.50	377.50
1,330	1,340	335.50	325.70	315.90	306.10	296.30	286.50	276.70	266.90	257.10	247.30	237.50	382.50
1,340	1,350	340.50	330.70	320.90	311.10	301.30	291.50	281.70	271.90	262.10	252.30	242.50	387.50
1,350	1,360	345.50	335.70	325.90	316.10	306.30	296.50	286.70	276.90	267.10	257.30	247.50	392.50
1,360	1,370	350.50	340.70	330.90	321.10	311.30	301.50	291.70	281.90	272.10	262.30	252.50	397.50
1,370	1,380	355.50	345.70	335.90	326.10	316.30	306.50	296.70	286.90	277.10	267.30	257.50	402.50
1,380	1,390	360.50	350.70	340.90	331.10	321.30	311.50	301.70	291.90	282.10	272.30	262.50	407.50
1,390	1,400	365.50	355.70	345.90	336.10	326.30	316.50	306.70	296.90	287.10	277.30	267.50	412.50
1,400	1,410	370.50	360.70	350.90	341.10	331.30	321.50	311.70	301.90	292.10	282.30	272.50	417.50
1,410	1,420	375.50	365.70	355.90	346.10	336.30	326.50	316.70	306.90	297.10	287.30	277.50	422.50
1,420	1,430	380.50	370.70	360.90	351.10	341.30	331.50	321.70	311.90	302.10	292.30	282.50	427.50
1,430	1,440	385.50	375.70	365.90	356.10	346.30	336.50	326.70	316.90	307.10	297.30	287.50	432.50
1,440	1,450	390.50	380.70	370.90	361.10	351.30	341.50	331.70	321.90	312.10	302.30	292.50	437.50
1,450	1,460	395.50	385.70	375.90	366.10	356.30	346.50	336.70	326.90	317.10	307.30	297.50	442.50
1,460	1,470	400.50	390.70	380.90	371.10	361.30	351.50	341.70	331.90	322.10	312.30	302.50	447.50
1,470	1,480	405.50	395.70	385.90	376.10	366.30	356.50	346.70	336.90	327.10	317.30	307.50	452.50

## ニ 週額表(四)

その週の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税額	
1,480	1,490	410.50	400.70	390.90	381.10	371.30	361.50	351.70	341.90	332.10	322.30	312.50	457.50
1,490	1,500	415.50	405.70	395.90	386.10	376.30	366.50	356.70	346.90	337.10	327.30	317.50	462.50
1,500	1,510	420.50	410.70	400.90	391.10	381.30	371.50	361.70	351.90	342.10	332.30	322.50	467.50
1,510	1,520	425.50	415.70	405.90	396.10	386.30	376.50	366.70	356.90	347.10	337.30	327.50	472.50
1,520	1,530	430.50	420.70	410.90	401.10	391.30	381.50	371.70	361.90	352.10	342.30	332.50	477.50
1,530	1,540	435.50	425.70	415.90	406.10	396.30	386.50	376.70	366.90	357.10	347.30	337.50	482.50
1,540	1,550	440.50	430.70	420.90	411.10	401.30	391.50	381.70	371.90	362.10	352.30	342.50	487.50
1,550	1,560	445.50	435.70	425.90	416.10	406.30	396.50	386.70	376.90	367.10	357.30	347.50	492.50
1,560	1,570	450.50	440.70	430.90	421.10	411.30	401.50	391.70	381.90	372.10	362.30	352.50	497.50
1,570	1,580	455.50	445.70	435.90	426.10	416.30	406.50	396.70	386.90	377.10	367.30	357.50	502.50
1,580	1,590	460.50	450.70	440.90	431.10	421.30	411.50	401.70	391.90	382.10	372.30	362.50	507.50
1,590	1,600	465.50	455.70	445.90	436.10	426.30	416.50	406.70	396.90	387.10	377.30	367.50	512.50
1,600	1,610	470.50	460.70	450.90	441.10	431.30	421.50	411.70	401.90	392.10	382.30	372.50	517.50
1,610	1,620	475.50	465.70	455.90	446.10	436.30	426.50	416.70	406.90	397.10	387.30	377.50	523.50
1,620	1,630	480.50	470.70	460.90	451.10	441.30	431.50	421.70	411.90	402.10	392.30	482.50	529.20
1,630	1,640	485.50	475.70	465.90	456.10	446.30	436.50	426.70	416.90	407.10	397.30	387.50	534.90
1,640	1,650	490.50	480.70	470.90	461.10	451.30	441.50	431.70	421.90	412.10	402.30	392.50	540.60
1,650	1,660	495.50	485.70	475.90	466.10	456.30	446.50	436.70	426.90	417.10	407.30	397.50	546.30
1,660	1,670	500.50	490.70	480.90	471.10	461.30	451.50	441.70	431.90	422.10	412.30	402.50	552.00
1,670	1,680	505.50	495.70	485.90	476.10	466.30	456.50	446.70	436.90	427.10	417.30	407.50	557.70
1,680	1,690	510.50	500.70	490.90	481.10	471.30	461.50	451.70	441.90	432.10	422.30	412.50	563.40
1,690	1,700	515.50	505.70	495.90	486.10	476.30	466.50	456.70	446.90	437.10	427.30	417.50	569.10
1,700 円		521.20	511.40	501.60	491.80	482.00	472.20	462.40	452.60	442.80	433.00	423.20	574.80
1,700 円を超える金額	1,700 円の場合の税額に給與の金額のうち 1,700 円を超える金額の 57 % に相当する金額を加算した金額												

扶養親族の数が 10 人を超える場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額からその 10 人を超える 1 人ごとに 9 円 80 銭を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず給與金額に応じて給與金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表

## ホ 給 與 所 得 日額表(一)

その日の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第 一 項 第 四 号 の 規 定 に よ る 税 額		
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											給與の金額の15%に相当する金額	
20円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.00	
20	22	.30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.30	
22	24	.60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.60	
24	26	.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.90	
26	28	1.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.20	
28	30	1.50	10	0	0	0	0	0	0	0	0		
30	32	1.80	40	0	0	0	0	0	0	0	0	4.50	
32	34	2.10	.70	0	0	0	0	0	0	0	0	4.80	
34	36	2.40	1.00	0	0	0	0	0	0	0	0	5.10	
36	38	2.70	1.30	0	0	0	0	0	0	0	0	5.40	
38	40	3.00	1.60	20	0	0	0	0	0	0	0	5.60	
40	42	3.30	1.90	.50	0	0	0	0	0	0	0	6.00	
42	44	3.60	2.20	.80	0	0	0	0	0	0	0	6.40	
44	46	3.90	2.50	1.10	0	0	0	0	0	0	0	6.80	
46	48	4.20	2.80	1.40	0	0	0	0	0	0	0	7.10	
48	50	4.50	3.10	1.70	30	0	0	0	0	0	0	7.50	
50	52	4.80	3.40	2.00	.60	0	0	0	0	0	0	7.90	
52	54	5.10	3.70	2.30	.90	0	0	0	0	0	0	8.30	
54	56	5.40	4.00	2.60	1.20	0	0	0	0	0	0	8.60	
56	58	5.70	4.30	2.90	1.50	.10	0	0	0	0	0	9.00	
58	60	6.00	4.60	3.20	1.80	.40	0	0	0	0	0	9.50	
60	62	6.40	5.00	3.60	2.20	.80	0	0	0	0	0	9.90	
62	64	6.80	5.40	4.00	2.60	1.20	0	0	0	0	0	10.40	
64	66	7.20	5.80	4.40	3.00	1.60	20	0	0	0	0	10.80	
66	68	7.50	6.10	4.70	3.30	1.90	.50	0	0	0	0	11.30	
68	70	7.90	6.50	5.10	3.70	2.30	.90	0	0	0	0	11.70	
70	72	8.30	6.90	5.50	4.10	2.70	1.30	0	0	0	0	12.20	
72	74	8.70	7.30	5.90	4.50	3.10	1.70	.30	0	0	0	12.60	
74	76	9.10	7.70	6.30	4.90	3.50	2.10	.70	0	0	0	13.10	
76	78	9.50	8.10	6.70	5.30	3.90	2.50	1.10	0	0	0	13.50	
78	80	10.00	8.60	7.20	5.80	4.40	3.00	1.60	20	0	0	14.10	
80	82	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80	3.40	2.00	.60	0	0	14.60	
82	84	10.90	9.50	8.10	6.70	5.30	3.90	2.50	1.10	0	0	15.10	
84	86	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30	2.90	1.50	10	0	15.60	
86	88	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.90	3.40	2.00	.60	0	16.20	
88	90	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80	2.40	1.00	0	16.70	
90	92	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30	2.90	1.50	.10	17.20	
92	94	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50	6.10	4.70	3.30	1.90	.50	17.70	
94	96	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80	2.40	1.00	18.30	
96	98	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30	2.90	1.50	18.80	
98	100	14.60	13.20	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80	3.40	2.00	19.30	
100	102	15.20	13.80	12.40	11.00	9.60	8.20	6.80	5.40	4.00	2.60	1.20	19.80
102	104	15.70	14.30	12.90	11.50	10.10	8.70	7.30	5.90	4.50	3.10	1.70	20.40
104	106	16.20	14.80	13.40	12.00	10.60	9.20	7.80	6.40	5.00	3.60	2.20	20.90
106	108	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	8.30	6.90	5.50	4.10	2.70	21.40
108	110	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50	6.10	4.70	3.30	21.90

ホ 日額表(二)

その日の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											第三 八條第一 項第一 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
110	112	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80	22.50
112	114	18.30	16.90	15.50	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	6.70	4.30	23.10
114	116	18.80	17.40	16.00	14.60	13.20	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80	23.70
116	118	19.40	18.00	16.60	15.20	13.80	12.40	11.00	9.60	8.20	6.80	5.40	24.30
118	120	19.90	18.50	17.10	15.70	14.30	12.90	11.50	10.10	8.70	7.30	5.90	24.90
120	122	20.40	19.00	17.60	16.20	14.80	13.40	12.00	10.60	9.20	7.80	6.40	25.50
122	124	20.90	19.50	18.10	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	8.30	6.90	26.10
124	126	21.50	20.10	18.70	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50	26.70
126	128	22.00	20.60	19.20	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00	27.30
128	130	22.50	21.10	19.70	18.30	16.90	15.50	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50	27.90
130	132	23.10	21.70	20.30	18.90	17.50	16.10	14.70	13.30	11.90	10.50	9.10	28.50
132	134	23.70	22.30	20.90	19.50	18.10	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	29.10
134	136	24.30	22.90	21.50	20.10	18.70	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	29.70
136	138	24.90	23.50	22.10	20.70	19.30	17.90	16.50	15.10	13.70	12.30	10.90	30.30
138	140	25.50	24.10	22.70	21.30	19.90	18.50	17.10	15.70	14.30	12.90	11.50	30.90
140	142	26.20	24.80	23.40	22.00	20.60	19.20	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	31.60
142	144	27.00	25.60	24.20	22.80	21.40	20.00	18.60	17.20	15.80	14.40	13.00	32.40
144	146	27.80	26.40	25.00	23.60	22.20	20.80	19.40	18.00	16.60	15.20	13.80	33.20
146	148	28.60	27.20	25.80	24.40	23.00	21.60	20.20	18.80	17.40	16.00	14.60	34.00
148	150	29.40	28.00	26.60	25.20	23.80	22.40	21.00	19.60	18.20	16.80	15.40	34.90
150	152	30.20	28.80	27.40	26.00	24.60	23.20	21.80	20.40	19.00	17.60	16.20	35.80
152	154	31.00	29.60	28.20	26.80	25.40	24.00	22.60	21.20	19.80	18.40	17.00	36.70
154	156	31.80	30.40	29.00	27.60	26.20	24.80	23.40	22.00	20.60	19.20	17.80	37.60
156	158	32.60	31.20	29.80	28.40	27.00	25.60	24.20	22.80	21.40	20.00	18.60	38.50
158	160	33.40	32.00	30.60	29.20	27.80	26.40	25.00	23.60	22.20	20.80	19.40	39.40
160	162	34.20	32.80	31.40	30.00	28.60	27.20	25.80	24.40	23.00	21.60	20.20	40.30
162	164	35.10	33.70	32.30	30.90	29.50	28.10	26.70	25.30	23.90	22.50	21.10	41.20
164	166	36.00	34.60	33.20	31.80	30.40	29.00	27.60	26.20	24.80	23.40	22.00	42.10
166	168	36.90	35.50	34.10	32.70	31.30	29.90	28.50	27.10	25.70	24.30	22.90	43.00
168	170	37.80	36.40	35.00	33.60	32.20	30.80	29.40	28.00	26.60	25.20	23.80	43.90
170	172	38.70	37.30	35.90	34.50	33.10	31.70	30.30	28.90	27.50	26.10	24.70	44.80
172	174	39.60	38.20	36.80	35.40	34.00	32.60	31.20	29.80	28.40	27.00	25.60	45.70
174	176	40.50	39.10	37.70	36.30	34.90	33.50	32.10	30.70	29.30	27.90	26.50	46.60
176	178	41.40	40.00	38.60	37.20	35.80	34.40	33.00	31.60	30.20	28.80	27.40	47.60
178	180	42.30	40.90	39.50	38.10	36.70	35.30	33.90	32.50	31.10	29.70	28.30	48.60
180	182	43.20	41.80	40.40	39.00	37.60	36.20	34.80	33.40	32.00	30.60	29.20	49.60
182	184	44.10	42.70	41.30	39.90	38.50	37.10	35.70	34.30	32.90	31.50	30.10	50.60
184	186	45.00	43.60	42.20	40.80	39.40	38.00	36.60	35.20	33.80	32.40	31.00	51.60
186	188	45.90	44.50	43.10	41.70	40.30	38.90	37.50	36.10	34.70	33.30	31.90	52.60
188	190	46.90	45.50	44.10	42.70	41.30	39.90	38.50	37.10	35.70	34.30	32.90	53.60
190	192	47.90	46.50	45.10	43.70	42.30	40.90	39.50	38.10	36.70	35.30	33.90	54.60
192	194	48.90	47.50	46.10	44.70	43.30	41.90	40.50	39.10	37.70	36.30	34.90	55.60
194	196	49.90	48.50	47.10	45.70	44.30	42.90	41.50	40.10	38.70	37.30	35.90	56.60
196	198	50.90	49.50	48.10	46.70	45.30	43.90	42.50	41.10	39.70	38.30	36.90	57.60
198	200	51.90	50.50	49.10	47.70	46.30	44.90	43.50	42.10	40.70	39.30	37.90	58.60

## ホ 日額表(三)

その日の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											第三 十八條第 項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
200	202	52.90	51.50	50.10	48.70	47.30	45.90	44.50	43.10	41.70	40.30	38.90	59.60
202	204	53.90	52.50	51.10	49.70	48.30	46.90	45.50	44.10	42.70	41.30	39.90	60.60
204	206	54.90	53.50	52.10	50.70	49.30	47.90	46.50	45.10	43.70	42.30	40.90	61.60
206	208	55.90	54.50	53.10	51.70	50.30	48.90	47.50	46.10	44.70	43.30	41.90	62.60
208	210	56.90	55.50	54.10	52.70	51.30	49.90	48.50	47.10	45.70	44.30	42.90	63.60
210	212	57.90	56.50	55.10	53.70	52.30	50.90	49.50	48.10	46.70	45.30	43.90	64.60
212	214	58.90	57.50	56.10	54.70	53.30	51.90	50.50	49.10	47.70	46.30	44.90	65.60
214	216	59.90	58.50	57.10	55.70	54.30	52.90	51.50	50.10	48.70	47.30	45.90	66.60
216	218	60.90	59.50	58.10	56.70	55.30	53.90	52.50	51.10	49.70	48.30	46.90	67.60
218	220	61.90	60.50	59.10	57.70	56.30	54.90	53.50	52.10	50.70	49.30	47.90	68.60
220	222	62.90	61.50	60.10	58.70	57.30	55.90	54.50	53.10	51.70	50.30	48.90	69.60
222	224	63.90	62.50	61.10	59.70	58.30	56.90	55.50	54.10	52.70	51.30	49.90	70.60
224	226	64.90	63.50	62.10	60.70	59.30	57.90	56.50	55.10	53.70	52.30	50.90	71.60
226	228	65.90	64.50	63.10	61.70	60.30	58.90	57.50	56.10	54.70	53.30	51.90	72.60
228	230	66.90	65.50	64.10	62.70	61.30	59.90	58.50	57.10	55.70	54.30	52.90	73.60
230	232	67.90	66.50	65.10	63.70	62.30	60.90	59.50	58.10	56.70	55.30	53.90	74.60
232	234	68.90	67.50	66.10	64.70	63.30	61.90	60.50	59.10	57.70	56.30	54.90	75.60
234	236	69.90	68.50	67.10	65.70	64.30	62.90	61.50	60.10	58.70	57.30	55.90	76.60
236	238	70.90	69.50	68.10	66.70	65.30	63.90	62.50	61.10	59.70	58.30	56.90	78.10
238	240	71.90	70.50	69.10	67.70	66.30	64.90	63.50	62.10	60.70	59.30	57.90	79.20
240	242	72.90	71.50	70.10	68.70	67.30	65.90	64.50	63.10	61.70	60.30	58.90	80.30
242	244	73.90	72.50	71.10	69.70	68.30	66.90	65.50	64.10	62.70	61.30	59.90	81.50
244	246	75.00	73.60	72.20	70.80	69.40	68.00	66.60	65.20	63.80	62.40	61.00	82.60
246	248	76.10	74.70	73.30	71.90	70.50	69.10	67.70	66.30	64.90	63.50	62.10	83.80
248	250	77.30	75.90	74.50	73.10	71.70	70.30	68.90	67.50	66.10	64.70	63.30	84.90
250円		78.40	77.00	75.60	74.20	72.80	71.40	70.00	68.60	67.20	65.80	64.40	86.00
250円を超える金額	250円の場合の税額に給與の金額のうち、250円を超える場合の57%に相当する金額を加算した金額												
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに1円40銭を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養家族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

## 別表第三 第三十九條第一項第五号の規定による所得税源泉徴収額表

## 賞與等給與所得(一)

計算の基礎となつた期間が三箇月 までの場合		計算の基礎となつた期間が六箇月 までの場合		その他の場合	
				給與の金額	税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円
3,375円未満		3,750円未満		13,500円未満	
3,375	3,500	507	6,750	14,000	2,031
3,500	3,625	531	7,000	14,500	2,125
3,625	3,750	554	7,250	15,000	2,218
3,750	3,875	578	7,500	15,500	2,312
3,875	4,000	601	7,750	16,000	2,406
4,000	4,125	625	8,000	16,500	2,500
4,125	4,250	648	8,250	17,000	2,593
4,250	4,375	671	8,500	17,500	2,687
4,375	4,500	695	8,750	18,000	2,781
4,500	4,625	718	9,000	18,500	2,875
4,625	4,750	742	9,250	19,000	2,968
4,750	4,875	765	9,500	19,500	3,062
4,875	5,000	789	9,750	20,000	3,156
5,000	5,125	812	10,000	20,500	3,250
5,125	5,250	840	10,250	21,000	3,362
5,250	5,375	868	10,500	21,500	3,475
5,375	5,500	896	10,750	22,000	3,587
5,500	5,625	925	11,000	22,500	3,700
5,625	5,750	953	11,250	23,000	3,812
5,750	5,875	981	11,500	23,500	3,925
5,875	6,000	1,009	11,750	24,000	4,037
6,000	6,125	1,037	12,000	24,500	4,150
6,125	6,250	1,065	12,250	25,000	4,262
6,250	6,375	1,093	12,500	25,500	4,375
6,375	6,500	1,121	12,750	26,000	4,487
6,500	6,625	1,150	13,000	26,500	4,600
6,625	6,750	1,178	13,250	27,000	4,712
6,750	6,875	1,209	13,500	27,500	4,837
6,875	7,000	1,242	13,750	28,000	4,968
7,000	7,125	1,275	14,000	28,500	5,100
7,125	7,250	1,307	14,250	29,000	5,231
7,250	7,375	1,340	14,500	29,500	5,362
7,375	7,500	1,373	14,750	30,000	5,493
7,500	7,625	1,406	15,000	30,500	5,625
7,625	7,750	1,439	15,250	31,000	5,756
7,750	7,875	1,471	15,500	31,500	5,887
7,875	8,000	1,504	15,750	32,000	6,018
8,000	8,125	1,537	16,000	32,500	6,150
8,125	8,250	1,570	16,250	33,000	6,281
8,250	8,375	1,603	16,500	33,500	6,412
8,375	8,500	1,635	16,750	34,000	6,543
8,500	8,625	1,668	17,000	34,500	6,675
8,625	8,750	1,701	17,250	35,000	6,806
8,750	8,875	1,734	17,500	35,500	6,937
8,875	9,000	1,767	17,750	36,000	7,068
9,000	9,125	1,800	18,000	36,500	7,200
9,125	9,250	1,832	18,250	37,000	7,331
9,250	9,375	1,865	18,500	37,500	7,462

## 賞與等給與所得(二)

計算の基礎となつた期間が三箇月までの場合			計算の基礎となつた期間が六箇月までの場合			その他の場合		
給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
9,375	9,500	1,898	18,750	19,000	3,796	37,500	38,000	7,593
9,500	9,625	1,931	19,000	19,250	3,862	38,000	38,500	7,725
9,625	9,750	1,964	19,250	19,500	3,928	38,500	39,000	7,856
9,750	9,875	1,996	19,500	19,750	3,993	39,000	39,500	7,987
9,875	10,000	2,029	19,750	20,000	4,059	39,500	40,000	8,118
10,000	10,125	2,062	20,000	20,250	4,125	40,000	40,500	8,250
10,125	10,250	2,100	20,250	20,500	4,200	40,500	41,000	8,400
10,250	10,375	2,137	20,500	20,750	4,275	41,000	41,500	8,550
10,375	10,500	2,175	20,750	21,000	4,350	41,500	42,000	8,700
10,500	10,625	2,212	21,000	21,250	4,425	42,000	42,500	8,850
10,625	10,750	2,250	21,250	21,500	4,500	42,500	43,000	9,000
10,750	10,875	2,287	21,500	21,750	4,575	43,000	43,500	9,150
10,875	11,000	2,325	21,750	22,000	4,650	43,500	44,000	9,300
11,000	11,125	2,362	22,000	22,250	4,725	44,000	44,500	9,450
11,125	11,250	2,400	22,250	22,500	4,800	44,500	45,000	9,600
11,250	11,375	2,437	22,500	22,750	4,875	45,000	45,500	9,750
11,375	11,500	2,475	22,750	23,000	4,950	45,500	46,000	9,900
11,500	11,625	2,512	23,000	23,250	5,025	46,000	46,500	10,050
11,625	11,750	2,550	23,250	23,500	5,100	46,500	47,000	10,200
11,750	11,875	2,587	23,500	23,750	5,175	47,000	47,500	10,350
11,875	12,000	2,625	23,750	24,000	5,250	47,500	48,000	10,500
12,000	12,125	2,662	24,000	24,250	5,325	48,000	48,500	10,650
12,125	12,250	2,700	24,250	24,500	5,400	48,500	49,000	10,800
12,250	12,375	2,737	24,500	24,750	5,475	49,000	49,500	10,950
12,375	12,500	2,775	24,750	25,000	5,550	49,500	50,000	11,100
12,500	12,625	2,812	25,000	25,250	5,625	50,000	50,500	11,250
12,625	12,750	2,862	25,250	25,500	5,725	50,500	51,000	11,450
12,750	12,875	2,912	25,500	25,750	5,825	51,000	51,500	11,650
12,875	13,000	2,962	25,750	26,000	5,925	51,500	52,000	11,850
13,000	13,125	3,012	26,000	26,250	6,025	52,000	52,500	12,050
13,125	13,250	3,062	26,250	26,500	6,125	52,500	53,000	12,250
13,250	13,375	3,118	26,500	26,750	6,237	53,000	53,500	12,475
13,375	13,500	3,175	26,750	27,000	6,350	53,500	54,000	12,700
13,500	13,625	3,231	27,000	27,250	6,462	54,000	54,500	12,925
13,625	13,750	3,287	27,250	27,500	6,575	54,500	55,000	13,150
13,750	13,875	3,343	27,500	27,750	6,687	55,000	55,500	13,375
13,875	14,000	3,400	27,750	28,000	6,800	55,500	56,000	13,600
14,000	14,125	3,456	28,000	28,250	6,912	56,000	56,500	13,825
14,125	14,250	3,512	28,250	28,500	7,025	56,500	57,000	14,050
14,250	14,375	3,568	28,500	28,750	7,137	57,000	57,500	14,275
14,375	14,500	3,625	28,750	29,000	7,250	57,500	58,000	14,500
14,500	14,625	3,681	29,000	29,250	7,362	58,000	58,500	14,725
14,625	14,750	3,737	29,250	29,500	7,475	58,500	59,000	14,950
14,750	14,875	3,793	29,500	29,750	7,587	59,000	59,500	15,175
14,875	15,000	3,850	29,750	30,000	7,700	59,500	60,000	15,400
15,000	15,125	3,906	30,000	30,250	7,812	60,000	60,500	15,625
15,125	15,250	3,962	30,250	30,500	7,925	60,500	61,000	15,850
15,250	15,375	4,018	30,500	30,750	8,037	61,000	61,500	16,075
15,375	15,500	4,075	30,750	31,000	8,150	61,500	62,000	16,300
15,500	15,625	4,131	31,000	31,250	8,262	62,000	62,500	16,525

## 賞與等給與所得（三）

計算の基礎になつた期間が三箇月までの場合		計算の基礎となつた期間が六箇月までの場合		その他の場合			
給與の金額		税額		給與の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
15,625	15,750	4,187	31,250	31,500	8,375	62,500	63,000
15,750	15,875	4,250	31,500	31,750	8,500	63,000	63,500
15,875	16,000	4,312	31,750	32,000	8,625	63,500	64,000
16,000	16,125	4,375	32,000	32,250	8,750	64,000	64,500
16,125	16,250	4,437	32,250	32,500	8,875	64,500	65,000
16,250	16,375	4,500	32,500	32,750	9,000	65,000	65,500
16,375	16,500	4,562	32,750	33,000	9,125	65,500	66,000
16,500	16,625	4,625	33,000	33,250	9,250	66,000	66,500
16,625	16,750	4,687	33,250	33,500	9,375	66,500	67,000
16,750	16,875	4,750	33,500	33,750	9,500	67,000	67,500
16,875	17,000	4,812	33,750	34,000	9,625	67,500	68,000
17,000	17,125	4,875	34,000	34,250	9,750	68,000	68,500
17,125	17,250	4,937	34,250	34,500	9,875	68,500	69,000
17,250	17,375	5,000	34,500	34,750	10,000	69,000	69,500
17,375	17,500	5,062	34,750	35,000	10,125	69,500	70,000
17,500	17,625	5,125	35,000	35,250	10,250	70,000	70,500
17,625	17,750	5,187	35,250	35,500	10,375	70,500	71,000
17,750	17,875	5,250	35,500	35,750	10,500	71,000	71,500
17,875	18,000	5,312	35,750	36,000	10,625	71,500	72,000
18,000	18,125	5,375	36,000	36,250	10,750	72,000	72,500
18,125	18,250	5,437	36,250	36,500	11,875	72,500	73,000
18,250	18,375	5,500	36,500	36,750	11,000	73,000	73,500
18,375	18,500	5,562	36,750	37,000	11,125	73,500	74,000
18,500	19,625	5,625	37,000	37,250	11,250	74,000	74,500
18,625	19,750	5,687	37,250	37,500	11,375	74,500	75,000
18,750	18,875	5,750	37,500	37,750	11,500	75,000	75,500
18,875	19,000	5,812	37,750	38,000	11,625	75,500	76,000
19,000	19,125	5,875	38,000	38,250	11,750	76,000	76,500
19,125	19,250	5,937	38,250	38,500	11,875	76,500	77,000
19,250	19,375	6,000	38,500	38,750	12,000	77,000	77,500
19,375	19,500	6,062	38,750	39,000	12,125	77,500	78,000
19,500	19,625	6,125	39,000	39,250	12,250	78,000	78,500
19,625	19,750	6,187	39,250	39,500	12,375	78,500	79,000
19,750	19,875	6,250	39,500	39,750	12,500	79,000	79,500
19,875	20,000	6,312	39,750	40,000	12,625	79,500	80,000
20,000	20,125	6,375	40,000	40,250	12,750	80,000	80,500
20,125	20,250	6,437	40,250	40,500	12,875	80,500	81,000
20,250	20,375	6,500	40,500	40,750	13,000	81,000	81,500
20,375	20,500	6,562	40,750	41,000	13,125	81,500	82,000
20,500	20,625	6,625	41,000	41,250	13,250	82,000	82,500
20,625円を超える金額		6,687	41,250円	13,375		82,500円	26,750
20,625円を超える金額		20,625円の場合は税額に相当する金額のうち、20,625円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額	41,250円を超える金額	41,250円の場合は税額に相当する金額のうち、41,250円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額		32,500円を超える金額	82,500円の場合は税額に相当する金額のうち、32,500円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額

（備考 税額の求め方）給與の金額に応じて給與の金額欄に相当する行を求め、その行の括弧間に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 第三十八條第一項第六号の規定による所得利源泉徴収額表  
退職所得(一)

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
20,000	円未満	給與の金額の 10%に相当する 額を算定	42,500	43,000	5,187	70,000	71,000	10,250
20,000	20,500	2,000	43,000	43,500	5,275	71,000	72,000	10,450
20,500	21,000	2,062	43,500	44,000	5,362	72,000	73,000	10,650
21,000	21,500	2,125	44,000	44,500	5,450	73,000	74,000	10,850
21,500	22,000	2,187	44,500	45,000	5,537	74,000	75,000	11,050
22,000	22,500	2,250	45,000	45,500	5,625	75,000	76,000	11,250
22,500	23,000	2,312	45,500	46,000	5,712	76,000	77,000	11,450
23,000	23,500	2,375	46,000	46,500	5,800	77,000	78,000	11,650
23,500	24,000	2,437	46,500	47,000	5,887	78,000	79,000	11,850
24,000	24,500	2,500	47,000	47,500	5,975	79,000	80,000	12,050
24,500	25,000	2,562	47,500	48,000	6,062	80,000	81,000	12,250
25,000	25,500	2,625	48,000	48,500	6,150	81,000	82,000	12,475
25,500	26,000	2,687	48,500	49,000	6,237	82,000	83,000	12,700
26,000	26,500	2,750	49,000	49,500	6,325	83,000	84,000	12,925
26,500	27,000	2,812	49,500	50,000	6,412	84,000	85,000	13,250
27,000	27,500	2,875	50,000	50,500	6,500	85,000	86,000	13,375
27,500	28,000	2,937	50,500	51,000	6,587	86,000	87,000	13,600
28,000	28,500	3,000	51,000	51,500	6,675	87,000	88,000	13,825
28,500	29,000	3,062	51,500	52,000	6,762	88,000	89,000	14,050
29,000	29,500	3,125	52,000	52,500	6,850	89,000	90,000	14,275
29,500	30,000	3,187	52,500	53,000	6,937	90,000	91,000	14,500
30,000	30,500	3,250	53,000	53,500	7,025	91,000	92,000	14,725
30,500	31,000	3,325	53,500	54,000	7,112	92,000	93,000	14,950
31,000	31,500	3,400	54,000	54,500	7,200	93,000	94,000	15,175
31,500	32,000	3,475	54,500	55,000	7,287	94,000	95,000	15,400
32,000	32,500	3,550	55,000	55,500	7,375	95,000	96,000	15,625
32,500	33,000	3,625	55,500	56,000	7,462	96,000	97,000	15,850
33,000	33,500	3,700	56,000	56,500	7,550	97,000	98,000	16,075
33,500	34,000	3,775	56,500	57,000	7,637	98,000	99,000	16,300
34,000	34,500	3,850	57,000	57,500	7,725	99,000	100,000	16,525
34,500	35,000	3,925	57,500	58,000	7,812	100,000	101,000	16,750
35,000	35,500	4,000	58,000	58,500	7,900	101,000	102,000	17,000
35,500	36,000	4,075	58,500	59,000	7,987	102,000	103,000	17,250
36,000	36,500	4,150	59,000	59,500	8,075	103,000	104,000	17,500
36,500	37,000	4,225	59,500	60,000	8,162	104,000	105,000	17,750
37,000	37,500	4,300	60,000	61,000	8,250	105,000	106,000	18,000
37,500	38,000	4,375	61,000	62,000	8,350	106,000	107,000	18,250
38,000	38,500	4,450	62,000	63,000	8,450	107,000	108,000	18,500
38,500	39,000	4,525	63,000	64,000	8,550	108,000	109,000	18,750
39,000	39,500	4,600	64,000	65,000	8,650	109,000	110,000	19,000
39,500	40,000	4,675	65,000	66,000	8,750	110,000	111,000	19,250
40,000	40,500	4,750	66,000	67,000	8,850	111,000	112,000	19,500
40,500	41,000	4,837	67,000	68,000	8,950	112,000	113,000	19,750
41,000	41,500	4,925	68,000	69,000	9,050	113,000	114,000	20,000
41,500	42,000	5,012	69,000	70,000	10,050	114,000	115,000	20,250
42,000	42,500	5,100	70,000	70,000	10,050	114,000	115,000	20,500

## 退職所得(二)

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
115,000	116,000	20,500	135,000	136,000	25,500	155,000	156,000	31,025
116,000	117,000	20,750	136,000	137,000	25,750	156,000	157,000	31,310
117,000	118,000	21,000	137,000	138,000	26,000	157,000	158,000	31,595
118,000	119,000	21,250	138,000	139,000	26,250	158,000	159,000	31,880
119,000	120,000	21,500	139,000	140,000	26,500	159,000	160,000	32,165
120,000	121,000	21,750	140,000	141,000	26,750	160,000	円	32,450
121,000	122,000	22,000	141,000	142,000	27,035			
122,000	123,000	22,250	142,000	143,000	27,320			
123,000	124,000	22,500	143,000	144,000	27,605			
124,000	125,000	22,750	144,000	145,000	27,890	160,000円を超える 金額	160,000円の 場合の税額に 給與の金額の うち160,000 円を超えた分 額の28.5%に 相当する税額 を加算した金 額	
125,000	126,000	23,000	145,000	146,000	28,175			
126,000	127,000	23,250	146,000	147,000	28,460			
127,000	128,000	23,500	147,000	148,000	28,745			
128,000	129,000	23,750	148,000	149,000	29,030			
129,000	130,000	24,000	149,000	150,000	29,315			
130,000	131,000	24,250	150,000	151,000	29,600			
131,000	132,000	24,500	151,000	152,000	29,885			
132,000	133,000	24,750	152,000	153,000	30,170			
133,000	134,000	25,000	153,000	154,000	30,455			
134,000	135,000	25,250	154,000	155,000	30,740			

(備考) 税額の求め方　給與の金額に応じて給與の金額前に該当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額がその求める税額である。







同項第七号中「五十圓」、「一百圓」、「五百圓」  
及「一千圓」各乃至第三十二号中  
「三十圓」、「六十圓」、「一百圓」，同項第三十  
三号中「五十圓」、「一百圓」，同項  
第三十四号中「五圓」、「十圓」，  
改める。  
第五條第七号、第九号、第九号  
ノ三、第二号、第十四号及び第  
二十五号中「五十圓」、「一百圓」  
改め。

者其ノ法人ノ業務ニ關シ第八條乃至第十條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外ノ法人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス。第十八條 特徴法の一部を次のよう  
に改正する。  
一千九百零二年六月三十日  
第一項中「五千圓」を「八  
千圓」、「一家族」を「同居ノ親族」、  
「六百圓」を「一千四百圓」、

**第十九條**「二中第一條」を「第二十一条第一項」に「千圓を三萬圓」に改める。戦時補償特別措置法の二法を三十條のようにより改正する。

**十二月一日**から、これを施行する。但し、取引所税法第十二条第一項第一号の改正規定は、昭和二十三年三月及び同年六月三十日以後の支給に係る給與に対する分につき、これを適用する。

第三條 法人税法第三十五条第一項の改正規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に適用する事業年度分から、これを適用する。  
第四條 相続税法附則第三条第一項の改正規定は、昭和二十二年但書の改正規定は、昭和二十二年

改める。第十二條中「百圓又一百圓」を「五百圓以下」に改め下ノ罰金又八十圓以上に改める。

第一十九條　間接國稅犯則者處分法の一部を次の如くに改正する。  
第一條中「之ヲ」を「此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ」に改め、同條に次の一項を加え  
る。  
收容官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要アルトキハ參考人ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査スルコトヲ得  
第七條第三項中「或アルトキハ」の下に「財務局長又ハ」を加え  
る。  
第十一條第二項に次の但書を加える。  
但シ重要ナル犯則事件ノ體憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
同條第一項の大に於テ「一項」を加

代位納付義務者は、當該譲渡人にその政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を譲渡した者に對し、命令の定めるところにより、當該代位納付義務者がその取得に要した對價に相當する金額と、當該譲渡人が特預金等の政府特殊借入金の債権を譲渡した者に對する金額とのいづれか少ない金額について求償をなすことがで  
きる。

前項の規定は、第一項に規定する譲渡人以外の者で、その政府特殊借入金の債権又は特殊預金等を譲渡した者が、譲渡した者が解散、因り消滅して、た場合について、これを準用す

源泉徴収については、なお從前の  
所得稅法別表第二乃至第四の例によ  
る。

この法律施行前に徵收すべき既  
得稅を徵收しなかつた場合又は徵  
收した稅金を納付しなかつた場合  
において、この法律施行の際現に  
徵收しないなかつた所徵稅の稅額を  
又は納付しないなかつた所徵稅の  
稅額についてこの法律施行前の期  
間に對應して加算すべき稅額につ  
いては、なお從前の所得稅法第五  
十六條の例による。

前三項に定めるものを除く外、  
改正後の所得稅法の規定（加算等）  
及び罰則の部分を除く。

は、昭和二十一年分以後の所得稅  
につき、これを適用する。但し、

所得稅法第六條第五号 第九條

(延納年額を含む)。で、この法律施行の際に納付されていな  
分から、これを適用する。

第五條 この法律施行前に課した酒税は課すべきであつた酒税については、なお他前の例によつて、この法律施行の際に、製造場又は保稅地域以外の場所で、酒類の製造者又は販賣業者が各種類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が合計四斗に満たない場合でも、命守で、命守である場合においては、その場所を製造場、その所持する酒類とみなされ、その所持する酒類に對する酒税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その酒類は製造場から移出したものとみなされる。

第一項及第二項ノ場合ニ於テ罰金額ガ二十二  
直ニ滿タガントキハ之ヲ二十一  
第一項及第二項ノ場合ニ於テヘ  
第三其ノ税金ヲ徵收ス  
第六條中「三百圓」を「五萬圓」に改  
め。第十一條中「百圓」を「三萬圓」に改  
める。

但シ第一項及第二項ノ場合ニ於テ  
懲役ノ滿三處スルトキハ此ノ限  
ニ在ラズ。

第十二條 法人ノ代表者又ハ法人  
ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業

但シ其ノ證憑力重要ナル犯則事件の證憑ナルトキハ最初ノ發見地所關財務局ノ收稅官吏ニ引領クヘシ第十一條第二項の次に次の一項を加える。  
財務局長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調查ヲ必要トスル時トキハ之ヲ其ノ地ノ財務局長又ハ稅務署長ニ囑託ヘルコトヲ得第十三條、第十四條第一項、第十七條第一項及び第十九條中「稅務署長」を「財務局長又は稅務署長」に改める。

項」を「第六項」に改める。  
第六十三條の二 政府特殊借入金の償還を以て徵收した戰時補償特別税につき過誤納額があつた場合における當該過誤納額の還付については、命令の定めるところにより、還付すべしと同額の登録國債とをすこしにより、これをなすものとする。  
政府は、前項の過誤納額の還付のため必要な金額を限り、公債を發行することができる。  
第二十一條 納稅施設法は、これを廢止する。

正規定の適用により、四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書又は十二月修正予定申告書の提出を要しないこととなつた者は、昭和二年分の所得税については、第四期分の所得税額は、これを納付することを要しない。

改正後の所得税法の規定の適用により、予定納税額に増減があるに至つた者（前項に規定する者を除く）の昭和二十二年分の第四期分として納付すべき所得税額は、從前の規定による当該納期分の納税額につき、從前の規定によ

ところにより譲り受ける。  
前項の製造者又は販賣業者が  
場、料理店その他酒類を自己の  
業場において飲料等に供する事と  
業者と/orする者であるときは、その  
務の用に供するため所持する麦  
については一石につき一千六百  
円、雑酒については一石につ  
二万五千円、その他の酒類につ  
ては一石につき一万円の割合に  
り算出した金額を、前項の酒税  
に加算する。

第二項の製造者又は販賣業  
者は、その所持する酒類の種類、  
別及びアルコール分の異なること

官報号外 昭和二十二年十一月十九日

に数量、價格及び貯藏の場所並びに前項の規定に該当するときはその旨をこの法律施行後簡月以内に、政府に申告しなければならない。

この法律施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものについては、酒税法第三十八条第一項の規定にかかるわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

第六條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた清涼飲料税について、なお從前の例による。

この法律施行の際、同一人が第一項又は第二項を通じて合計一百以上の清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、清涼飲料税を徴する。この場合においては、この法律施行の日に、その清涼飲料を製造場外に移出したものとみなされし、第一種の清涼飲料については一石につき二千六百円、第二種の清涼飲料については一石につき四千六百円の割合により算出した金額をその税額として、命令の定めるところにより徴收する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種別、数量及び貯藏の場所を、この法律施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第七條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なま前前の例による。

この法律施行後一箇月以内に輸出した乾燥、精米その他命令で定めた物品に対する交付金については、その規定による。

この法律施行前から、引き続いで、印材類を製造する者が、この法律施行の日に、物品税法第十四條の規定により、申告したものと

みなす。  
この法律施行の際、製造場又は  
保険地帯以外の場所で、改正後の  
物品税法第一條に掲げる印封類若  
しくは第二種の物品の製造者若し  
くは販賣者又は命令で定める者  
左の各号の一に該当する物品を所  
持する場合においては、その場所で  
製造場、その運送者を被造者とみな  
して、物品税を課する。この場合に  
おいては、この法律施行の日に、そ  
の物品を製造場外に移出したり  
とみなし、命令の定めるところに  
より、その物品税を徵収する。但  
し、從前の規定により物品税を課  
せられた物品については、その課  
せられた税額に相当する金額を控  
除した金額を、その税額とする。  
一 價格一万円以上の印材類  
二 三十万本以上の燐火  
三 酒、葡萄露又は麥芽糖で、合  
計二百斤以上のもの  
四 サツカリン又はヅルチンで、  
五百合以上との燐火  
五 合計一千斤以上の燐火  
前項の製造若しくは販賣者又  
は命令で定める者は、同項第  
二号乃至第五号の物品について  
は、同項第二号乃至第五号の  
名ごとに数量及び貯蔵の場所を  
この法律施行後一年以内に、政  
府に申告しなければならない。  
第八條 この法律施行前に課した又  
は課すべきであつた骨牌税につい  
ては、なお従前の例による。  
この法律施行の際、骨牌の製造  
又は販賣をなす者の所持する骨牌  
について、製造又は販賣をなす者  
者が、改正後の骨牌税法第四條の  
規定による税額と從前の規定によ  
る税額との差額に相当する金額を  
税額として、骨牌税を納めなければ  
ならぬ。  
第九條 この法律施行の日から昭和  
二十四年四月十五日までに特許  
免許を受ける者については、昭和  
二十一年分の総合所得税又は増加  
所得税を納める者及びその家族を  
以て改正後の狩猟法第八條第一項

に規定する一等に該当する者、分類所得税率額百五十分以上を納める者及びその家族を以て同項に規定する二等に該当する者、これら以外の者への貸付を以て同項に規定する者に該当する者とみなす。  
前項の分類所得税率の算定について必要な事項は、命令でこれを定める。  
**第十條** この法律施行の際、現に存在する船券準備金については、旧納稅施設法第十二條の規定を除く外、なお從前の例による。

**第十一條** この法律による入場税免除する船券準備金については、旧入場税の増収額については、地方区分與税法の規定は、これを適用しない。

**第十二條** この法律施行前に課した又は課すべきであつた登録税、機物消費税、入場税、特別入場税及び印紙税については、なお從前の例による。

**第十三條** この法律施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、機物消費税法第二十二条第二項、物品税法第二十五條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により支拂すべきであつた交付金については、なお從前の例による。

**第十四條** 所得税法第五十五條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)法人税法第四十二条第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)特別法人税法第十八條ノ二第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて計算を加算する場合において、又は相続税法第五十八条第一項(同條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて計算を加算する場合において、この法律施行前の期間に対應して加算すべき税額については、なお從前の例による。

**第十五條** この法律による他の法律の改正になつた行為に附する罰則の適用については、なお從前の例による。

附右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を要領書を添えて、報告する。

昭和二十一年十一月二十八日

財政及び金融  
融委員長 黑田 英雄

参議院議長 松平恒雄殿

多數意見者署名  
椎井 康雄 深川タマエ  
山田 佐一 西川甚五郎  
森下 政一 伊藤 保平  
西郷吉之助 小宮山 常吉  
高橋清太郎 渡邊 善吉  
木内 四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

災本法案の趣旨は、戦災者と非戦災者の間ににおける特性的不均等を是正するとともに、臨時緊急な財政需要に應ずるために、一向取扱いの課税として非戦災者特別税率を創設し、非戦災家屋税と非戦災者特別税率との本連立し、非戦災家屋税は昭和二十年八月一日より施行され、非戦災家屋を所有していた個人及び法人に対し、賃貸價格の百分の三百程度の課税を行い、非戦災者特別税率は昭和二十二年七月一日において家屋を使用していた非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人に対する課税と二重課税となり、納稅義務者は、戦災に損失を蒙った場合に、その戦災の経済情勢の変化が充分に考慮されておらぬい等、なお論議をつくすべき点があるが、現下の政治危機突破のため、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

この事件によつて、目下警戒の範囲は約八千万円である。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、非戦災者特別税率案の内閣提出案は本院においてこれ

よつて國會法第八十三條により送付する。昭和二十二年十一月二十七日  
參議院議長松平恒雄殿  
非戰災者特別稅法案

前項第一号又は第二号に規定する一定の金額は、同項第一号の掛帶の構成員又は同項第二号の法人が調査時期においてこの法律の適用範囲と同一の損害額との合計額に十分の割合を乗じて算出した金額とする。

戦時災害を受けた日以後課税時期までに、戦時災害に因り損害を受けた世帯の構成員について、掛け算された金額は、同項第一号又は第二号の法人が戦時災害に因り損害を受けた法人が合併により消滅した場合においては、第一項第一号又は第二号の損害額の計算については、被相続人又は合併に因り損害を受けた法人が合併により消滅した場合は、被相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が受けた損害額とみなす。

調査時期後隸税時期までに世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は法人が合併に因り消滅した場合においては、第三項の割合に応じて按分した損害額は、これを相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の損害額（相続人が二人以上ある場合においては、被相続人の計算による）は、被相続人又は合併に因り消滅した法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の損害額（相続人が二人以上ある場合においては、相続人の計算による）は、被相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が調査時期において所有していた家屋又は動産の損害額とみす。

法人でない團体で代表者又は管理人の定のものについては、この法律中法人に関する規定を準用する。

前項の規定を適用する場合に、非戦災家屋税又は非戦災者税の徵収に関する事項は、命令でこれを定める。

この法律において家屋とは、生

**第三條** 調査時期において非戦災家屋を所有していた者は、非戦災家屋税を納める義務がある。

**第四條** 調査時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を調査時期において使用した非戦災者たる世帯及び非戦災者たる世帯に税を納める義務がある。但し、調査時期後あらためて設立された法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する者又は主たる事務所を有しない法人で調査時期後あらためてこの法律の施行地において家屋を使用することとなつた者はこの限りでない。

調査時期において存した事業を課税時期までに承継した法人には、前項の規定は、これ適用しない。

**第五條** 非戦災家屋税及び非戦災者税を有する者は、左に掲げる國の国籍を有する者（日本國の国籍を有する者を除く。）及び左に掲げる國の法律に基き設立された法人には、これを課さない。

オーストラリア、ベルギー王國、ボリビア國、ブラジル國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア國、エクアドル國、エジプト國、エチオピア國、フランス國、グレート・ブリテン・アイルランド連合王国、ギリシア國、デンマーク國、ドミニカ共和国、エクアドル國、ホンデュラス國、カラカツア國、ノルウェー王國、パナマ國、バラグアイ國、ペルグ大公國、スキンゴク國、オランダ王國ニース、ジラン、イング、イラン、イラク國、ジバニン、リベリア國、クルセンド、ルクセンブルグ大公國、メキシコ國、オランダ國、サルヴァドル國、サウ

第六條 調査時期において非戦災家屋を所有していた個人について調査時期後この法律の施行前に相続の開始があつた場合においては、この法律の適用については、当該相続人又は相続財團(相続人があること)が明確でない場合には、法人又は相続財産を有する者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。じつは調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期後この法律の施行前に合併により消滅した場合においては、この法律の適用については、合併存続する法人又は合併に因り設立された法人が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人の事業の全部が承継があった場合においては、当該法の適用については、合併存続する法人又は合併に因り設立された法人の他命令で定める公共團體の所有としていた(非戦災家屋を除く)を取得した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

戦時補償特別措置法第六十條第一項の規定により國、地方公共團體又は同法第一條第一項に規定する特定機関が調査時期において既に有していた非戦災家屋の譲渡を受けた者は、この法律の適用について、譲受けた者は、この法律の施行前に相続の開始があつた場合においては、

この法律の適用については、当該相続人又は相続財團は、課税時期に当該家屋を使用していた非戦災者たる世帯主のみなす。課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を使用していた非戦災者たる法人が課税時期後この法律の施行前に合併により消滅した場合においては、この法律の適用については、合併後存続した法人又は合併により設立された法人は、課税時期において当該家屋を使用していた非戦災者たる法人とみなす。

第七條 非戦災家屋税は、左に掲げる非戦災家屋については、これを課さない。

一 調査時期において國、都道府県、市町村その他の命令で定める公共團體の所有していた家屋及び皇室財産であつた家屋

二 調査時期において旧家屋税法第三條の規定により家屋税を課せられなかつた家屋 但し、前條第四項の規定の適用による申告書において、譲渡を受けた家屋が第十七條第一項若しくは第十八條の規定による申告書の提出の時において旧家屋税法第三條各号の規定に該当しないものであるときにおける当該家屋を除く。

三 調査時期後この法律施行前に無償で國、都道府県、市町村又は出資の拂込済金額の合計額が株式又は出資の拂込済金額の総額の三分の一以上に相当する法人が所有していいた家屋、非戦災者税は、左に掲げる者には、これを課さない。

四 昭和十六年十二月七日において第五條に規定する者の株式又は出資の拂込済金額の合計額が株式又は出資の拂込済金額の総額の三分の一以上に相当する法人が所有していいた家屋、

二 調査時期後この法律の施行地外から引き受けた者（軍人又は

軍處であつた者で調査時期においてこの法律の施行地外で戸主又は家族と同居していたもの以外のものを除く。が世帯の生計を主として維持する場合における当該世帯の世帯主課税時期において賃貸價格が百円に満たない家屋のみを専用していいた世帯でこの法律施行前六年以内に戦時災害に因り当該世帯の生計を主として維持していた者が死亡したもの世帯主前項第四号に規定する法人第二章 課税標準及び税率







し又は借用したときは、これを五年以下の敷役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十二條第一項又は第五十三條の違反行為をしてなしたときは、その行為者を罰する。各本條の罰金刑を科する。

第五十六條 他人の財産災害税又は非戦災者税について、政府に対する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の敷役又は一円万円以下の罰金に処する。

第五十七條 第五十二條第一項の罪を犯した者は、第三十九条第三十八條第三項但書、第三十九条第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、敷役刑に処するときは、この限りでない。

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

所得稅法の一部を改正する等の法律案及び非戦災者特別稅法案に対する小數意見書

私は左の理由によつて両法案に反対する。

附 則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

両案は依然として、大衆課稅を強化するもので、実行不可能である。

財政及び委員會

少數意見者

（黒田英蔵君意見稿、拍手）

參議院議長松平恒龍殿 功

先ず失業保険特別会計法案について報告申上げます。本法案は先に本院

ににおいて既次な改正した失業保険法並びに失業者当法、この両法案に關係をいたしておるのでありまして、その失業保険事業の經理につきましては、各種の保險事業におきますと同様に失業保険に關しまる成入費出はこれと特別に經理して、その收支を明確にすることに適當である。いふので、専用会計を設けるのであります。

これにつきましては衆議院におきまして修正がありまして、附則の第十七條によつて、「この法律は、昭和二十一年十一月一日から、これを施行する」とありますので、「この法律は、昭和二十一年十一月一日から、これを適用する」と修正に相成つたのであります。

委員会におきまして質疑に入りましたが、たゞ失業保険法は特別会計は必要であるとうと思ひまするが、特別会計はすでに多數にありますものと整理する方針で参つておるのに拘ららず、だんなく特別会計法が出来るのであるが、將來どうう考へであるかといふことにつきましての質問に対しましては、政府は、その方針で答つつもりでありまするが、これは特別に必要があるので設けるというような趣旨であつたのであります。かくて討論に入りましたところ、发言もなく、質決を行いましたところ、全会一致を以て本案は衆議院の修正通り政府提案を可決すべきものと議決いたしましたのであります。

次に所得税法の一項を改正する等の法律案及び非戰災者特別税法案について、委員会の審議の經過並びに結果について御報せを申上げます。

委員会は、委員会を開きまする外に、公聴会を二日お互つて開きました。廣く意見を収めたのであります。委託人の陳述されました意見につきましては、委員会においてもいろ／＼質問論議が行われたのであります。本案の内容は、すでに先般本審議において大體

であるが、加減所得税につきましては、すでに施行する近くになると、その申告も、人員では大体予定しておりますが、所得税が少いので、實に今日は更正申込をやりつあり、又これに努力をされたりであります。又その他罰則の強化について、從来適用しなかつたのであります。併しあるが、懲罰のものには十分との御用意を適用しておる人員であるが、懲罰の適用等も起して行くつもりであります。併しあるが、最低生活に根柢を置かないところの現在の税制は、國民生活から遊離する傾向等も起してくるものであるといふことは、必ずしも効果がないのではないか。税率が高いために歸つて收入が少いからして、むしろ今日物價も騰貴しておつて、そのインフレによつて利得しておるところの階級に課税をして行くならば、それによつて收入も確保し、又強制的にお金を徴収する課税をしなくて済むのではないかといふふうな意味の御質問もあつて、その点といたしましては、これに対しては、政府のいたしましても、この新らしさ利得者に対する課税は、非常に低いということは事実である。又将来これを改善する意思あります。しかし、この問題といたしましては、税務官吏の待遇は他の官吏に比して低かつたのである。その原因は余りはつきり分らないのであるが、この点でござる御質問は今やつておるのであるし、又将来の新規には適すると思うのであります。それで、尙將來のこの待遇の改善について、いかにも財政の緊急の不足を補うために、物價が賃費して來たのであるからして、免役点も引上げることがいいであります。又全くこれを改進するのであるが、それから今までの改正は、いかにも財政の緊急の不足を補うために、

やつたものであつて、来年度の予算の編成の際に根本的に改正する意図がありました。これに対して大蔵大臣からいたしました、来年度の予算においては、税制も、もつとも将来税制はも、少し理想的に根本的に改正をするように進んで行きたいといふような御答弁があつたのであります。その他の経済財産税、それから農業課税等についての政府の所信も、大蔵大臣の所信と一致してあります。その他多くの質疑御答がござりまするが、先程申し上げました通りに、速記録に譲ることのお許しを願いたいと思うのであります。

それで質問を終りましたとして、討論に入りましたところ、日本社会党の方から委員長からいたしました、不本意でありますが本室に変更いたしました。今日経済状況の不安定である状態で、理論的な検討を作ることは困難であるうといふことは察するのである。これは追加予算に充てるための財源といふことを主張したものであると思つたのであるが、いかにも今日は取扱いをとろから重視する態度は見られるのであつて、理屈のものではないと思つたのである。もつと來年度の予算を纏成する際に大さまにしては十分に考慮して、座談に近い、インフレの実態に重点を置いていたところに反対であるとしていたのであつたのであります。それは美は非戦闘者特別税と本質的に連携の際であつたのであります。次に、日本民主党の中西委員からして本会議において太蔵大臣から御説明がありましても、賛成の意見を述べられ、尚稅の内容等は國民に周知せしめるよう省略さして頂きたいのあります。次に、日本民主党的木内委員からいたしました、賛成の意見を述べられ、尙な措置をつけて貰いたいというような希望があつたのであります。

あつたのでありますから、これを看  
略いたしたいと思います。その三三を  
宣傳部等に入りまして、その三三を  
御紹介をいたしたいと思います。一委  
員から、昭和十九年に愛知県に起つた  
震災等によりまして、家屋に損害を受けたところといふやうなものは、この  
調査時期、調査時期といふものは二十  
年の八月十六日となつてゐるのである  
のですが、その場合の賃貸價格による  
のであるかどもなるか、ということに  
対しましては、それらの後にお  
いて訂正をしておりませんものは、今  
度申告をする際において申告をされ  
ならば、賃貸價格の調査をして改定を  
するということであつたのであります  
又、この非難災者特別税につきまし  
ては、緊急手当を得ない税收入を、國  
ために作られたと思うのであるが、反  
対の意見も多いのである。自分も誠に  
好ましくない税と想うのである。即ち  
戦災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
から、租税力のないところに税がかか  
るような懸念が非常に多いと思うとい  
うような御質問があつたのであります  
が、これは積極的に租税力を持たな  
いことが誠に欠点であると思う。併  
し、戦災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
が、今日整済の状況からいたしまして  
も、相當目立つた違いができるで  
あります。國民感情の上から  
考へても、この均衡を得るために課税  
することはよろしいと思う。又、税額  
のものではあるから大したものであ  
りないのであるが、最も高いのでは  
ある。財産税の最高は九〇%までに至  
ておりますが、併しこれは極く一割  
に達しないものであるから大したもの  
ではないのであるが、最も低いのでは  
ある。財産税の最高は九〇%までに至  
ります。これをおもと見て、兩案一括して採  
決をいたしましたのであります。兩案一括して採  
決をいたしましたのであります。これが本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度  
果して本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度

末までに得られるかといふ質問に対し  
ましては、これは來年の一月の末まで  
に申告がする。申告と同時に納めるの  
であつて、農村等でも役場においてよ  
く賃貸價格が分つてゐる。それが  
いろ／＼世話ををしてやりますか  
のであるかどもなるか、ということに  
対しましては、それらの後にお  
いて訂正をしておりませんものは、今  
度申告をする際において申告をされ  
ならば、賃貸價格の調査をして改定を  
するということであつたのであります  
又、この非難災者特別税につきまし  
ては、緊急手当を得ない税收入を、國  
ために作られたと思うのであるが、反  
対の意見も多いのである。自分も誠に  
好ましくない税と想うのである。即ち  
戦災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
から、租税力のないところに税がかか  
るような懸念が非常に多いと思うとい  
うような御質問があつたのであります  
が、これは積極的に租税力を持たな  
いことが誠に欠点であると思う。併  
し、戦災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
が、今日整済の状況からいたしまして  
も、相當目立つた違いができるで  
あります。國民感情の上から  
考へても、この均衡を得るために課税  
することはよろしいと思う。又、税額  
のものではあるから大したものであ  
りないのであるが、最も高いのでは  
ある。財産税の最高は九〇%までに至  
ります。これをおもと見て、兩案一括して採  
決をいたしましたのであります。これが本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度  
果して本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度

末までに得られるかといふ質問に対し  
ましては、これは來年の一月の末まで  
に申告がする。申告と同時に納めるの  
であつて、農村等でも役場においてよ  
く賃貸價格が分つてゐる。それが  
いろ／＼世話ををしてやりますか  
のであるかどもなるか、ということに  
対しましては、それらの後にお  
いて訂正をしておりませんものは、今  
度申告をする際において申告をされ  
ならば、賃貸價格の調査をして改定を  
するということであつたのであります  
又、この非難災者特別税につきまし  
ては、緊急手当を得ない税收入を、國  
ために作られたと思うのであるが、反  
対の意見も多いのである。自分も誠に  
好ましくない税と想うのである。即ち  
戦災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
から、租税力のないところに税がかか  
るような懸念が非常に多いと思うとい  
うような御質問があつたのであります  
が、これは積極的に租税力を持たな  
いことが誠に欠点であると思う。併  
し、戦災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
が、今日整済の状況からいたしまして  
も、相當目立つた違いができるで  
あります。國民感情の上から  
考へても、この均衡を得るために課税  
することはよろしいと思う。又、税額  
のものではあるから大したものであ  
りないのであるが、最も高いのでは  
ある。財産税の最高は九〇%までに至  
ります。これをおもと見て、兩案一括して採  
決をいたしましたのであります。これが本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度  
果して本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度

から報告することを求めておられました  
。報告時間は十五分間に制限いたし  
ます。中西功君答弁 拍手

○中西功君答弁 一郎君 少数意見者

これまでに得られるかといふ質問に対し  
ましては、これは來年の一月の末まで  
に申告がする。申告と同時に納めるの  
であつて、農村等でも役場においてよ  
く賃貸價格が分つてゐる。それが  
いろ／＼世話ををしてやりますか  
のであるかどもなるか、ということに  
対しましては、それらの後にお  
いて訂正をしておりませんものは、今  
度申告をする際において申告をされ  
ならば、賃貸價格の調査をして改定を  
するということであつたのであります  
又、この非難災者特別税につきまし  
ては、緊急手当を得ない税收入を、國  
ために作られたと思うのであるが、反  
対の意見も多いのである。自分も誠に  
好ましくない税と想うのである。即ち  
戦災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
から、租税力のないところに税がかか  
るような懸念が非常に多いと思うとい  
うような御質問があつたのであります  
が、これは積極的に租税力を持たな  
いことが誠に欠点であると思う。併  
し、戦災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
が、今日整済の状況からいたしまして  
も、相當目立つた違いができるで  
あります。國民感情の上から  
考へても、この均衡を得るために課税  
することはよろしいと思う。又、税額  
のものではあるから大るものであ  
りないのであるが、最も高いのでは  
ある。財産税の最高は九〇%までに至  
ります。これをおもと見て、兩案一括して採  
決をいたしましたのであります。これが本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度  
果して本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度

から報告することを求めておられました  
。報告時間は十五分間に制限いたし  
ます。中西功君答弁 拍手

○中西功君答弁 一郎君 少数意見者

これまでに得られるかといふ質問に対し  
ましては、これは來年の一月の末まで  
に申告がする。申告と同時に納めるの  
であつて、農村等でも役場においてよ  
く賃貸價格が分つてゐる。それが  
いろ／＼世話ををしてやりますか  
のであるかどもなるか、ということに  
対しましては、それらの後にお  
いて訂正をしておりませんものは、今  
度申告をする際において申告をされ  
ならば、賃貸價格の調査をして改定を  
するということであつたのであります  
又、この非難災者特別税につきまし  
ては、緊急手当を得ない税收入を、國  
ために作られたと思うのであるが、反  
対の意見も多いのである。自分も誠に  
好ましくない税と想うのである。即ち  
戦災に遭わなくて、必ずしも租税力  
があるとも今日はいえない、又戦災に  
遭つても、その後いろいろな、インフ  
レ等によつて利得をして租税力が非常  
に衰えている者もあると思うのである。  
戰災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
から、租税力のないところに税がかか  
るような懸念が非常に多いと思うとい  
うような御質問があつたのであります  
が、これは積極的に租税力を持たな  
いことが誠に欠点であると思う。併  
し、戦災者と非難災者との間に、おも  
に租税力の違いがあるのであります  
が、今日整済の状況からいたしまして  
も、相當目立つた違いができるで  
あります。國民感情の上から  
考へても、この均衡を得るために課税  
することはよろしいと思う。又、税額  
のものではあるから大るものであ  
りないのであるが、最も高いのでは  
ある。財産税の最高は九〇%までに至  
ります。これをおもと見て、兩案一括して採  
決をいたしましたのであります。これが本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度  
果して本年度予想してゐるところの六六  
十五億四千百万円といふ收入が、年一度

が敵にインフレによつてこの体制をますます不合理になつておる。そのためますから、例え今は毎七万円以上の人間に高率を課すことによつて大口所得者を捕捉するのだと言つておりますが、これも極めておかしい、極めておかしいのです。なぜならば、十万、十五万円の現在の所得の人は、以前においては最も低い所得者です。現金を納める最低の所得者、主として中小工業者であります。が、こういう人々が、政府の発表からいいましても、七万円以上の人大多数はこのクラスです。このクラスに對して極めて小額のみに税率は上つておる。そうして百萬円以上の人は何人おるか。政府が考へたのは概かに二千人で、政府が考へたのは概かに二千人には一定額を決して税率は上つてないのです。こういうふうに大口所得者を捕捉するのだといつて置きながら、実は中小工業者は極めていじめておるといふのが今度の七万円以上の引き上げなんですか。だから本旨は二つも通つてしまつて申しますれば沢山な未審がありませんが、時間もそぞ沢山ありますので、その他の省略しますが、特に非戦災者家庭の問題について申しますれば、若し政府が本当に所得を正確に把握するということを前提としておるし、そういう無能を認めておるからこそ、こういうふねばならない税を必要はないのです。自分自身で本当に所得を把握できないとまえるといふことを前提としておるし、そういう非戦災者家庭をいたるならば、こういふふねばならない税を必要はないのです。増加所得税のときにも極めて大きなか沢山の問題を生みました。現在においてもそれは誠にひどいのです。現在におけるところのあの臨時公債の利子を打ち擱止の決定や、或いはいろいろの着眼点の相違やいろ／＼の問題がありましたが、若し本当に政府が負担の均衡を期するというならば、なぜ八十億に上る

的なこの案をこそ、我々は慎重に審議をしなければならない筈であります。我々日本共産党は大衆を殺すようないの税制に對して贅成することはできません。大抵の税制は原則として税金が取れないのか。これは私たちは若し現在のような危機的な状態において歳用が或る面において膨大する。大きくなるといふような止めを得ない税制があるわけでありますか、とにかくこの税制をおきましてはそういうふうな大衆の非常な負担をますべく増して行く。そぞらこれは決してインフレの克服にも何にもならないで、反対にインフレを激化するのであります。若し本当にある者から取るインフレを激成しておる者から取るならば、本当にインフレ克服のためには役立つ。うした税制をうまく運用すること、そのこと自身がインフレ克服に役立つであります。でありますから我々といたしましては、本当にそういうことに役立つ、インフレ克服に役立つよな税制を作ること、これは可能である。併しづらくこの人の諭論では現足なものにおいては止むを得ない、ということでお賛成される方が多いのです。それも亦間違つておると思うのであります。歳出が増大すればする程、どうしても財政が危機であればある程我々としましては、本当に人民の協力を得ることはできない。反対に猛烈な反抗を買つ。そうしなければ決して所期の目的を達することはできないのであります。私はこういう税制は何ら人民の協力を得ることはできない。反対に猛烈な反抗を買つ。そうして社会的危機を激化していくと思う。その責任はこの税制にある。この政府にある。同時に又それを贅成した人々にあるといふことをはつきり皆様に知つて貰いたい。我々日本共産党がこの税制に反対いたしましたのは、そういう問題に對して賛成税制である。この政府にある。

岩崎正三郎君	鬼丸哲夫君	岡木間平	齋藤佐々木	武雄鹿鳴君
西川基五郎君	西川基五郎君	西川基五郎君	森下太郎君	重誠若狭
水久保基作君	水久保基作君	水久保基作君	中井光次君	櫻内辰郎君
國守榮君	國守榮君	國守榮君	堺内加藤常太郎君	荒井主
司法大臣	大藏大臣	大藏大臣	大屋清岡君	大屋清岡君
政府委員	大藏政務次官	大藏政務次官	寺尾豊一君	寺尾豊一君
司法院務官	司法院務官	司法院務官	石坂大輔君	石坂大輔君
司法局長	司法局長	司法局長	木曾徳川君	木曾徳川君
國守榮君	國守榮君	國守榮君	今泉小林君	今泉小林君
前尾繁三郎君	前尾繁三郎君	前尾繁三郎君	中川境野君	中川境野君
小坂善太郎君	小坂善太郎君	小坂善太郎君	黒川英三君	黒川英三君
鈴木義男君	鈴木義男君	鈴木義男君	政喜君	政喜君
奥野健一君	奥野健一君	奥野健一君	幸平君	幸平君
岩崎正三郎君	岩崎正三郎君	岩崎正三郎君	三郎貞吉君	三郎貞吉君
齋藤佐々木	齋藤佐々木	齋藤佐々木	憲二君	憲二君
武雄鹿鳴君	武雄鹿鳴君	武雄鹿鳴君	清雄君	清雄君
重誠若狭	重誠若狭	重誠若狭	大隅君	大隅君
櫻内辰郎君	櫻内辰郎君	櫻内辰郎君	君	君
堺内加藤常太郎君	堺内加藤常太郎君	堺内加藤常太郎君	君	君
荒井主	荒井主	荒井主	君	君
大屋清岡君	大屋清岡君	大屋清岡君	君	君
寺尾豊一君	寺尾豊一君	寺尾豊一君	君	君
石坂大輔君	石坂大輔君	石坂大輔君	君	君
木曾徳川君	木曾徳川君	木曾徳川君	君	君
今泉小林君	今泉小林君	今泉小林君	君	君
中川境野君	中川境野君	中川境野君	君	君
黒川英三君	黒川英三君	黒川英三君	君	君
政喜君	政喜君	政喜君	君	君
幸平君	幸平君	幸平君	君	君
三郎貞吉君	三郎貞吉君	三郎貞吉君	君	君
憲二君	憲二君	憲二君	君	君
清雄君	清雄君	清雄君	君	君
大隅君	大隅君	大隅君	君	君
君	君	君	君	君

定價一部一圓四十錢

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
印局